

平成21年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成21年12月10日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

永井 真人	池田 滋彦	神谷ひさ子	川合 正彦
高笠原晴美	風間 勝治	中島 牧子	田中 信好

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	辻 和見
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	水野 慶春
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第55号	知立市福祉の里八ツ田条例	原案可決
議案第56号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第60号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第61号	平成21年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第62号	平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第65号	平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
陳情第12号	ヒブワクチンの公費での定期接種化を求める陳情書	採 択
陳情第13号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	〃
陳情第14号	安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	不 採 択
陳情第15号	後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第16号	介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第17号	安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択

陳情第18号	社会保障費2,200億円の削減方針の撤回と医師・看護師不足の解消を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択
陳情第19号	障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第20号	医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第21号	後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第23号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○永井委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は17件、すなわち議案第55号、議案第56号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第65号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第23号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第55号、知立市福祉の里八ツ田条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

おはようございます。

本会議でも随分たくさんの方が質疑をされましたので、その中でですね、今回新しくつくられるいきがいセンターの方の間取り図などは見せていただいたわけですが、機能として今まで福祉の里八ツ田というものが存在しましてね、両方のものを兼ねていたと。そして今度、いきがいの部分をこちらに新たにつくったというようなことでね、いきがいセンターの部分として従来のところから、スペースとして地域福祉センターの方から撤収したといいますか、機能的にいきがいセンターの方へ移行したその部分というのはどの程度かということのご確認を関連のものとして伺いをしたいというふうに思います。

いきがいを含んで、今までは福祉の里八ツ田ということでシルバー関係の施設も中に包含されていた。それを今度は引っ越しをさせるということで、従来の福祉の里八ツ田がどの程度スペースがあいてくるのかと。その活用方法はどうするのかという点ですね。その点をちょっとお知らせください。

○長寿介護課長

今の御質問なんです、建家そのものにつつま

しては、御存じのとおり地域福祉センターと高齢者いきがいセンターが現在の建家の中に入っております。

それで、どこのスペース部分が福祉センター部分、高齢者いきがいセンター部分と分けがしてありませんので、当時の平成4年の建設費の補助率でいけば、当時平成4年にあの建家を建てておりますので、その当時の補助の比率でいけば、25%程度が高齢者いきがいセンター部分になっていきます。よろしく願いいたします。

○中島委員

4分の1が高齢者のいきがいのセンターとしてのスペースであったと。どこの場所かっていうことは別に指定はないということですが、25%が出て、今度は新しくその部分を拡大されて、もっと充実されるという、こういうバランスになっていくわけですね。

両方ともしっかりと充実させていただきたいわけですが、25%の部分が今度は地域福祉センターのそのものとして活用できるようになると。こういうことですね。25%ふえるということですね、その部分がね。全部がそれになるわけですから。

そういう意味では、これまでのボランティアセンターの話も本会議で出ておりました。今、余りにも狭過ぎるのではないかと。市長も地域のいろんなボランティアの人たちの御活躍を応援するという姿勢を常に表明されていると。こういうことでありますのでね、今もその25%あくというこういった部分をどう活用するのかという基本的な考えは持っていかなきゃいけないんじゃないかと。それは市の考えということで指定管理者との話し合いをしなければならないと。こんなふうに思いますけれども、もちろん団体の意向とですね、その辺の基本的な方針について伺います。

○長寿介護課長

私がよその部局のことを回答してよろしいかちょっとわかりませんが、現在、地域福祉センターの中にはボランティアセンターを置くことが要件になっておりますので、現在、れんげという会議室の中にボランティアセンターが今現存している

わけです。

それで、いきがいセンターを新築するに当たりまして、機能が移転される4分の1部分相当分ですが、それだけ分を地域福祉センターの機能充実に図っていききたいと、私は思っております。

その中で、他部局の中でボランティアセンターをどこに設置をされるかっていうのは、指定管理者社会福祉協議会と他部局が調整をしていただかないと、私はちょっとお答えすることはできませんので、お許し願いたいと思います。

○中島委員

ただね、地域福祉センターというものの役割が決まっているわけですね。そこにはボランティアセンターを置かなければならないと、そういうふうになっている以上ね、それはここの責任でもあると。さらに、こういう環境でありますので、充実を図る必要があると思いますけど、現に貸し館になっているれんげの部屋、これは会議室ということで使える、そういう会議室を今はボランティアセンターをの事務局が占拠していると。これは望ましい形ではないわけですね。いたし方がないということでそうなったというふうに思ってますけど、れんげというのが条例上も貸し館としてうたわれているわけですが、都合上、事務局室になってしまって、貸し出しはそこは事実上禁止になっていると。停止になっていると。これは運営上でもね、今まで支障があった。特になかなか会議室が不足しているという中では、事実上文句を言う人はいなかったかもしれませんがね、事実上やはりどこの会議室も大変盛況でしたというお話をね、聞いておりますけれども、そういう意味では、やはりそこを占拠していたってということについては、望ましい形ではなかったという点では、早くそれを解消してくれというのは基本的な立場でいうべきではないかというふうに思いますけどね。いかがですか。

○長寿介護課長

今、中島委員がおっしゃられるとおりだと私は思っております。それで、新しくいきがいセンターの建家ができた際につきましては、れんげの部

屋を従来どおり利用していただく部屋の方向に変えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○中島委員

今後はそういう手狭の部分を解消したわけですから、当然本来の姿に戻すということが基本で、その際には基本的に当事務局出ていってくださいと言わなきゃならなくなるわけですからね、こちらの立場では。ですから、他部局の問題ですというふうには言うてはられないということですから、それは当然早急に今後のね、来年6月にオープンですから、それまでの間に、じゃどういうふうにするのかっていうことについて、詰めておかなければならないということですよ。

市長ね、25%の部分、スペースがあくわけだね、今までの従来のところ。もちろん、他でつまってもう少し拡大したいという部分もあるかもしれませんが。けれども、基本的にはそういうことになるので、ボランティアセンターの充実、中央公民館に持ってくるっていう話が一時ありましてね、それはできませんと。地域福祉センターとしての設置は義務になっているので、抜いてしまったらだめということで、それは断念されたわけですが、そういう意味では、十分なセンター機能が発揮され、多くのボランティアの方たちの活動を活発にするための拠点というふうにならね、充実させることができるんじゃないかなと私は思いますけども、そういった方法でのね、他部局、企画の方がボランティアの関係は所管しておりますので、そこそこといった議論を背景にした充実ということは調整していただける必要があると思います。当然そういうことになるというふうに思いますけれども、その点、林市長にお伺いします。

○林市長

今回のですね、地域福祉センターからシルバーの部分、人材センター部分のシルバー人材センターが御活動していただいた部分が25%ですね、抜けるということで、非常に地域福祉センターが今までよりも手広く使えるということでもあります。

そうした中で、2点、私やはりメリットが出る、メリットっていうかですね、使い勝手がよくなる。

一つはですね、やはり社会福祉協議会の本来的な事務がしやすくなる、いろんなデイサービス等々やっていただいているわけであります。

もう一つがですね、これは社会福祉協議会の事務の一つにはなるんですけども、ボランティア活動、今中島委員おっしゃられましたボランティア活動、またこれ市民活動っていう言い方をしてもいいのかなという思いあるんですけども、その部分がですね、今まで以上に非常に充実ができるのかなという大きな期待をしているところでございます。

以上であります。

○中島委員

今、具体的には、2階で子供服などのリサイクルを行っている通称ともちゃんというところのスペースがね、そっくりシルバーの方に引っ越しをすると。2階の大きいスペースですね。南側のエレベーターから出て突き当たったところの2階のスペース、あそこがシルバーの管轄、そういう高齢者の皆さんが子供服をリサイクルして販売するというような活動に使われていたわけで、これが引っ越しをしていくと。具体的に言うとそういう、ここがスペースが25%に当たるかどうかね、全部わかりませんが、ここが引っ越しをすると。これ25%、事務所のシルバーの事務局が座る場所もその部分ですから、基本的にはこの二つが抜けると。それで基本的に25%だったということですか。厳密ではないんですか。

○長寿介護課長

これは平成3年に設計委託をしまして、平成4年に建家の工事を初めまして、平成5年の4月1日から供用開始をしているのが今の福祉の里です。そのときに、国県から補助金をいただいておりますので、その国県の補助金の比率割合が地域福祉センター部分が75%、高齢者いきがいセンター部分に係る補助金が25%ということで、その比率で私は申し上げましたので、例えば、今中島委員がおっしゃられたともちゃんのスペースが約100平方メートルあります。100平方メートル部分につきましては、隣接に新設される建家のいきがいセ

ンターの中に移転をされますので、そこは必ずあります。

済みません。25%の面積には当たりません。

○中島委員

100平方メートル、100.71平方メートル、それで具体的に隣にある健康相談室等も約46平方メートルですかね、だから全体で150平方メートルぐらいをともちゃん関係で使っていたというようなおおむねね、いうことではあるんですが、3階建てでありまして、2階の部分の南半分ぐらいを使っていたので、面積的に25%、事務室を含めても、とてもなかったなとそういう感じがしますね。25%はなかったと。そういう狭い中での工夫でやっていたという、そういうことでありますけれどもね、これが少なくとも出ていくということですね。

今までの利用方法については保育園の設置基準じゃないですけども、非常に厳密に言うと、いきがいセンターがやはり狭かったのかなという、高齢者の方のね、関係が全体のスペースの割合としては狭かったなというふうに思いますね。事務局が早く、もう少しスペースが欲しいと必死にシルバーの事務局がね、言ってみえたその思いがよくわかる気がしますけども、狭かったなというこういうことについては、どんなふうな認識ですか。

面積、全体で%わかるの。計算してみたけど。どのぐらいだったんですか。

○長寿介護課長

委員長、少し時間ください。

○永井委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

部屋の占有率でいきますと、14.5%程度になります。

○中島委員

いきがい活動の部分が14.5%であったと。これが今後解消されてね、今までも問題だったわけですけども、これを解消しようということで、新しくできるんで、それは大いに今後のいろんな活動が活発に行われるようなことを特に望んでおきたいというふうに思います。

ボランティアセンターのことは、具体的にはここで担当長部長がいるわけではございませんけれども、先ほど市長も言われたような立場、それから基本的にボランティア活動のセンターがここには必置義務であるというこの立場、両方を含めてきちんと調整をとって充実できる、そういうスペースの確保を、また団体の方の意見を聞いてのお部屋の移動というということもね、ほかにもかかわってくる問題があるかもしれませんので、十分にそれは詰めていただきたいというふうに思います。

施設面では一応そういうことなんですけども、従来の方で、もう一つ、健康相談とか相談活動の部屋が実質、今市民相談の法律相談なりさまざまな相談をやっているお部屋が5個あるんですね。5部屋。事務局の部屋のちょうど廊下を挟んで反対側のね。小さいパーテーションで区切ったような形のお部屋があると。ここんところも、少し充実する必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思いますけれども、この辺での稼働状況も含めてですね、今後の活動、市民のいろんな相談があると思うんですけども、今どこをということではないんですけども、ここでの相談活動の充実のためのスペース拡大、これはお考えになってませんか。

○長寿介護課長

多くの方に御利用していただくことは、私は望んでおります。それで、どのような形で相談業務がふやせるかということにつきましては、指定管理者である社会福祉協議会の方と一度話し合ってみたいと思っております。

それで、利用率なんですけども、19年度では相談数は263人の方が年間利用されております。それで20年度につきましては285人の方が利用されてお

ります。増加率は8.4%だと私は認識しております。

○中島委員

この相談室がね、稼働率ということでもありますけども、日程の調整とかいろいろあるので、今の相談室の中でももっと相談をふやせるということがあるのかもしれませんが、必ずしも部屋をふやさなければ相談がたくさん受けられないという、そういうことではないと思いますけれども、こういった機会に、これについても必要であれば拡大することが、こういう機会に必要なだと思いますので、ぜひね、検討してもらいたい。

こういったいろんな相談は、福祉子ども部長の方が具体的な相談等は集約されますか。相談活動は、全部社協に委託をしている内容ということになってるんですか。

○長寿介護課長

相談業務につきましては、民生委員の方が相談に乗って見える業務もありますし、法律相談ということで、弁護士の方が見えて相談している業務もございます。また、人権擁護委員の方が見えて相談を行っている業務もございます。

多様な相談業務を行っておりますので、お願いは社会福祉協議会の方に相談業務そのものをお願いしておりますので、個々にこの件、例えば法律相談がどれだけの御利用がありましたかという詳細なものにつきましては、必要であるようございましたら、資料は作成させていただきます。

○中島委員

資料を今出してくださいとは言いませんけれども、管轄は社協に委託する形で、その活動の費用も出して、お願いするわけですよね、社協の活動についてね。社協も見る、こちらも見るというような形で。その管轄は長寿介護課ですか、それともこちらですかということ、聞いたんです。そのことだけ。

○市民課長

この相談業務につきましては、市民課の方で予算を持ってまして、社会福祉協議会の方に委託業務ということで委託をしております。

以上でございます。

○中島委員

つまり、部屋の管理そのものを委託する方は向こうだけれども、事業の委託はこちらというね、中身の委託はこちら。ちょっとこうわかりにくいわけですけどもね、その辺はじゃあ先ほどのボランティアセンターじゃないですけども、市民相談業務がこれで十分かどうかというね、それから何か問題があるんじゃないかどうかという、そういう議論も横断的に連絡をとり合って、今度のスペースのこの変更ということも含めた検討を両方で一緒にやっていただきたいと。部屋だけ私とこは管理しておりますし、件数だけは把握させてもらっておりますということね、事業はこちらがこちらが委託しておりますので、中身は知りませんという感じですのでね、ちょっとわかりにくいわけですね。そういったものがたくさんあるんで、ここの中には、複雑なんですけれども、十分その相談活動についても今度ね、6月という新しいオープンというときに目標を定めて充実をさせていただきたいと。こういうふうに思いますので、その辺はどちらが音頭をとるのか、非常に難しい話ですけども、やはり部屋、間取りをどうするかということから投げかけて、こちらへと。いいですね、企画ともそうだし、市民部の方ともかかわるし、長寿介護課の方が具体的にはあそこのところ細かくやってらっしゃるといって、保険健康部ですけどね。この辺の非常に連携が必要だということです。

部長、その辺はしっかり押さえて、詰めていただきたいと思います。いかがですか。

○保険健康部長

今、御指摘がありましたことにつきまして、関係部課それから社会福祉協議会など、民生委員とかいろんな方々の御意見を伺いながら、調整をしていきたいというふうに考えます。

○中島委員

もう一つ、長寿介護課の方にね、事業の充実という点で中身の問題ちょっと伺っておきたいんですが、ここを利用して、かつてはちょっとボラン

ティアの方たちがやってみえたことがあると思うんですが、ふれあい給食、高齢者のまだ介護保険にどっぷり入っちゃったじゃなくて、まだ初期の支援ぐらいの方で、月に一度ぐらいはここへ集まって、ふれあい給食を食べて、そして何か行事に参加できるような企画をします。

もちろん、地元の老人クラブもありますからね、いろいろこう出ているって忙しいという人もいるかもしれませんが、孤独に過ごしている方もいらっしゃるかもしれない。

そういう点では、今度、もちろんそれは中の部屋を専用室じゃなくていいわけですけども、調理室っていうのが立派な調理室があって、そこでつくることができるし、食べていただく部屋を設定すれば、ふれあい給食っていうものができると思うんですね。

やっぱりそういうことも事業の展開の中で今後充実させていただきたいなっていうふうに思うんですが、いかがですか。介護保険に頼らないで自立の人を支えると。

○長寿介護課長

回答にはならないかもしれませんが、現在、今社会福祉協議会の方が行っております食事サービス事業というのがございます。一日当たりの食数は50食を予定しております。

それで、うち、デイサービスの利用者の方が20名ございます。

今、中島委員おっしゃられたとおり、実際に行ってみえる、業者という表現は悪いかもしれませんが、知立市母子寡婦福祉会がそのスペースで食事サービスを提供していただいております。

○中島委員

うん、それは回答にはなりません。それは承知しておりますし、皆さん食事をする食堂ですよ、そこは。じゃなくて、長寿介護課がね、きょうは、この日は自宅で一人で食事を宅配給食もあるかもわからないけども、ぼそぼそと一人で食べてる人たちが、きょうはみんなで食べましょうと言って、声をかけて、ふれあい給食の日を設けると。そういった活動をね、ボランティアの方たちの協力も

お願いする必要があるかもしれませんが、せっかく調理室があるんで、つくるには場所はいいわけですよ。提供すればとても喜ぶ。実費で食べていただくってということもあるかもしれないんですけど、宅配給食程度の金額で食べていただくということで、あそこまで出向いていただくという、こういう活動を取り入れていただきたいなというふうに思うんですよ。

毎回、自治体キャラバンの中ではね、ふれあい給食をふやしてほしいと。宅老所的なもので、やっていると二、三あるけれども、地域的には八橋の市営住宅がありますしね、逢妻でもやってみえるのかな。南陽も少しやっているとかな。少しずつあるんですよ。点、点、点と。あるんですよ。

だけど、なかなかね、やっぱり料理を作る場所も必要ですし、だれかのおうちを借りてっていうわけにいかないんで、なかなかそういう場所の選定、そしてお金がかかる。部屋を借りればね。

知立団地でもやろうかっていう話がありましたよね。だけど、月々5万円最低家賃をくださいと言われまして、真ん中の空き店舗があったときにね、やりたかったけど5万円だと言われて、それを5万円でボランティアの人たちが支えていくのはちょっと大変だったことで、断念したんですね。結局は。お金かかり過ぎると。

だから、こういう福祉の里のような施設があるならば、そういうところを利用して、やる気のある方たちがそこで腕をふるってもらおうということが出来るんじゃないかなと思うんですね。

だから、ぜひそれも今回地域福祉センターの中の食事サービス事業というのも一つ重要なもの、それが単なるあそこの食堂という形でデイサービスの食堂でもありますよね、あそこは。いうことでありますけども、それでは満たされないものがあるわけですよ。ですから、それを検討してもらいたいと。そんなにお金のかかることをやってもらうことは私はお願いしてない。ここの施設があって、これを利用して、調理室も立派なのがあって、そこで皆さんがボランティアでつくってもらってね、出していただいて、いろんなカラオケ

の設備もちょっと古いですけども。そうですね、声があんまり出なかったことがありました。そういう娯楽的なサービスもできるということですね、ぜひ、そういう活動も、今後展開できるような構想を持っていただきたいなというふうに思うんですよ。

部長、いかがですか、そういう方向性は。

○保険健康部長

ふれあい給食をどうだということですけども、今現在、母子会が給食を実際にデイサービスの方にもやっていると。そういった現在事業をやっておられる方と、それからこのふれあい給食というそのものの、何ていいますか、交互にやるといいですか、どういったやり方でやるのかわかりませんが、それを全部含めてふれあい給食にするのかとか、いろんな方法があるのかもわかりませんが、実態どういうふうになるのか、今ちょっと頭の中で浮かんでまいりませんが、社会福祉協議会ですとか、母子会ですとか、その辺に一度相談を投げかけてみたいというふうに思っております。

○中島委員

邪魔になっちゃう、妨害するということになるということですか、それは。営業妨害と。そうじゃないですよ。

すみれの食堂がありまして、厨房がありますね。すみれの給食づくりはその厨房の横の調理室でつくっているんですか。

○長寿介護課長

今おっしゃられる施設のある場所ですが、御存じのとおり2階の北側に面しております。その隣に調理室がございます。厨房部分につきましては、私もしっかり把握をしておりますので、間違っていたらお許しを願いたいと思うんですが、すみれが使用してみえる厨房施設と調理室の厨房は別途区分されておると私は認識しております。

○中島委員

だから、調理室65.79平方メートル、調理室ね。で、調理室があって、次に厨房があって、そしてすみれ食堂のあのスペースがあるんですね。この

厨房でつくってみると。調理室ではつくってないわけですね。大変広い調理室があって、ここでも相当部屋の利用はしていらっしゃいますよね、調理室も。

だから、厨房として使わない調理室が立派にあるということで、私はこの活用ということ言ってるんですね。すみれが使ってるんだったらそれ邪魔しちゃうわけだから、いけないんですけども、そうでなくて、その隣に、中央公民館にも調理室がありますよね。テーブルが幾つかあって、中央に指導される方のテーブルがあって、ちょっと見えるような鏡もついたりしていろいろあることも、あそこどうかわかりませんが、そういう市民が調理教室に参加するというような形態の調理室がありますよね。そこはすみれが常時使ってるわけじゃないということですね。

この調理室も年間と言うと、2,000人強の人たちが使ってみると。年間ね。グループで使うんで、回数から言ったら2,000回は使ってるわけじゃないですけどね。グループでポンと使うからね、あれですが、やはり月に1回ぐらい、そこで腕をふるって、地域のいろんなボランティアの人たちが地域でやってるようなことをここでやって、きょうはどここの地区の皆さん、おいでくださいというふうにやってもいいし、それはやり方は工夫すればいいと思うんですが、包括支援センターもあることで、そういうところでちょっと食事を一緒にした方がいいなと思うような人たち、社協の中にそういう部分もあるわけですね。包括支援センターの。あるんでしょ。そういう人たちが自立できるようになってことを社協は応援する組織ですし、その活動の場所なんですから、大いにそれは活用したらいいんじゃないかというふうに思いますのでね、ここですぐにももちろん決断ができないんだろうと思いますけども、話し合いをしていただいて、これも要求があることはあるわけですからね、ずっとね。

だから、十分な新しい施設の活用でそれが本分であるこの事業の目的を達成できるように、十分に活用していただきたいと、こういうふうに思い

ます。いいですよね、その点では。

○保険健康部長

関係者の方々に一度お話をさせていただきます。

○中島委員

障害者のふれあいセンターも今回できて、隣にけやきの皆さんがつくった喫茶店もあるわけですがけれどもね、隣にね。あそこで障害者のこんなスペースができるんですよねって、私は数カ月前にお話ししたら、障害者の団体の方が、え、そうなんですか、うれしいとは言ってましたけど、知らなかったということで、やはり大いに喜んでいただける施設だと思いますので、障害者の皆さんとの声を聞いて、活用方法については十分に検討してもらいたいなどは思います。

障害者の活用について、団体との話し合い、そして個人の皆さんがフリースペースのような形で自由にいろんな集まりがやれるような、そういう工夫という、この点ではどんなふうと考えていらっしゃるのか、いま一度聞かせていただきたい。

○福祉課長

会議室と和室がありまして、障害者の方々、団体にしてもいろいろそれぞれございますもんですから、それぞれの会議室を障害者の団体ごとにですね、使えるようになっておりますし、私の方もこれを進めていく中で、事前に団体の皆様とよくお話をさせていただきました。条例の中でもうたっておりますけれど、自由に平日使っていただくと。個人の方々が利用される場合は、洋式もございます。個人使用簿を書いていただくというふうな形で使っていただくというふうになっております。

それから、休日とか時間についても、今までの団体の皆さんとお話しさせていただいております。

そしてまた、21日にまた改めて、運営についても話し合いをしたいというふうに思っております。

○中島委員

会議室が洋式のところが四つあって、和室が一つということになりますね、1階部分ね。団体ごとに一応、これは何の会の部屋だよと帰属する何

か団体で使われる場合、そういう見えない何かシールが貼ってあるんですか、これは。見えないシールが。団体ごとに部屋を一応割り振ってるんですか。

○福祉課長

今のところそういった表示はしませんけれど、部屋の名称を考えております。例えば、花の名称の部屋の名称を表示すると。そして、各団体もやはり部屋をある程度ここで使いたいという要望もございますもんですから、そういった決めをさせていただくようにしております。

ただ、専用となるとしますと、やはりほかで使う場合、パーティションで区切ってありますから、広げた場合だとかそういった場合もございまして、なるべく収納もきちんとしていただき、もとの専用じゃない形でですね、ただ、部屋はここで使っていただくということは、団体の皆さんと協議させていただいております。

○中島委員

そうすると、たんぼぼはどここの団体だよという内々の指定がされると。内々だけど、それはどこかに記録されるんですか。規則じゃないけども、内規ですか。一応の内々の指定というふうに言うならば、そこどころがみんな認識が一致しなければいけないわけですけども、その方が自由にいくにしても、私たちはここに集まるっていうのははっきりしてるからね。きょうはたんぼぼだよ、今度はすずらんだよとかってね、ならなくても、私たちの団体はいつもここ、たんぼぼだよっていうふうにお互いになった方が使いやすいわね、確かに。それをどこかに明記するような工夫はどうですか。明記っていうのは、部屋に明記するわけじゃなくて、どうですか。

○福祉課長

受付もございまして、入ってきた方々にわかるように表示するものを示させていただくようには考えております。

それと、現在の団体の方もご承知ですので、皆さんに周知を図っていただくというような考えで進めていきたいと思っております。

○中島委員

そうすると、1階部分はこうやって障害者の方たちが集まるスペースが安定して確保できるということですね。

この事務室、相談室っていうところは、ごめんなさい、これは障害者ふれあいセンターの仲間というふうに本会議で言われましたけども、何かここではアドバイザー的な人たちが交代で座るようなことが考えられているんですか。

○福祉課長

事務室、相談室がございまして。やはり受付等の業務もございまして、その事務室にそういった業務もやれるようになっておりますし、そして相談室もございまして。皆さんが集まっています、個別でケアカウンセリング、日ごろお互い仲間同士ですね、御相談する中身もございまして、そこで使っていただいたり、それからまた、ケアマネ訪問相談もございまして。そういったときにですね、ここでもできるよというような形で御利用していただくというふうに考えております。

○中島委員

今私が聞いたのは、ここにはアドバイザー的な人がいるんですかっていうことを聞いた。ただの貸し館的に部屋をどうぞと、相談に使ってくださいというものなのか、だれか相談を受ける相談員がいるのかということを知ったんです。

○福祉課長

相談員は配置させていただいておりません。しないという方向です。社会福祉協議会が障害者の方々の指定相談事業所ということですので、今充実を図っております。位置づけもつくって、そしてそこへ相談したいという場合にもですね、ここにはいませんけれど、そこを使っていただくというような配慮もしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

わかりました。先ほどの現在の相談室が幾つかあって、そこで話しても、こちらに来てもいいですよっていうようなことにも使ってくださいと

いう、こういうことですね。

それからもう一つ、先ほどちょっとパーティーションという話がありましたけども、この会議室は大広間にもできるようなパーティーションを取り外すって簡単にできるっていうような、たんぼぼ、はぎ、ひまわりですね、そういうつくりなんですか。大広間にもできるということですか。

○福祉課長

会議室三つございます。そのあいさにパーティーションがありまして、それを畳みますと大きくなります。これは、団体さん利用ですね、どうしても大勢の方が利用したいというときに、やはりそういったものの予約を含めて、きちんと、皆さんが自由に使われると困りますもんですから、そういったことは配慮していきたいというふうに思っております。

○中島委員

わかりました。そういうことになると、たんぼぼ、はぎ、ひまわりを三つ借用するという、こういう形になるということですね。図面だけではそういう利用ができるかどうかはわからないし、条例でもわからないし、大部屋利用の場合とはどのような形、何もないのでね、使い勝手という点では、もう少しどこかで説明するような場所がないといけないのかなというふうに思いました。

基本的にこちらは、会議室は障害者の皆さんが、家族の皆さんが話し合う会議室という基本はね、もちろん目的外でしたら、どなたが使ってもいいわけですけども、基本的には障害者の皆さんの会議室ということです。

シルバー人材センターが作業室という形で1階の大きい部屋とか、2階も作業室と。会議室というのが2階に三つありますけれども、これはほとんど講座で使われるというようなことが言われましたね、講座で。これは一般的には多分講座で埋まってしまうだろうと。一般的な会議室にはこれは余り使えないよと。こういう位置づけだということでもいいんですか。

○長寿介護課長

そのように思います。

○中島委員

そうすると、目的外であいてるときに使うことはもちろんできるけれども、部屋を使いたいと思ったら、これまでの福祉の里ですが、地域福祉センターの方の部屋をずっと使わせてもらうということが中心になると。障害者以外はね。高齢者の場合はみんなこちらで使ってくださいと。こういう住み分けになるという、こういうことですね。

シルバーはあくまでもシルバーの事業、そして軽作業などをやっていく。ミシンとかいろいろなおもちゃをトンカチ直したりとかありますけども、そういうことに使う、ある意味作業棟的な、そしてシルバーの活動そのものという、こういうことで一般の利用は地域福祉センターの方と。こういう住み分けが行われると。こういうことですね。

わかりました。料金について詳しくっていうのは、今回はあれですけども、よりですね、皆さんの活動が豊かになるような形で運営をお願いをしたいと。

指定管理者については、これから、本会議でもありましたけど、3月議会を出してくると。指定管理者ですね。シルバーがいいかなというような話がもう出ておりますけどもね、シルバーの仕事そのものの場所ですので、シルバーがいいのかなとは思いますが、一応、その契約については3月ということで方向が定められているということですね。それだけ確認して終わります。

○長寿介護課長

今、中島委員がおっしゃられたとおり、そのような意向で私どもは考えております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第55号、知立市福祉の里八ツ田条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号、知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

今回、上場株式等に係る配当所得の関係でね、減税が全体に行われているという問題がありますけども、国民健康保険の場合にもそれを当てはめるといふようなことが趣旨だろうと思えますけども、いま一度改正の中心をお話し下さい。

○国保医療課長

今回、改正を行うものについては、地方税改正に伴いまして、国民健康保険税条例の方を改正をさせていただきたいということで、提案をしております。

内容的には、長期譲渡に係る課税の特例、それから上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例、それから先物取引に係る雑所得等に係る健康保険税の課税の特例、大きくこの三つがかかわってくるかと思えます。

まず最初に、長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、平成21年1月1日から平成22年12月31日のあいさに土地等を取得した、その後5年間、そのまま保管をしてその後に譲渡した場合、特別控除として1,000万円の控除がされるという、こういうものでございます。

それから、上場株式等の譲渡所得等の課税の計算上生じた損失の金額があるときに、前年まで3年以内、各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これはこれらの損失の金額

を申告分離課税を選択した場合については、上場株式等の配当所得の金額から控除した金額を所得割として課税をいたします。

最後に、先物取引の関係でございますが、金融商品取引法第2条1項19号に掲げる有価証券等で金融商品取引所に上場されているのに表示されている権利の行使、もしくは放棄または有価証券の一定の譲渡に係る事業所得、それから雑所得、譲渡所得について、所得割の課税の対象とすると。

大きくこの三つがかかわってくるかと思えます。こうしたものを申告された場合につきましては、その所得について国民健康保険の分について所得割の方の算定するというところでございます。

以上です。

○中島委員

3点が地方税法の改正に伴って国保税についても対象になってくるという、こういうことで説明がいただきました。

株だとか土地、これがどんどん動いてほしいという景気策というふうに言われてはいるわけですが、結局、お金持ちの人たちの優遇措置かなど。株などは今どんどん下がってて損益が出ておると。それを総合課税でね、税金を安くするのに活用できるということも、そういうこともあるから、リスクは多少減るから、もっと株を買ってちょうだいと。もっと土地も売買してちょうだいと。そういうような誘導策というふうには言われておりますけども、やはり一般的にいうとまた金持ち優遇ではないかと。お金のない人は株なんか売買してのほほんとはしとれんよと、今の時代。というようにことからしてね、金持ち優遇じゃないかというようにも、批判が高いわけなんですけど、この種のもの、いつも影響額はわからないといわれておりますけども、影響額っていうのは、過去でもこれはあったわけですよ、もう今まで。延長したりするわけだから。過去ね、こういうたぐいのもので、影響を把握したことがありますか。

○国保医療課長

ちょっと、過去のことをちょっと申しわけあり

ません、少し調べておりませんでした。

今回、この改正に伴いまして、若干ちょっと影響額を調べさせていただきました。

まず、長期譲渡に係る国民健康保険の課税の特例ということでございますが、先ほども申しましたように、平成21年、22年に土地を取得して、それを5年間所有しまして、5年後以降に、平成21年、22年に売ったときに、課税の対象になるということでございますが、もしこの21年に売ったときにどんなふうかということ、現在の21年度の課税に置きかえまして、若干少し調べさせていただきました。

平成21年度の市県民税における一般譲渡申告の申告者数が、税務課の協力を得まして調べさせていただきましたら、133名おみえになりました。そのうち、国民健康保険の被保険者数につきましては、22名おみえになりました。それを現在の課税に置きかえますと、約414万円の影響があると見込まれます。

それから、ちょっと前後いたしますけど、先物取引に係る雑所得の関係でございます。これも税務課の方の協力を得まして、見ましたら、市全体で4名の方が申告、そのうち、国民健康保険の被保険者の方は、対象者はおみえになりませんでした。

それから、上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例ということでございますが、こちらの方はですね、同じように申告者数が399名、うち国民健康保険の加入の被保険者数は174名、それから、もしこの適用を繰越控除、それから損益通算がやられたとすると、当てはめると21名おみえになります。国民健康保険の被保険者の中で、これを現在の課税に置きかえて計算しましたところ、約40万円の影響が出るかというふうに計算しました。

以上です。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○中島委員

影響額については、今説明を詳しくいただきましたありがとうございます。過去なかなかこういう数字が出されてこなかったものですから、しっかりやっていただいて、感謝しております。

ただ、全体で444万円という見込みですけども、これが減収になると。国保税がね。減収になると。国の地方税法が変わったということですけども、実際には土地持ち、事業やっている、こういうような方たちが対象になる減税ということで、株をやっている関係でなるのはなかったと。対象者は。ということでありましたけどね。やはりそういう金持ち優遇というのは否めない側面と。

これで景気がよくなればいいわけですけどもね、なかなか見えてこない。これ何回もこういうことやってきたけれども、全く影響がないような感じがするんですけど、地方税法がこのように決めて、これを当てはめなきゃいかんというようなことで提案をされたわけですけども、そうであるならね、今本当に困ってる国保法の44条、滞納があったら全然だめだよと。本当にお金がなくて病院に行けない人たちが救われないと。こういうことに対しても、心をやっぱり開いてもらわないといけないというふうに思うんですね。

本当、滞納があってもですね、例えば、私もつい最近の例ですけども、今まで1回も入ってないわけですよ、日系の方ですけどね。その方は日本国籍の方、一度も入らない形で来た。入った途端に8年間滞納ですと来るわけですよ。入った途端からは保険料納めると言ってるんだけど、過去8年、つまり2年間ですよ、請求がある過去はね。だけど、8年間ずっと入ってなかったんですよ。会社にはずっと勤めてるし、そこでは社会保険も何も手当されなかった。正規で働いててもね、その本人は正規のつもりだけど、何もないところで、結局派遣のような位置づけですね。同じところでずっといたけども、何の社会保険も取られてこな

かったと。所得税だけ取つとるというような働き方をさせられてきて、いよいよ国保に入らないかと、今。ということで来たら、もちろんその方は、だから入らないって頑固に言われたんです。私いいです、病気になってももういいですって、これだけの滞納があるんだったら、私は嫌だから入らないって言って、やってたけども、実質的には病気持ってるということで、お勧めしたんですけどね。過去は一つも病院にもかかってない。滞納はしてるという形にはなるけど、一つも病院にもかかってない。入ってなかったっていう、本人はあるんだけど、でもそれはカウントとしては滞納者ですから、どんなに今困っていても、44条の窓口負担減免制度、これは対象外ですと。こういうふうになっちゃうわけですよ、今の制度は。知立市の制度ですよ。他市では、他県ではそういうことは考慮して免除もあるという、こういうふうになってるわけですけどね。むやみやたらにと悪質な人たちのそういうものまでというふうには言いませんけども、事情をきちっと考えたら本当に救ってあげたいという人たちが救われないわけですね。

ですから、こういう国の救済措置で、ある意味では金持ちが全体で22名と43名の方が合計で444万円も減免されることになるわけですよ。すごい大きいですよ、一人当たり。こういう措置を片方とって、片方では困っている人は救えないという、ここところはやはりね、国の制度は、そういう救うということは一応法律で認めてるわけだから、やっぱり本当に法律が言うような救済ができる制度にしていきたいなど。片方だけ救済じゃなくて、こっちの救済もという、こういうことを強く私は訴えたいんですが、そういう観点でね、今、見るべきじゃないかと。今回の上程の中身と比較してね、そういう問題も一緒に考えていただいたらどうか。その辺の御所見を伺います。

○国保医療課長

今回の地方税の改正に伴う国民健康保険の課税の特例を改正をお願いしてるわけですが、この内

容は確かにある程度お金がないとできないものだというふうに、私も解釈はしております。自分自身、こういう長期譲渡株とかそういうの全然ないもんですから。

それに対してですね、委員が言われるように、一部負担金のことを言われてるかというふうに解釈をします。一部負担金の減免につきましては、今年度1名の方が対応させていただいております。そのほかは、今ちょっと調べさせていただいてますけど、2名か3名ぐらいがちょっと窓口の中で、相談の中で申請いただく前に、そういうお話の中でちょっとお断りをさせていただいてるかというふうに、私自身解釈してる次第です。

ただ、そのところの適用に、規則の方で確かに税の滞納がないということがうたっておりますので、その辺、それと照らし合わせたときに、そういうふうになってくるという、まあお断りをするということになってくるものというふうでございます。

今、私の立場でこれをどうする、こうするということがちょっと言えないもんですから、非常に回答がちょっと委員の言われることに対して、満足できないかもしれませんが、私自身、基本的に考えることにおいては、やはり税を負担するというのは、根本的に公平の立場ではないかと。何らかのそういう事情はあるかもしれませんが、そういう方に、滞納されてる方にさらなるまた一部負担の減免をされるということ、福祉的な立場で見れば考えはわかります。しかし、そういうふうなやっぱり二重の、何て言うんですか、増しの負担、また、ほかの方との公平性から考えると、どうかというふうに思います。

以上です。

○中島委員

それは一般論ではわかるんですけどもね、過去1名、ことしに入って1名と。いずれも私が相談を受けた方なんですね。その方たちは滞納は一人は全くない。一人の方は借金して滞納を返して、対応したということがありました。でも、入院されて払えないということで、滞納分は借金して返

しました。そういうことだったんですね。

一般論はわかりますよ。だけど、例えばね、短期保険証になってる。滞納についての支払いの計画をちゃんと持ってると。支払い計画をこういうふうにしていきますと。今の滞納についてね、いうことで、少しずつでもちゃんと払っていると、実績がちゃんとそれがあるとか、そういうことについては目を開く必要があるんじゃないか。また1年以上ずっとないとかね、例えばね。いろいろあるかもわからない、どこかで線を引くにしてもですね、皆無ってというのは大変お金がない人が困った場合には、仕事がなくなって、入院しちゃったとなると、もう本当にどうしようもなくなるということがあるのでね、早く生活保護に行ってくださいという話もいつもあるんですけどね。そういう例ばかりじゃないのでね、そう場合にはとということで、やはり研究してもらいたいなというふうに思いますので、このことは強く要望しておきます。そこんところは目開かんでね、この地方税法でこんなにたくさんお安くしますという、こういうのが片方で通っていくと、複雑な思いがいたしますね。仕方がないと言えどもね。

それは、今後の検討について、ぜひお約束いただきたいんですが。もっとさらにいろんな情報を集めた検討をしてもらおうということ。部長、どうですか。

○保険健康部長

保険者の立場といたしましては、給付する側とそれから制度を維持していく立場とこの二つの立場がありまして、一方では、被保の方の費用の給付はこれは絶対守らなきゃいかん。それをするためには、国保の基盤をしっかりとしなきゃいかん。この国保の基盤をしっかりとする中の一つとして、保険制度をよく御理解いただいた上で、国保税の納付をしていただくというのが基本なわけですけども、それで、この窓口負担の減免でありますけども、今課長が申し上げましたとおり、現状の規則では税が完納要件があるわけですけども、いろんな御提案をいただいております中で、先ほど申し上げました保険者の給付と、それから負担とこ

の間でどこら辺が折り合いがとれるのかということにつきまして、内部で検討させていただきたいと思っておりますけど、ただすぐに結論が出るというものではないだろうと思っております。やはり国保の被保険者の方々の御理解がいただけるような格好でないと、国保のその制度自体、保険税で成り立っているというものがありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。課題として検討させていただきます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第56号、知上市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第60号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、平成21年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高笠原委員

補正予算で少しお聞きしたいと思います。

19ページ、20ページのところに新型インフルエンザワクチン接種費用というものが載っておりまして、国・県の補助をいただいて、新型インフルエンザに対しての予防接種が行われておりますが、今テレビや新聞で言われているのが、あるお医者さんがね、従業員に打つべきワクチンをお孫さんに打つと。資格はく奪がどうのこうのなんていってニュースで出ておりましたけれども、11月の16日からですね、妊婦や基礎疾患を有する人、それから1歳から小学3年生に相当する年齢までの人が11月16日から接種開始と、こういうふうになっておりますが、これまでに受けられた人はどのぐらいいるのか、把握をされておりましたらお知らせいただきたいと思います。

○健康増進課長

新型インフルエンザワクチンにつきましては、今医療従事者を受けられた状況でありまして、今

のところ翌月の10日にその結果をこちらの方にいただいております、実はまだ申しわけありません、その人数に関してはですね、把握をしてなくて、その時点ではまだまだワクチンが行きわたってないということですので、そんなに数は出てなかったというふうに思っております。

それで、11月につきましては、12月10日に医療機関の方から報告が参りますので、ここである程度人数が出るのではないかなというふうに思っております。申しわけありません。

○高笠原委員

そうしますと、11月分についてはきょうということですね、10日。そうしますと、広報ちりゅうで載っておりましたものから質問させていただきますと、基礎疾患を有する人や妊婦や小学校3年生までの子供のところにまでまだ届いてない、一番最初の段階だというふうで理解してよろしいんですかね。

○健康増進課長

まだ初期の段階であるというふうに認識しております。

○高笠原委員

そうしますと、広報ちりゅうで発表されましたこの日程に狂いというか、違いが出てきているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

もしそうであれば、どのぐらいに動いてきているのか、お知らせいただきたいと思います。

○健康増進課長

きのう、医療機関から出てきている状況を見ますと、多いところで70人ぐらい、小児科のところですけども、70人、50人というふうを受けておりました、ワクチンの接種は順調に向かいつつあるのではないかなと。と申しますのも、当初の11月の初旬、中旬以降、接種が行われてる時点では、いろんな問い合わせが保健センターの方に参っていったわけですけども、今現在、そういうワクチン接種についての問い合わせが1件もないというぐらいの状況にあります。順調に接種は進んでるんでないかなというふうに思っております。

以上です。

○高笠原委員

今ご報告いただきました各病院の小児科あたりで70人、50人という報告を受けてると。こういうことですが、そうしますと、この広報に出ています接種開始日、ここはこのままで予定どおりにいけると。それから、ワクチンの入荷もおくれることなく入ってくる見通しであるということが言えますか。

○健康増進課長

そうですね。今現在、おくれはしておりますけれども、今のところ、全体にはまだワクチンが行きわたってないとは思っていますけれども、受ける方とそれに対するワクチンの数は、まあまあ回ってるのではないかなというふうに思います。

○高笠原委員

このA型につきましては、年齢の低い幼児といえますかね、そういう方の死亡、または大人の方もありますけれども、特に早く1歳から小学3年生に相当する年齢の人までは打っていただきたいと、こんなふうに願っているわけですが、12月7日ごろから順次とこの年齢層においては言われておりますが、先ほどちょっと人数的な紹介を受けましたけれども、年齢的にはどのところぐらいまでになってるのでしょうか。

○健康増進課長

1歳から小学3年生までの方が、今受けておられるというふうに思っております。

○高笠原委員

そうしますと、予定どおり、先ほど少しおくれと言われましたけれど、これからすると予定どおりにしていると。こういうふうに解釈してよろしいですね。

それで、接種費用については、3,600円と2,550円で合計で6,150円の自己負担と。こういうことですね。

それで、補助対象者の方はどういう人たちなのかをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○健康増進課長

補助対象者につきましては、国が示す優先対象者の中で医療従事者を筆頭に妊婦、基礎疾患、1

歳から高校生までのお子様、1歳未満の保護者、さらに最終的に65歳以上の高齢者の方が優先者でありまして、その対象者の中で、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の方を負担の減免を受けることができるというふうになっております。

○高笠原委員

大体で結構ですが、人数的にはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○健康増進課長

全体で、こちらの方の資産としましては、基礎疾患を有する者についてはですね、なかなか市独自で人数を出すというのが難しくありまして、これに関しては国が示す国全体で900万人ということで、知立市に人口で案分しまして、その数字を出させていただきました。

あとに関しましては、ある程度、こちらの住民基本台帳、妊婦の母子手帳の届け出等々で把握できますので、その人数が合わせまして3万1,207人、これが優先対象者になりまして、そのうち生活保護世帯または市県民税非課税世帯の有する割合を、機械上、うちの方としましては、非課税世帯の人数が出ませんので、その辺、国が非課税世帯を20%と見込んでおりまして、それと近隣市、碧南市が14%、刈谷市が12%という数字を機械上出してありまして、これをもとにしまして、知立市の場合、非課税世帯の割合を15%と見込みまして計算しますと、ただ、医療従事者の方は申しわけありません、非課税世帯とは見込みませんでした。それを除きますと、全体で4,573名の方が、この今回、新型インフルエンザワクチンの負担の減免を受けることができる対象者人数であります。以上です。

○高笠原委員

かなりの人数の方が非課税で受けられると。そういうことですが、この人たちに周知の方法としては、どのような方法をされていらっしゃるのでしょうか。

○健康増進課長

そういう方の該当者の方に個々には申しません。通知を出しておりません。広報等でお知らせをさ

せていただいております。また、医療機関にはポスター、接種の日程表とあわせて、非課税世帯の方は保健センターの方にご連絡くださいというふうにお示しをさせていただいております。

以上です。

○高笠原委員

A型じゃなくて、季節型のインフルエンザの予防接種については対象者の人に案内が届いたりしてますね。65歳以上の方は1,000円の個人負担で受けられるという。そういうふうにして出ておりますが、今回のこのA型については、案内を出さないと。広報を見てください。病院などでポスターなど見てくださいと。そういうふうにしてらっしゃる。その理由というのはどういうことなんでしょうか。

○健康増進課長

これはあくまで任意接種ということでありまして、さらに先ほどお知らせしたように、件数的に3万1,000人を超える人数もありまして、そういう点から、申しわけありません、広報等だけしかお知らせできなくて、申しわけありませんけども、そういう形になりました。

以上です。

○高笠原委員

優先対象者が3万1,000人を超えるということで、出せない。任意接種ということをおっしゃられました。ちなみに季節型には何名ほどの方に案内が出されておりますか。

○健康増進課長

1万1,000人ほどというふう覚えておりますけども。

○高笠原委員

そうすると、3倍からの人が対象者ということで大変という、こういうことでございますね。そういうふうであれば、なおのこと、広報なども使ってPRをしていただきたいと、こういうふうに思うわけでありまして。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、31ページの民生委員の推薦会委員報酬について、少しお尋ねをさせていただきたいと思

います。

今回の補正でわずか2万8,000円なんですけれども、推薦会の委員報酬ということですので、会議の回数がふえたのかなと思ってもみたんですが、どういうふうでしょうか。

○福祉課長

現在、民生委員80人で6名の市民児童員ということで、知立市はそうなっております。1名欠員が生まれました。既に退任届が出られて、その方の補充ということで推薦会を、1名の方の推薦会を開く予定で予算を計上させていただきました。

○高笠原委員

当初で3万4,000円組んでらっしゃいますが、これは5人分ですよ。それで、今回の補正については、この方の1名分のものでしょうか。それとも、これは会議の回数ですか。

○福祉課長

委員のこの報酬でございますので、委員が7名ありまして、報酬対象者が当初は5名でありましたですけれど、1名報酬対象外というふうにご考慮させていただきましたので、4名の方の6,800円報酬ということで、2万7,200円ということで、2万8,000円の予算を補正させていただきました。

○高笠原委員

正式には現在7名の方ということなんです。1名欠員ができたということというお話ですが、今、民生委員たちは特に介護保険やなんかできてから、大変お忙しくなって、いろいろと活動していただいていると思っておりますけれども、今後ですね、民生委員の例えば受け持ち件数だとか、そういうものを変えるとか、そういうご予定はないんでしょうか。

○福祉課長

国の方で決められた基準がございます。世帯数でいきますと一人当たり120から280名の世帯の広い範囲ですけれど。最大280名ということでございますので、知立市の世帯数を割ってみて試算しますと、やはり100名を少し超える人数になるんじゃないかと。これ変動しますけれども、今80名の民生委員では20名そこそこ足りないんじゃないか

ということでございますので、次回に向けてですね、ふやしていきたいというような考えは持っております。

○高笠原委員

たまたま団地の民生委員などはね、高齢の人が大変多く住んでる団地ですので、いろんな仕事で苦労なさってることをよく聞いておりますので、少し受け持ちの件数といいますか、そういうものを減らしていただいて、ふやしてほしいなという、そんなような意見をいただいておりますので、次回といいますと、来年度のことでしょうか。

○福祉課長

来年度の11月末日で任期満了でございますので、12月1日からということでの編成で検討させていただきます。

○高笠原委員

そうしますと、年度当初から民生委員になっていただく方をふやすとすればね、探しておかなきゃいけないということになると思いますが、今度るときには、現在80名ですけれども、どのぐらいにふやして、全体をしていこうというふうに考えていらっしゃるんですか。

○福祉課長

先ほど申し上げたとおり、一人当たりが最大280名ということでございますので、知立市の世帯、現在割ってみると、109ぐらいに人数がなります。しかし、それびつたしということもちょっとなかなか難しい面もございますので、特に世帯を500、600、そういった方を中心にして、一度検討させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

ぜひ、地域によってはいろんな事情があるわけですので、そういうことも考慮をしていただいて、ふやしていただくようお願いをしたいと思います。

それと、次、31ページに障害者福祉タクシー料金助成扶助費。少しお聞きしたいと思います。

このタクシー券は何級からいただけますか。

○福祉課長

タクシー券は障害者の方々でございます。身障

1級から3級までの対象者、そして療育手帳、知的障害者の方々にはA判定とB判定。B判定も加えさせていただきます。

それから、精神障害者の方1級、2級というふうで2級も加えさせていただきます。

そういった方々が対象になっております。

○高笠原委員

今は何枚いただけるのでしょうか。

○福祉課長

障害者の方は、ワンセットと言いますけれど、36枚、一般に交付させていただいております。

ただ、前回も申し上げたことがございますけれど、病院一週間2回以上通っている方、頻繁に通っている方、また特殊車両いわゆるリフト等そういった特殊車両の費用がかかる方の利用については、2倍の72枚、2セットを交付させていただいております。

○高笠原委員

この件につきましては、きょうここにおります同僚の中島委員も一生懸命訴えて、そしてたくさんの方のタクシー券をいただくという、支給をするという、こういうことに努力をされたわけでありまして、今も答えていただきましたが、障害の1級から3級とか知的とかね、A判定、B判定、こういう人たちいろいろ対象なんですけれども、例えば下肢に障害のある方、股関節だとかね、そういうところの手術をなさったり、痛めてらっしゃったりする方たちは、大変不自由をなさるわけですね、お医者さんに通うにしてもね。こういう方ですと、今どのぐらいの等級になるのでしょうか。

○福祉課長

3級より重い方がほとんどですね。下肢の状態にもよりますが、あくまでもこれは判定をいただいた中身の等級でございますので、一概に私がこうだというのは難しい面がございます。ただ、障害が二つあると軽くても級が高くなるということもございます。3級以上は思うと。1級、2級、3級というふうに、私の方は解釈しております。

○高笠原委員

この障害者の福祉タクシー券ですけれども、何と言うんでしょうね、体の内部とかそういったところに障害を持ったりなんかしてらっしゃる方ですと、外部からは余りわからないですね。だけど、身体に外見を見て障害があるとわかるような人たちは、あ、大変だなとかいうふうに皆さんが思われると思うんですね。

それで、ちょうどぎりぎりの方であっても、下肢に障害があったりいたしますと、級がいただけなかったときに、この対象者になれないと。そういうことで困ってらっしゃる方の中にはいらっしゃるわけですね。それで、私はぜひこの級の対象を広げていただきたいと、こんなふうに思うんですけれども、法的なものもあるかと思いますが、その点を少しお聞かせいただきたいと思います。

○福祉課長

重い方ということで、ここまで来ております。各市の状況も知立市とほとんど同じ、重い方ということで、交付させていただいております。知立市はどういうふうにするかというのは、まだ状況も見ながらですね、検討、研究していかないといけないかなと思っておりますけれど、今のところは拡大していくという考えは持っておりません。研究をさせていただくということでお願いしたいと思います。

○高笠原委員

拡大するつもりはなくて、今のところはこのままと。研究はとおっしゃられましたが、私、今回の一般質問で、市民の命を守るという、健康を守ると、こういう立場でいろいろ質問させていただいたんですけれども、税収不足、財源不足の中で、ほとんどいい御返事がいただけませんでした。

それで、余りお金のかからないものは少し広げていただくという回答もいただきましたけども、これもその中の一つに該当すると。こういうふうに私は思います。

それで、市民の皆さんの健康、命、こういうものを守る立場に立てば、拡大の余地はあります。こういうふうに考えておりますので、ぜひわずかで

もね、広げていただきたいと。このように思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで、次に33ページになります。老人憩の家の修繕工事、41万9,000円ということで、9月の質疑の中で昭和老人憩の家の老朽化の問題をお願いをいたしました。

そして、今回、トイレの換気扇と台所の床のふわふわしてるところを修繕をしていただくと。こういうことで、予算を組んでいただきまして、本当にありがとうございます。

それで、少しまだお聞きしたいんですけれども、排水の設備がね、低い方から高い方に流れていると。木の根っこもありますけども、それで昭和児童センターの駐車場をつくったところをはがすということは大変ということで、URの許可がもらえれば、違う方向の方に流していきたいという、こういうお話を聞いておりますけれども、URの方にはそういう申し入れをされたんでしょうか。それから、されたのであれば許可が出ているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○長寿介護課長

私どもは、都市再生機構とお話をしております。それで、実施に向けましては、22年の当初予算に組み込んでありますので、22年の当初予算で実施したいと思っております。予算が通った場合の話ですが。

○高笠原委員

22年度のね、当初予算に載せると。載せてくださったんでしょうけど、切られるということだってあるわけですよね。いろんなことを計画してても、白紙になるというね。大変なことも先の議会でもありました。

じゃ、市長にお聞きした方がよろしいんでしょうか。切らないでやっていただけるのかどうか。今の時点では無理でしょうか。これは排水のことですからね、やっぱり私は許可がいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○林市長

この件はですね、9月議会もいただいております。

して、今課長が申しあげましたように、予算にですね、計上されてるということであります。今、予算編成中でありまして、そうしたところを見ながら検討していくことになるのかなと思っております。

○永井委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高笠原委員

昼前に市長から回答をいただきましたが、それをまず別といたしまして、課長、フローリングの件はどうなりましたですか。

○長寿介護課長

この建家につきましては、昭和49年2月に完成したものでございまして、そこらじゅうがちよつと表現がまことに済みません、いろいろのところが悪くなっておりますので、来年度に実施計画にリニューアルというような形で、担当課としては要求をしていこうかなと思っております。

○高笠原委員

本当にそこらじゅうがね、悪くなっておりまして、がたがたという状態であります。よく見ていただいてありがとうございます。

それで、排水の件でありますけれども、当初で予算上げたということでありますが、市長から先ほどの御回答では検討しますと。どんなものが出てても、それは全部検討なさることだろうと思えますけれども、ただ、検討してね、これは一定仕分けられてだめになるということでは、これは決してそうやっていただいでは困る問題であります。いわゆるトイレの水が流れないわけですからね、途中でね。それで、水は高い方から低い方には流れるけれども、低い方から高い方には流れていきませんし、また排水管も埋まっているということです。これはもうそれこそ当初とは言わずにね、3月の補正でもやっていただかなきゃいけな

い問題だろうと。こういうふうには思うんですが、市長、もう一回お願いいたします。

○林市長

大変なことが結構あるわけでありましてですね、そうした中で、今、予算編成を担当が一生懸命、頭をひねって心を込めて配してですね、担当、今予算編成をやらせておたいておるところであります。

○高笠原委員

市長のお気持ちもわかりますし、担当の気持ちもよくわかりますが、今、大規模改修にあわせて床のことはということであります。実施設計を組んでいただくということなんです、それもあわせてであります。排水のこの点につきましては、もうURの許可が出ているかと思いますが、担当の方はどうですか。

○長寿介護課長

都市再生機構の担当の方にはお話をしてあります、工事を発注する際にお話をすれば、私どもは考えております、一番近い下水管のところに排水をつなぐような方向に工事の方法は考えております。

○高笠原委員

URの方は別に異存がないわけですよ。それで、ぜひ今これは、きれいな水が流れるわけじゃない、トイレの水が流れていくことですのでね、絶対に早くにやっていただきたいと思えますし、実現をしていただきたいと、こういうふうに思えます。

それで、担当の課長にお聞きいたしますが、大規模改修にあわせてのフローリングということで、もう至るところ悪くなっている、老体になつてということではありますが、どこをどういうふうにということがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○長寿介護課長

今、昭和の老人憩の家は先ほど申しあげましたとおり、49年2月に建家が建っているものですから、もう築経過年数結構たっておりますので、毎年手を入れてここを直す、あそこを直すというよ

うな形で行っておりますので、一度全部をリニューアルした場合にどれぐらいのお金がかかるかということで、その費用を業者の方から取り寄せまして、実施計画の方にのせていただいて、実計で認めていただければ、その年度にあわせて改修を行いたいと思っております。

○高笠原委員

本当に至るところ悪くなっているということですが、ぜひね、これは実施計画にのせてきちんとやっていただきたいと思います。

市長、そういうことですので、少しずつお金をかけていくよりも、いわゆるきちんと大規模改修をしていくということも大切でありますし、もう耐用年数も来てますのでね、よろしくお願いをしたいと思います。その点、もう一回、市長の決意を聞かせていただきたいと思います。

○林市長

今回、床のところでね、ふくらんだところを補正で修繕をしていく。そして、今担当が言いましたように、大規模修繕ですとね、計画が上がっている、上げてくるということでもあります。そうしたことを今予算編成中でありまして、また実施計画もですね、どういうふうになっていくか、今査定をしていくところであります。

そういう、今高笠原委員のおっしゃることもですね、当然、担当の方に伝わってると思います。そうしたことを踏まえてですね、予算編成等をしていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○高笠原委員

ぜひよろしくお願いをいたします。

これは余談になりますが、明日の晩、防犯パトロールやりますので、もしよろしければ、昭和老人憩の家も少しこの排水の件だけでも見ていただけると、どういう状況にあるかがわかるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、39ページの刈谷知立環境組合分担金について、少しお尋ねをいたします。

3月の年度末を待たずに、この時期に約1億円の減額ということでもあります。すごい金額の減額

なんです、いろんなものが緊縮財政になって、あれもだめこれもだめと、こうなっている状態の中で、この1億円がマイナスということですが、当初これを見込むときに、こういう大きな差が出るような見込み方なんでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

12月補正で環境組合の分担金の減額が1億790万5,000円出ました。当初予算の段階では新施設になるという、この21年4月より新施設の開業が始まりまして、ちょっと不透明な部分が結構ありました。その関係で、運転費用の方に関しましては、ちょっと多目にとってあったということは事実だと思います。

それから、20年度の決算で繰越金が1億3,000万円出ましたよね。当初1,000万円の予算でしたので、繰越金だけで1億2,000万円の補正を環境組合の方が12月に行いますので、その関係もありまして、全体で34.5%ですけども、知立の分担金の分は、環境組合全体では3億1,244万6,000円の減額を12月の議会にかけていく予定になっておりますので、御了承願いたいと思っております。

○風間委員

一、二点お願いします。

36ページ等々にですね、子育て応援特別手当の給付事業の減額等々ありまして、この議会の冒頭に国の補正予算見直しに伴う予算の執行及び22年度の予算編成方針等々もあってですね、大体理解はさせていただいておるところでございます、要はこういう財源的な国の政権交代に伴う大きな変革の中でですね、私は本会議でも申し上げましたとおり、その一番、新政権の子育て支援のメインとも言えます子ども手当導入ですね。ここの部分に関しましての増収部分、本会議でも総務部長より答弁がありましたとおり、10億円程度を見込んでおられるということですが、その財源をやはりその根拠となるべきその制度改革のもと子ども手当、こういう部分からの起因してるところを考えますとね、少しでもそれを手厚くこういう子育て支援事業に回してもいいんじゃないか

というね、こういう考え方の指摘を市長等々に問うたわけなんです、いささか残念な不十分な答弁に終始しとるわけですね。公平性とか、財政規律とか。そんなことはわかってるんですわ。あなたが市民の皆様日本一の子育て支援日本一というね、知立市のそういう環境をつくるという公約をされとるから、私はあえてその前進のために強くそういういろいろな角度から申し上げさせてもらっておりまして、その公平性とか財政規律を重んじたければ、そういう大それた公約はすべきじゃないと。こういうことは重ねて申し上げたいと思っておるんです。やはりね、それに期待して一票投じた方がたくさんおられるわけですから、そういう部分ではそっちの方向で何としても行くんだというね、そういう熱き情熱とかですね、そういう行動がこちらに伝わるようなね、そういう取り組み方をしていってほしいものだなというふうに思っておりますね。

それで、担当部にお聞かせいただきたいのがですね、やはりそういう私のもろもろの考え方に対してね、来年度、そういう子ども手当に起因する財政上の増収部分を少しでも昨年度よりも子育て支援策の相対的な予算がアップするような、そういう強い要望、姿勢のもとにこういう支援策、充実策、強化策に向けて取り組んでいってほしいなと思うんですが、その辺の見解といたしますかね、本会議でも若干お聞きしておりますが、その辺の姿勢っていうものをちょっと示してね、市長もそれは公約してるし、来年度のこの予算編成方針にも、2番目にきちっと子育て支援にしっかりと取り組んでいくっていうことがね、厳しい内容をしててもそういうふうに2番目に位置づけられておるわけですから、決して私は無理な方針を皆様方に申し上げてるつもりはありませんので、その辺も含めて、一遍見解をお聞かせいただければというふうに思います。

○福祉子ども部長

本会議においても、風間委員よりそういった見解ということで御質問いただきました。

私ども担当部としましても、今後ですね、保育

園の整備計画に伴う財源というようなことも含めて、担当としましては極力その財源ということを財政当局等も含めてお願いしていきたいという姿勢で臨みたいというふうに思っております。

○風間委員

それで、今年度費に比べて来年度費ね、少しでもアップになりそうですか。

○福祉子ども部長

まだ最終的な財政当局の知らせ、本当に今、課長査定の段階ですので、まだ何とも言えないという状況でございます。

○風間委員

私の申し上げたいことは重々わかっておられると思いますし、市長にあえてくどくなりますのでこの見解は問いませんが、そういう方向性でね、少しでも子育て環境日本一という部分に向けて進んでいくようお願いしておきたいというふうに思っております。

それで、まず本会議では若干時間もなくてお聞きできなかった部分で、当面やらなければならない一番のこの子育て支援の中で、保育という部分を考えた場合ね、南保育園の今後のあり方っていうのは、非常に重要な部分になってくると思うんですが、この際、あそこは明確にね、どういう年限でどういう状況でどういう整備になるのかね、現状をお答えできる範囲で若干の情報開示していただければと思うんですが。これ非常にね、心配な側面もありましてね、大丈夫なのかと。もうぎりぎりの線がいいですから、きょうちょっとお聞かせをいただければというふうに思いますが。

○子ども課長

南保育園の建てかえということで今御質問いただきました。ちょっとどこまで申し上げていいのかわかることなんですけども、現時点ではですね、あくまで現時点ですけども、現在の場所で、一年何とか休園させていただいて、建てかえをしたいと考えているのが現状です。

以上です。

○風間委員

今度、今月末にこの前の保育行政審議会の答申

が出て、3月にリニューアル計画の整備方針が公表するという流れの中で、南保育園もそういう状況で明示されてるんですかね。

○子ども課長

保育行政審議会の方で図っていただいて、答申の出るもの、整備計画についてですね、その建てかえの方法までは明示してありません。

○風間委員

じゃ、その都度その都度でね、一番合理的かつ有効な手段をね建てかえに関しては協議しながら進めていくということで、南保育園もやっていかれるという形ですね。

それで、現状の場所で建てかえると。いろいろこれ情報がね、伝わってきておましてね、それで一年休園と申されましたか、今ね。それはあくまでも一つの案として、そういう方向性があったということで、ほかの案もあったと思うんですがね、この結果いろいろ協議して、いろいろ地権者との合意とかそういう状況状況を考えて、最終的にはそれしかなかったということよろしいでしょうか。

○子ども課長

今、風間委員がおっしゃるようにいろいろ考えた結果、そこに至ったということで、一年休園をお願いしてやりたいなという発想が出てしまったのは、結果的にほかに用地が確保をその時点でできなかったということからですね、保育を実施しながら、同じ場所で工事をしていく。その間は当然園庭が全く使えない。あるいはですね、給食の問題も当然発生してきます。一年間という間、同じ場所で同調して保育をしながら工事ということになりますと、給食も問題になってくるというようなこと。それから、工事中の安全という面でも、狭い区域で工事をしながらの保育ということになりますと、非常に危険だということで、何とかお願いできないかなという発想で、その場所で一年休園をお願いできればなということで、当初考えたわけでございます。

以上です。

○風間委員

今現状でっていうお話をされてましたんでね、あえてまた再確認なんですけど、まだほかの手だては、可能性の余地っていうのは残ってるんですかね。

○子ども課長

例えばですね、今まで公共施設はすべて借地で建てるものを建てたっていう経過っていうのほとんどないと思うんですけども、借地というものを念頭に入れたりすればですね、例えば知立クリニックの南側に、あの周りにたくさんの土地がありますので、当たることも一つの手かなということ。ただ、あの場所はですね、調整区域になっておりますので、当然県の方に相談に行きまして、平成19年の法改正だとか、それからことしの年度当初なんかには他市でよく問題になりました農地を簡単に転用するということが問題になりましたんで、その辺の協議もした上でということになるかと思うんですけども、それが可能であれば何とかなるのかなというふうには思っておりますが。

以上です。

○風間委員

そうすると、まだ若干のほかの手だての可能性もあるということ、今課長は示唆されたわけなんですけど、今の借地方式ですとね、今御答弁ありましたように、都市計画法の法改正でね、公共施設が農振農用地区のところ、建物を作る場合でも相当厳しい形での法改正が行われてるわけでして、豊田の例の件でもう本当に至難のわざなんです。公共施設を建てるのも至難のわざの状況でね、果たしてそれが可能なかどうか、私ちょっと疑問符がつくんですけど、それは調整してね、見込みがあるならそういう方向も一考だということですね。

要はですね、なぜこれくどくど聞いてるかという、この一年休園という部分がね、それが果たして保護者の皆様とか、そういう方に保育上のこの問題とかね、大きな影響が出てしまうという部分で、それが果たしていい手だてなのかどうか、まだ私は釈然としない部分もあるんですけど、それと照らし合わせて、やはりそのデメリットの

問題点も含んでおられるからね、こういうまだぎりぎりのところまで時間との調整もしながら、ほかの手だてとの調整を図るといこういう考え方でよろしいですかね。

○子ども課長

その辺のことを含めて考えていきたいと思えます。というのはですね、たまたま南保育園で周りに土地云々ということあるわけですが、例えば将来的に保育所整備計画に基づいて、南保育園以降、例えば知立保育園だとか、それから中央保育園だとか、中央保育園は別の問題がありますけれども、いろいろ高根保育園だとかいろいろありますけれども、そういった保育園を建て直すときに、じゃ代替地に保育園を持っていけるかということになると、必然的に、今回、何て言うんですか、一年休園はだめだという話になってもですね、必然的にそういった保育園をいじるときにはですね、どうしてもお願いしなければいけない状況がまた生じてくるような思いがあります。

ですから、今回が前例というわけではございませんけれども、一年休園することによってですね、一度に一遍に更地にして一気に工事にかかれるものですから、工事は一年でおさまるだろうということもありまして、ちょっと話がさせていただいたような状況なんですけれども、ただ、今委員の話は恐らくほかの委員も同じような御意見かと思えますので、実はその辺も含めて、先ほどの案も含めて、一度検討してみたいと思います。

○風間委員

大変難しい状況は理解してはいます。それで、ただこの一年間休園というね、これ過去例ないでしょう。当然ですね、それはね。これが非常にね、まだ私の内面では大丈夫なのか、本当に利用の皆様に対してね、ここが心配なだけなんです。ここがクリアできればいいんですが、その合意とかね、その対処方法、その間の。そういうのは、ちなみどいうふうにとらえられておられますか。

○子ども課長

やはり地元、今現在、在園児も含めてですね、それから新しく今度入園される方も当然なんです

けれども、しっかり説明していく、ご了解いただくというのが大前提だと思っております。

○風間委員

それしかないですわね。その合意の上でということですね。もしこの選択肢しかなくなった場合は、それで極力しっかりと説明責任を果たして御理解を求めて、それで迅速に進めていくと。こういうことでしょうかね。

いずれにしても、その辺ね、方針がほかの選択肢も今まだ若干あるようでございますのでね、十分に分析、検討した後に、この方針しかないということならばね、それはそれで私としては理解させてもらいますけれども、しかしその先にはまだその本当の利用者、地域の皆様の合意というのがありますからね、その辺は十分に尊重しながら、理解と合意の上での、こういう方針の実現だということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

大変ですけど、頑張ってください。

○福祉子ども部長

南保育園の建てかえの問題につきまして、皆様方には大変御心配、いろんな御意見いただいております。当然私どももですね、一年休園というのは、今現段階でおけるという苦渋の選択なのかなというふうに思っています。

要は、その場所の問題が一番ネックになるわけですね、現在の場所に建てかえということになればですね、やはり仮園舎ということも考えますと、当然お金も要るわけですが、まず財源ということよりも、その場所に建てるということになれば、更地にして一年間で一気に工事をしないと、やはりそこへ仮園舎ということをつくったとしても、長期、当然2カ年ぐらいかからないとやれないだろうとか、先ほど課長が申しましたが、安全面、環境面を考えると、やはり一年で建てかえるということになりますと、選択としては一年間休園ということをとらざるを得ないのかなというふうに思っています。

それと、もしそういう形になれば、先ほど話がありましたように、保護者、地域の方たちの当然

説明、御理解を得た上での実行になろうかなと思います。

それからもう一点、先ほど、ほかの場所でということも、やはり都市計画の19年に改正されたときに、調整区域内に風間委員からもお話がありましたように、公共施設においても開発というのは大変厳しいということで、ただ、私どもいろいろ得た情報では、厳しくハードルは高いけれども、全く建たないということではどうも、その辺をです、早急に私どもが県立建設事務所の方へ行って、その方向も一度ちょっと早急にしてみたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○風間委員

それで、そこまで話が出ましたんでね、借地の場合ね、公共施設を建てるっていう場合、例がないです。通常は普通財産、目的財産という形の中で、市の公共施設は建てるというのが原理原則です。それはなぜかという、当然公のこの事業を担保する意味では、それが原則だと思うんです。借地に建てるっていった場合、そういうサービスや事業が果たして安定的に長期にわたって、継続してやれるだろうかっていうね、そういうおそれもあるわけでしょう。そういう部分は、どういう見解でね、今後のこともありますから、この整備計画。長期にわたるスパンで考えていかなければならない。当然そういう選択肢ももう出さざるを得ん状況にも遭遇すると思います。この第一歩だと思いますけど、これは。その辺はどう考えておられますかね。

○子ども課長

確かに借地という形で事業を進めた場合、不安定な状態になると思うんですけども、これこんなことを言うと、委員皆さんに怒られちゃうかもしれないですけど、随分以前に、本当にやってるかどうか調べてもいないですけども、定期借地で行政が事業やってるようなところあるというお話を聞いたこともあります。

また、日進市がですね、本当に随分前の話ですけど、まだ地価が高くてどうにもならなくて、体

育館をつくったり市民会館をつくったりするのにですね、借地でやっってたっていうような話を聞いた覚えがあります。

それです、今の御質問ですけども、借地でやっった場合の不安定な部分をどうするかということですけども、基本的に建築、コンクリートの構造物がとりあえず耐用年数60年という考え方です。やはり60年の長期にわたる契約を結ぶべきかなと。それで、改めてですけども、長期契約を結ぶと同時に、地役権だとか権利設定をして、転売がないような、転売をされてもその権利が確保できるような形の契約というんですか。押さえをしていく、担保をとっていくというような形でやっっていくべきかなと思っております。

以上です。

○風間委員

それは原則論としてそうですが、そういうものをやってもね、借地という不安定でいろいろな問題というのが起こるじゃないですか、よくね。そういうときにどうしていくんだっていう話ですよ。私なんか、これも借地なら借地の方向性で新たな舵を切るとしたら、もうその借地の年数をそう長期設定じゃなくて、短期なら短期、中長期なら中長期、20年ぐらいにしてね、その間にはやっぱり用地は確実にどこか見込むというね、それで、必ずその自前の土地にこういう公共施設を建てるのが原則論であると思うんですよ。それがやはり行政の信頼にもつながるわけでしょう。行政の考え方というのはそういうものじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○子ども課長

委員のおっしゃられるとおりだと思います。ただ、今回、例えば借地をする場合ですと、やはり契約書の中に例えばの話ですけども、所有者が手放すときに真っ先に市にお話をさせていただくような条件特約みたいなものをつけてですね、手放す時点でまず市に話していただいて、市とその売買の話を見せていただくというのも一つの手かなと。それでもだめな場合は、今おっしゃられたとおり、やはり60年以降の話をした場合には、やはりどこ

かで確保する必要がありますので、その辺のどうのこうのはやはり長期的に考えるべきかなというふうに思います。

以上です。

○風間委員

もしそういう方向で舵切るんならね、そういうふうに万全の態勢でやってもらわないと、もしその契約の中にね、契約不履行で損害賠償制度を厳しい規制を設けるんですけど、それよりも上乘せの条件でほかから来た場合ね、もうそれで裁判やってもすべてはそっちの方でっていう、そういう流れがあるんじゃないですか。実際問題ね。それを心配しとるだけでね、現実として。現実そうじゃないかもしれないけど、実際問題としてそういう訴訟等々もね、過去には報道で見たこともありますし、だから、やはり基本は当然自前の土地に公共施設を建てる、こういう方向性でやれるのが一番理想だろうとは思いますが、どうしてもこの借地方式でなければ舵が切れないということであるならば、万全の態勢をしてやってくということなんですが、一抹の不安は残るなどという、ここをどう考えるかということがね、もう少々これは分析をした方がよろしいんじゃないかということは申し上げておきますし、日進市でも今はないわけでしょう、過去にはやっと思ったということで。これはやっぱり不安定だから是正するんでしょう、原則論にね。そうじゃないですかね。どうですか、その後。日進市とかその先例は。

○子ども課長

おっしゃられるとおり、日進で今現在それをやっているとこの話は聞いておりませんので、多分、市の用地になっておると思います。

○風間委員

その辺も慎重には慎重にね、やはり公の事業やサービスを提供するというのは、それだけの市民の皆様に対する責任があるということは自覚しながらね、今後対処していただければ。もう対処しなければどうしても事業おくれちゃうとかね、そういう究極の選択の場合もあるかもしれないわけですからね。それですと、また逆説的に困

る部分もありますから、非常に難しさが伴うこの長期的な展望のリニューアル計画を行っていかねなければならないという状況ですから、その辺はしっかりとやっていただければというふうに思います。

それで、次に、児童クラブ増築工事費ありますよね、320万円。この今後の方向性と解説をお願いします。

○子ども課長

今後の予定ですけど、9月補正していただきまして、今実施設計の方入っております。実施設計には確認申請まで含めておりますので、確認申請は年末までには提出させていただいて、1月いっぱい、遅くとも2月の中旬までというような予定でおります。それでそれができて次第すぐに入札行為に入って、工事の契約を結びたいと。結びましたらすぐに工事に入っていくというふうな予定でおります。

少なくとも、わずかですけども、この21年度には、もう工事にタッチするというような形で、夏休みまでにはでき上がって、子供たちをある程度受け入れるというような形で計画しております。

以上です。

○風間委員

確認申請もめどが立ったということですね、できるだけ早く、もうこれは事業を進めていただいて、ニーズにこたえていただければというふうに思っております。

大丈夫ですね、ほかに心配の側面はありませんね。

○子ども課長

心配の側面と言いますか、工事中に雨が続いたりするようなことがちょっとなければいいなということぐらいで、今のところは問題は、とりあえずは順調には来てると思うんですけども、確認申請なんかもよっぽどのことない限りはまず間違いなくおけるとこの話を設計屋からも聞いておりますので、問題ないと思います。

○福祉子ども部長

実は、工事期間中にですね、子供たちが安全面

からいって、現在の工事場所にいられない状況がちょっと出ますので、そのことにつきましては西児童クラブに利用する子供はですね、その学区である福祉体育館にある西児童クラブもしくは猿渡児童クラブに保護者の意向に沿った形で、一定期間、その辺は工事しているときには事業者により早くにやるように、少しでも短い期間っていうことでやりますけども、その辺は募集していく段階でも、保護者にはPR、周知をして、進めていきますので、その辺だけちょっとご報告させていただきます。

○風間委員

その辺も十分に配慮してやっていただければというふうに思います。

それで、猿渡が出ましたからね、私も未設置地区の解消をお願いしたいと。市長公約も公約としてはね、尊重しますが、むだなものは要らんわけですから、この16平方キロメートルの中で、全小学校区には私は要らないと思ってるんですよ。

だから、必要最低限の子育て支援センターを建設すると。そういう方向でまず進んでいただくと。当面はこの南保育園に併設する形でやれば、充足はしていくだろうと。そのかわり、公平性とかそういう部分で本当に切実に今困ってるこういう児童センター、これは児童福祉法の位置づけも本当に重要な位置づけとしてあるわけですよ。そういう部分、状況の中でね、この解消をお願いしてるわけですし、その中でも特に私も中島委員と同様、猿渡学区にね、ここに早急に進めていくべきであると考えておりますが、改めまして、この辺の見解をお聞かせいただければというふうに思います。

○子ども課長

大変申し上げづらい部分もあるんですけど、努力はしとるつもりなんですけど、ただ、用地の問題とかいろんな問題がありまして、今のところ、いつということは非常に申し上げにくいものですから、大変申しわけございませんが。委員の中の思いというのは承知しておるつもりでございます。以上です。

○風間委員

全くの白紙ということですかね。方向性は理解して、そういう方針で進んでいくっていうことで理解していいですか。こっちもね、説明していかんといかんもんですからね、住民の皆さんに。その辺の概要は聞いとかなとね。

○子ども課長

苦しいという語弊があるんですけども、今のところですね、正直に申しまして、南保育園の建設に全力を注いでいるっていうんですか、傾注してるっていうんですか、というような状況で、器が小さいのか、そこまで気が回らないわけじゃないんですけども、一応今言ったような状態で、南をまずとにかく安全に早くつくって、それがめどが立ち次第、いろんなお話がありますので、保育園も当然古くなってますし、それから猿渡の児童館ですか、学区に児童センターそれから八ツ田の児童センター、当然未設置になっております。それから、市民センターのお話もありますし、というようなことで、どれをまずというようなことを考えながら、めどがつき次第、次に入っていくというふうには思います。

○風間委員

課長をね、追求するつもりで言っておるわけではございませんのでね、お間違えのないように。わかるんです。ただ、我々住民の側から考え合わせますとね、このままだと保育園の整備計画は公表されるでしょ。そうするともうそっちの方で手いっぱいになっちゃうというのはもう明らかなんですよね、これね。

ただ、こういうやはり子供の安全な環境の居場所づくり、拠点づくりっていうのは児童福祉法にも明記されておってね、これはある意味、最重要課題ぐらいの位置づけのこの法の中の第何条でしたかね、あるわけですよ。だからね、それだけ重要な施設でありますから、そしてまた、今公平性の部分からも、ほかの地域と比べると何で私たちの学区にないのというね、こういう切実な要望も過去よりあるんですね。長年もう続いているんですよ。ですから、そういう部分ではね、やはりその

辺の方向性も十分配慮して、もうそれは当然財源の部分もあるし、ほかに不要不急の保育全体、子育て支援全体の政策としては、もうこれは幾らあってもお金は足りんと思いますけど、そういう部分でやはりそっちの方の一筋の光明を、光をね、投げかけるというそれぐらいの着地点に、22年度に向けて方向性を出して、それでそういう部分でその具体化に向けてどうあるべきなのかという、その辺までの見解を担当として出していかないと、これは全く進まんですね、これね。もうどんどん後に追いやられますね。そこを言ってるんですけどね。いかがでしょうか。

○子ども課長

私としては、今お話をさせてもらったのを再度ですけども、努力はしてみたいと思います。

○風間委員

部長はどうですか、これは。

○福祉子ども部長

本当に今、私どもの所管する子育て関係に関しては本当に重大課題というか、懸案の課題がたくさんあります。そういった中でですね、今風間委員がおっしゃった施設についても、当然重要課題の中の一つに当然はいつておるわけですが、気持ちとしては、できる限りその状況、財源のこともそうです。それも踏まえて、極力努力していくという気持ちでおりますので、よろしくお願ひします。

○風間委員

子育て環境日本一を掲げた林市長、ここはどうですか。私、ここはね、非常に重要な問題ととらえておられますのでね、一度市長の方向性だけは聞いておきたいですね。くどいようですけどね、重ねてですけどね。

○林市長

この猿渡児童センターであります。本会議のときにも中島委員に整理していただいてですね、身近なところで子育てについて相談ができる、そんな施設としても、非常に欲しい施設だなと。とりわけ、今風間委員御指摘のように、各小学校区にやはりこういうものが欲しい。そんな中で、この

猿渡にはないということは、やはり優先順位は非常に高くなっていう、私の頭の中ではあります。

一方でですね、じゃいつから窓を開くんだっていうところではありますが、なかなかここで24年度、25年度っていう年度をですね、なかなか言えないという苦しさがあります。

というのは、御案内のように、くどいんですけども、税金の見込みが本当に今わからないわけですね。もう一年の間に10億円も削られてくるっていう、こういうところの中でですね、本当にこの事業計画がなかなか、私本当に建てたいなっていう思いがあるんですけども、なかなかですね、いつからやるというのはないわけでありませうけれども、優先順位は非常に高くてことは、私の思いの中で非常に高く感じているってことは御理解はいただきたいなっていうふうに思っております。

○風間委員

理解しております。

そうしますと、回復基調になったらね、イの一番、もう本当に優先順位が高いという率直な今見解を示されましたから、イの一番にこの方向性は表明していくと。こういうことは言えますわね。いかがでしょうか。

○林市長

そうですね。私、今の整理をこれからしていくんですけども、児童福祉施設という枠を一つとらえたときに、何を優先するかっていったときに、やはり非常に私の中では、この施設はですね、非常に優先順位が高くなっていうふうに思っております。

○風間委員

わかりました。その見解はきょうの時点で承りましたものですからね、今後、その種々の状況状況が変化したときに、この話は強く申し上げておきたいと思います。そのところだけは受けとめておいていただければというふうに思います。

それと、最後の項目としてですね、生活保護費に関しまして、37ページですね。また今回補正でもね、1億円余、生活扶助費、医療扶助費、生活

保護費の増額補正になっておりますが、この辺を一遍御解説、御説明願いたいと思っております。

○福祉課長

生活保護につきましては、御承知のとおり、雇用切り等がございまして、非常に生活保護の被保護者がふえてきたということでございます。それに伴いまして、やはり当初予算がそこまで見込んでなかったということですね、非常に生活扶助費そして医療費がぐんと必要になってきたということでございます。人数も相当、世帯数が非常にふえてきております。予算としても、今322世帯以上でございます。それはもう100以上ふえてきておるということで、それらに係る費用が不足したということで、補正させていただきました。

○風間委員

20年度の当初費、21年度の当初費比較でもですね、1億円弱ぐらいが増額と。それ、この不景気の下、一気に増大したということで、今現状、具体的な数値として幾らアップしたのか。それから、世帯数、人数は幾ら増大したのか。この際、この補正予算にも関連してまして、お教えいただければというふうに思います。

○福祉課長

予算的に、年度的にいけますと、19年度が決算額は3億1,000万、6万3,000幾らになります。3億1,000万円、そして20年度は21%増で3億7,500万円と。21年度はぐっと上がりまして、7億6,462万円、これが今回補正も含めての額で104%増ということになります。

○風間委員

すごい状況ですね、これは。それで、まだまだこういう状況が続いていくと推定はされるんですね、ここ最近の不況の拡大、円高、株安等々、従来の景気指標に上乗せでそういう部分の悪影響も出てるという中で、今後の推計も相当まだまだこれ上昇の見込みと言いますかね、推定が当然されてくと思うんですが、その辺はどういうふうにとらえておられますかね、担当課として。

○福祉課長

ピークもある程度は過ぎてきておるんじゃない

かなと思いますけれど、ここ近いうちの月は、やはり10ぐらいは世帯はふえておりますので、それを来年度10ずつ上げていたら、莫大になってしまいますので、少しは下げてって見込んでいくという気持ちで考えておりますけれど、今の状況ではもう少し数字は下がる。いずれにしてもふえていくことは間違いないと思っております。

○風間委員

この部分だけは政策上部が云々とかですね、いろいろな理屈は通らないわけですね、憲法で保障されてる文化的最低限の生活、基本的人権、こういう部分に関係されるわけですね。

ただ、もう昨年と比較しても3億5,000万円のアップになるわけでしょう。一応、今後は若干のピークは過ぎてるという見解ですが、それでもそういうのがしばらくは維持していくという考え方でいいですよ。そうするとね、相当なこのパーセンテージっていうのは、比重は重くのしかかっているわけですが、市長は財政厳しい折厳しい折と言ってるんですが、ここのこの104%増になったここのね、構成比率と言いますかね、その辺はどう分析されておられますかね、担当課として。全体からみてもですね、その辺を含めて。

○林市長

非常にこの保護率がですね、知立この西三河8市の中でも断トツ、確か非常に高いんですね。刈谷、安城、知立、私刈谷とか安城の方が高いのかなと思ったら、知立のがかなり高いんですね。本当にね、これ地域性か何か本当に大変だなと。それで、御案内のように4分の1は一般財源ですね。人件費丸々一般財源ですね。まだ交付団体のときは交付税が来てたんですけども、本当にこれが厳しいなと。丸々1億円の一般財源ふえてるんですよ、生活保護の中でですね。人件費はもうまたふえてるわけでありまして、本当にこれがですね、これからどうなっていっちゃうんだろうっていう、それで私、市長会議とかですね、あと代議員の方にも、これは国の方で何とか財源は見いただきたいということは申し上げておるわけでありまして、これからも、この制度は本当に市だけではど

うにもならんような話でありまして、国の方で何とか財源をもっと手厚くしていただきたいということは申し上げております。

○風間委員

今、担当課に聞いて、最後に市長にその辺をしっかりとやっていってくれという要請をしようと思ってたんですが、そういうことなんですか。だから、しっかりとね、これはやっていってもらわんと、それこそここでね、相当ただでさえ厳しいうちの財政状況の中で重くのしかかってきてるなど。

ただあくまでも、これは政策的云々の比較すべくその外にある崇高な状況で、これもう一番の重要な部分になるわけですね。

だから、それは当然、国あるいは地方自治体はもう生活に窮した場合は救済の手を差し伸べるといって、こういう憲法の概念ですから、これは当然どんな状況になろうとも、しっかりと支えていくといくところなわけなんです。ただその中で、私が今懸念してるのはね、よく新聞報道にもあるんですが、こういうのを無心するやからもおるといことなんですよ。だから、事務の流れの中で、その辺はきっちりと分析をして、もう明確に本当に困って救済の手が必要な方にね、救済をしっかりとしていくと。そこで本当にもう無心で悪質にこういうものを利用する、そういうのはきっちりと事務とかそういう対応の中で分析調整をされて、それでそういうのは防衛をしていくと。こういうことが必要になってくると思うんですが、しかしこれやり過ぎると、昔で言う北九州市の例のようにね、もうそれこそ申請、窓口のときにね、もう本来受けるべく、受ける権利のある、救済の手を差し伸べなければならない方も受けられない。それであるときは自殺しちゃったんですかね。そういうことになったら、本末転倒になりますから、その辺は十分に配慮しながらね、しかし、悪意執政な部分ね、悪意を持ってこういうのを虫食いするようなそういうやから、環境には断固としてきっちりとした調査能力を発揮して対処していく。こういうことが必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の担当課としての

見解はいかがですかね。

○福祉課長

生活保護の場合は、申請は受けていくっていう考えを持っております。申請を拒否するということではできません。法律にもございます、28条に基づいて調査権がございます。生命保険、金融機関など調査をします。そして、本当にだれか扶養していただける方があるかどうか、これもあわせながら、文書で調査し、回答を得ております。そして、また暴力関係の団体のお金の流れ、これも遮断せないけません。当然ながら、警察の方に照会をかけたりにして、いろんな情報を得ながら、保護をしていくと。そして、就労の切れた方も、しっかりと働く方向にハローワークへ日参してですね、就労に向けて一生懸命やっているかどうか報告書をいただいております。そういう徹底をしながら、うちの方の適正な運営をワーカーの方がやっておりますのでございますので、敵正に向けて努力しておりますので、よろしくお願ひします。

○風間委員

そういう制度に基づいて、的確、適正にやっていただければというふうに思います。

要は、まじめに働いておる市民の皆様方から見るとね、これはもう端的な話としてよく承るんですが、不公平感は否めないですよ、これはね。やはりそういうところから発生するこの納税意欲とかね、いろいろな感情論に発展しちゃうわけですから、その辺はそこをきっちりと説明責任を果たすにはやっぱり適格性、適正性ですよ、法律に基づいた。そこしかないと思いますので、それでこの元来の救済の生活保護という憲法に保障されたこの部分で逸脱しないような状況の中でね、対応を的確に図っていただければというふうに思います。

それで、その事務を行う方々は本当に大変でね、重労働だと思います、精神的にも肉体的にもね。それで、今相当これだけ世帯も100世帯ぐらいオーバーですか。世帯数と人数、後で紹介してください。

それで、今ケースワーカー何人で対応されとる

のか、その辺ちょっと具体的に御解説ください。

○福祉課長

直近で件数は11月末現在でございますけれど、世帯数348です。348世帯です。人数が519でございます。基準でいきますと、この世帯数でいきますと、5人のケースワーカーが必要ということになります。現在、ワーカーは3名でございますので、現在においては2名増員しなければ、やれないという中で、臨時職員を入れて対応はさせていただきます。

○風間委員

国の基準ですと、一人80人ぐらいということですね。今うちはそれに不足しておるといってですね。国の資料とかこういうものはどこまでの強制力、保育園だと乳児配置が3・1でね、これに抵触すると相当な厳しさがあるでしょ。そこまではいってないのかな、これは。どういう状況なんですかね、この基準というのは。

○福祉課長

県の監査の御指導、夏ごろにいただきました。知立市はワーカーの数が少ないから、増員に向けて努力していただきたいという御指導はいただきました。これは文書的な指導じゃなくて、口頭の指導ですから、今すぐにとすることは難しいことも県の監査委員も感じておるところだと思います。

○風間委員

国の基準でというお話がありましたが、国からのそういう指導とかそういうものはないわけですか。

○福祉課長

国からは一切ございません。県の監督、指導で終わっております。

○風間委員

いずれにしても、一応の国の基準がそういう形で1人80人程度で限界だと。今、うちはそれを超えちゃってるということで、ハードスケジュールのなっちゃっているわけですね。これは大変だと思います。

それで、全課的にそういう人数配置というのはね、言えば切りがないんですけど、私が申し上げ

たいのはやはりこういう国の基準、配置基準というのがある場合に、それが明らかに県の監査まで入って、そのまま放置しとっていいのかという、ここの状況が心配なんです。やはりそれは的確に1人でも2人でもアップするような形で対応しないと、その辺は本来のこの生活保護の事務業務をこれ大変厳しいね、まだ当分はこの高水準を維持するでしょう。景気が回復してくれば、これはまたもとに安定的な数値に戻っていくかもしれないですが、そういう部分では、やっぱり適格な事務を行うためにはやっぱり適正な配置というのは当然必要になってくると思いますが、それも配置基準というのはありますしね。

そういう部分では、副市長かね、これは。どう思いますか、その辺の状況は。このまま放置するつもりですか。来年度に向けて充足していく予定があるのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

○清水副市長

ケースワーカーの配置でございますけれども、これも本会議でも幾度か御指摘をいただいているところでございます。

現時点、私どもの方、来年度に向けての職員の採用計画等々の中では、その時点、先ほどからあります80人世帯という一つの基準の中で、現状3名でございますので、1名の増というところは、これ確保していくというところで、今事務を進めておるわけでございます。

もう一点、この年度の途中におきましてですね、認定世帯の増加というところで対応する、そういった部分では臨時職員をお願いをしてですね、本来であれば、当然正規の職員を充てるというのが本来でございますけれども、年度途中というような事情の中でですね、そういった臨時職員をお願いしてのある意味急場しのぎ、そんなようなことも対応させていただいておるわけですが、現時点、今の348世帯という部分での5名というのは、現実にはちょっとなかなか難しいかな。1名は確保するというので、本年度進めてまいりました。でありますので、それで十分でない部分が当然ある

ということは認識しておりますので、その部分については、引き続き、臨時職員等々のお力をお借りして、できるだけそういった事務に支障がないように対応していきたいと考えております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康増進課長

午前中、新型インフルエンザワクチンの接種状況の今現在の人数が出ましたので、御報告させていただきます。

妊婦が103人、1歳から小学校3年生以下基礎疾患のある方が255人、高齢者65歳未満の基礎疾患のある方が4人、65歳以上の基礎疾患のある方が3人ということで、全部で367名の方が今現在、新型インフルエンザワクチンを接種してる状況です。まだこれが28医療機関中13医療機関から今のところ出ておりませんので、まだ数がふえるかなというふうに思っております。

それと、医療従事者についてはこの中には数が含まれておりませんので、当初の段階ではまだワクチンが医療従事者分ないという話でしたけども、今現在では医療従事者の方もほとんど接種は終えてるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。済みませんでした。

○風間委員

今、中島委員からも御指導いただいたんですけどね、私も勉強不足で申しわけないですが、パートっていうのはね、今副市長、パート1人雇ってね、それで4人態勢でやっとなんていうことなんですけど、これはやはりケースワーカーの正規の仕事はできないということでしょう。そしたら実質3人ですよ、これね。3人で、それとあとこの仕事の申請から決定までの期間というのも2週間という原則論があるわけでしょう。すると今それもぎりぎりやっとなんていうことじゃないですか、若干の

前倒しとかね。そうすると、もう本当に手いっぱいなんですよ。このまま放置しますと、みんなつぶれちゃいますよ、あそこはね。本当に厳しい職責でのいろんな方と交渉してね、受け付けているんなお声を聞いて。向こう側も切実ですから、これ大変だと思いますわ。だからこれはやっぱり基準どおりね、的確に配置するというってことでないと、これは一番崇高なもう憲法に保障されたこの仕事の範疇ですから、これは原則どおりやっていただくというのが私は正論だと思いますが、いかがでしょうかね、再度。

○清水副市長

まず、パートの件でございますが、これは先ほど私が答弁させていただいた趣旨は、そのケースワーカーのかわりをするパートという意味ではなくて、ケースワーカーっていうのは御存じのとおり、窓口での対応、面談、これが非常に重要な仕事でございますので、その面談終了後のいろんな書類を整理したりだとか、いろんなことでのいわゆるバックヤード等の事務については、そういった方のお力もお借りして、ケースワーカーとしての仕事をしっかりやっていただける、そんな環境づくりの一環だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、ケースワーカーの配置でございますが、先ほど来年度に向けて1名確保ということをお願いしましたが、先ほどちょっと再度確認をしまして、これも人事当局も非常に気をかけてるところでございますので、毎月福祉担当の方から保護者の認定状況等をお聞きしながら、来年度の人員確保、そういったことを考慮してるということで、現時点348世帯ということでございますので、2名ですので、5名のケースワーカーで新年度いきたいというようなことも申しましたので、よろしく願いいたします。

○風間委員

それでは、的確にそういう方向性でこの業務に対応していただければと思います。

以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田委員

先ほど、風間委員の方から南保育園のことが出ましたので、私も地元ですので、ちょっとお聞きしたいことがあります。

というのは、保護者へ説明して一年間閉園するっていう話が出ましたけども、この保護者の説明っていうのはどんな形でどこでやられるのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、計画がなければまたあれですが、あったらちょっと教えていただきたい。

○子ども課長

説明につきましては、今現在、どうやってするかということはちょっと申し上げるような状況にないわけですが、一つの方法として、工事なんかの地元説明のような形で、どこかにお集まりいただいた中で、私どもが出向いて説明するというような方法をとるとというのが一つの手かなというふうには考えておりますけども。

○池田委員

それでは、考え方を変えまして、3年間保育園預かるわけですが、工事するその年度の一年間休むので、その児童の要は工事で休むときは全員いなくなるわけですから、その2年の間の児童っていうのはどういう振り分けになるような形になるんですかね。

○子ども課長

工事をやってる間っていうのは、南保育園っていうのは一年休園ということになりますと、当然その南保育園にその工事の年に在籍するであろう子供さんたちが一堂休園ということになりますので、どこかに行くということになってしまうわけなんですけども、猿渡が今建て直しの計画がありますので、猿渡、それから公の公立保育園の近隣の新林あるいは高根、それから中央保育園が人数が少ないものですから、そちらの方に回っていただくようなお願いをしていく必要があるのかなと思っております。

○池田委員

これも振り分けるにしても、保護者の同意がな

いとできないはずですよ。そこら辺の解釈はどうされるわけですか。

○子ども課長

基本的に私どもの方がこの保育園へ行けっていうような形ではなく、保護者の方に選択していただくような形が基本かなというふうには思ってるんですけども、ただ、説明に当たってはですね、先ほども言いましたように、重々、一年休園にする理由も含めてですね、説明責任を果たした上で、保護者の方に保育園の選択を、ただ、保育園の方の当然キャパっていうんですか、定員とかいろいろありますので、その辺の説明も必要になるかと思いますが、いずれにしても、基本は保育園を移動していただくということに当たってはですね、説明した上で保護者の方に基本は選択していただくかなとは思っております。

○池田委員

私が心配するのは、子供さん小さいですよ、ほかの園へ一年だけは南へ行て、あとはほかの園へ行くという形をとったときに、恐らく保護者の理解も得られないし、子供も拒否反応を示すような感じはするんですが、そういうことが起きた場合のことは考えられませんか。

○子ども課長

先ほど、風間委員の方からも質問があったんですけども、全体としては皆さんに説明責任を果たして御理解いただいた上ということになるかと思うんですが、もうはなから皆さんが総じてちょっととてもじゃないけどえらいという話になると、これまた非常にづらいところがあるんですけども、担当としてはですね、先ほども言いましたように、非常にいろんな状況からですね、今現在考えているのは、あくまでも今現在ですけども、考えているのは、その現場での建て直しを何とか転園で一年お願いしたい。それをもとに御説明をさせていただきたいというふうには思っておりますけども。

○池田委員

なかなか難しい話じゃないかなと私は思いますが、とりあえず一年閉園するっていうこと自体が

子供たちの影響を考えると、私は反対したいんですが、土地の問題もあって、このまま計画が進むんでしょうけど、よほど腰据えて保護者に説明しないと、この件は大変なような気がしますが、その分だけ説明ができればおくれるほど、実施計画がおくれていく可能性はありますよね。だから、もっと早くきちっとした筋道が出されれば、我々も一年完全にやめるんだよってという話も出せるけど、今まだその段階まではいってないという話でしたら、これは保護者への説明は時間かけてやるべきだと思いますが、いかがですかね。

○子ども課長

これも先ほどの若干答弁させていただいたんですけども、部長からもお話があったんですけども、今、現時点ではあくまでも今の場所での建てかえというお話をさせていただいている中ですね、借地の関係の問題だとか、それからいわゆる調整区域に公の施設を建てる問題だとか、それをですね、大至急一度当らせていただいて、ほかの方法を模索をさせていただきたいというお話もさせていただいてますので、その辺で、もしそれができるといえるのであれば、そちらの方法も考えていきたいというようなことで、ちょっと今この時点で、こんなことを言って本当に非常に申しわけございませんが、大至急建設事務所の方にお伺いしてそういった問題が解決できるかどうか、至急当たってみたいと思います。それで、その上で保護者への説明を先ほども何度も言いましたように、ちゃんと説明をしていくべきだとは思っておりますので、よろしくをお願いします。

○池田委員

土地の問題もあると思いますので、私としてはほかの考え方をもって、ぜひ一年やめるようなことのないように、子供に影響ないように進めていただければいいかなと思います。

そこら辺はこれからということですけども、いろんな方向性をきちっと精査して早目に回答を出していただかないと、地元でもやっぱり関心を持って話されるんで、我々としてもまだ何も言えない状態ということになると、例えば、私の3歳の

孫がこれで保育園入りますけど、その子が途中で出ていかなきゃいかんことになりますので、そういう形が出たときには、これはどこの保育園に連れていって言ったときには、これは南じゃなきゃいかんという話が出たら、それは御破算になる話ですけど、よく考えていただいた方がいいんじゃないかと、私は思いますが。最後にその件だけちょっとお願いします。

○福祉子ども部長

今池田委員のおっしゃったことはまさしくそのとおりということで、先ほども申し上げました。問題は土地の問題です。一番ネックになっているのはですね。やはり一年休園させるというのは、今のところの計画では苦渋の選択になるわけです。それを仮にですね、先ほどもちょっとお話しさせていただいたほかの場所ということで、早急に方向も出していきたいということなんですが、万が一、もうそこで南保育園の場所だということになればですね、やはり先ほど、まあ本会議でもお話しさせていただいており、じゃどこに仮園舎だというようなことを言った場合でもですね、仮園舎を建てる場所、その敷地内以外は物理的に現実的な話をすると、そこしか仮園舎は建てれないという状況があるわけです。

そういったときには、最終的に苦渋選択ですが、では現実的に仮園舎を建てて、物理的にも2年かかるでしょう。一年で仮園舎を建てて、給食や、それから全園児を一斉に一度に移動させるっていうんですか、そういった形での保育は、物理的にもまず無理だろうということになりますと、仮園舎を建てて、そこに建設するということでは、本当に子どもたちが遊ぶ場所自体もない中での保育、機材等やなんかも当然その敷地のどこかへ置かなきゃいけないということを考えると、物理的にもできるような状況でないということが尽きます。何とかそういうことを避けることも、一番重視しながら進めていきます。

それでもどうしてもということになれば、保護者の理解を早い段階で説明して理解していただくという方向にならざるを得ないのかなと。ですの

で、早く方針を出して早く保護者の方に市の方向、考えを示していくことで、もう理解をしていただく方向かなと、今、現段階ではそういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

○池田委員

いろいろ考えて、いい方向へ進んでいったきたいと思います。

もう一件、ちょっとお伺いしたいんですが、35ページに母子家庭自立支援事業の中で、母子家庭高等職業訓練事業補助金って載ってますが、ちょっと勉強不足で、私わからなかったんですが、ちょっと説明していただけますか。

○子ども課長

説明させていただきます。

母子家庭の高等訓練ですけども、これはですね、高等技能訓練ですね、就職に際しての母子家庭のお母さんたちが有利なように、あるいは生活が安定するよという、そのために資格を取得し、母子家庭の母、お母さんに資格をとってもらおうということで、養成訓練受講機関のうちの一定期間に高等技能訓練に係る費用を補助しようとする事業でございます。

○池田委員

これ、補助したとしてどこで訓練を受けるんですか。定員とか、それから補助を受けられる方の審査とか何かあるんですか。

○子ども課長

対象のまず受講資格なんですけども、準看護師だとか看護師、それから保育士ですね。医療療法士などがあります。基本的にはですね、ご本人が学校を受ける試験ですか、そういったものを、試験があるのかどうかちょっとそこまでは済みません、勉強不足なんですけども、そちらに入っていて、こちらの方に申請をしていただくような形になります。

ですので、入ること自体が、ご本人たちが御意志で看護師を受けるだとか、あるいは医療療法士を勉強するというようなことになるかと思っております。

○池田委員

これ、募集方法と説明とかやってみるんです

か。

○子ども課長

一応ですね、確か広報にも載ってたかと思うんですが、リーフレットの配布ぐらいで正直な話、余りちょっと申しわけございませんが、余り前向きにやってたかどうかと言われると、ちょっと部分的にちょっとまずいかなという部分あるんですけど、一応リーフレットなんかは入れさせていただったり、あるいは県の方のリーフレットにもしっかり載ってますので、そちらなり見ていただいて、申し出をしていただくような形に今現在はなっております。

○池田委員

補助金を出してみえるんですよね。この補助金の出し方というのは、ちょっとわからないんですが、確かに授業料の一部補助になるのか、それともその受け皿の方へ補助されるのか。その中身っていうのはどうなんですか。

○子ども課長

補助金はですね、対象者の受講される方の方ということになります。一応ですね、支給は非課税世帯ですと、月額14万1,000円、課税世帯でありますと、7万5,000円が支給されるということで、21年2月にちょっと改正がありまして、前よりもよくなりまして、修業期間、基本的には勉強してる時間ですね、期間の最後の例えば2年の間の1年ということになるんですけども、最後の期間の2分の1に相当する期間を18カ月上限で一応補助されるということで、ただしですね、この6月にちょっと一部改正がありまして、時限立法ですけども、現在ですね、勉強してる最中の方は現時点は一応全額支給という形になっております。それがですね、24年の3月までですかね。ということで、それまでは安心基金を利用したということで、一応これ自体は国の方の4分の3ですかね、補助ですが、あとの4分の1は県の方の安心基金を利用したということで、全額一応補助が出るというような形で今やっております。

○池田委員

補助金の件はわかりましたが、これ、知立で今

までの実績というのとはどんなものなんですか。

○子ども課長

実績、わかっとなる範囲になってしまうんですけども、17年に看護師資格をとられた方がということで、1件あります。それから、現在ですね、やはり確か準看だと思んですが、準看護師だと思いますが1件、現在給付しております。それから、まだお話の段階ですけども、看護師になりたいということで御相談が今1件入っておりますので、場合によっては来年度以降で話とか、対象になるかなという状況です。

以上です。

○池田委員

わからないんですが、補助金出した割には実績も募集もそれだけ少ないってことですか。もう少し、私あるような気がしたんで、質問したんですが、どうなんですかね。

○福祉子ども部長

この制度は国の補助金4分の3を受けて行っている事業でございます。対象は母子世帯ということに限定されておりますので、窓口で児童扶養手当を申請されるお母さんには、こういったしおりをお渡しして、こういった制度がありますよということで、その中にも今回補正をさせていただいた制度のことも載っております。

ですので、あとはですね、それぞれこういった資格をとるには専門学校に、当然母子のお母さん受講されるわけですが、その入校案内の中にも母子の方については、一度こういう制度がありますよということも入っておりますので、まあなかなか母子世帯の方が、お母さんが昼間にこういった生活もありますし、資格もとりたいと。この制度自体は資格をとって就職に少しでも有利になるよということの目的があるわけですが、現実、お母さん働いて収入を得るといことも一方であるわけですし、なかなか、同居といいますか、おじいさん、おばあさんおられる方だとか、子供さんを面倒を見ていただける何らかの援助があるとかいった、なかなか実際にですね、これに向けて受講されるという方が現実少ないのが実態でありま

して、私どもこの制度については、全くPRというか、そういうことはしてないわけではありませんですけど、実態とはそういうことです。

○池田委員

わかりました。せっかくのいい制度なんで、もう少しPRして実績上げていただければ、補助金も生きるかなという感じがしましたんで、一応質問させてもらいました。

というのは、仕事がなく困ってる女の方たくさんいますし、そういうのがあるということすら知らない人が結構いると思います。それを踏まえて、ちょっとこういうのがあるんでしたら、ちゃんとお声がけだけじゃなくてもPRもしっかりやっていただければ、少しでもよくなるかなと思いますので、ぜひもっとしっかりやっていただければいいかなと思います。

以上です。

○子ども課長

済みません、今部長の話があったように、最初にちょっと私が言ったつもりですけど、母子家庭が対象ということで、今まで少なかった理由というのがですね、母子家庭が対象でありながら、以前は先ほどお話ししたように21年2月に改正されたんですけど、それまでは長い間の確か2年だったと思うんですが、2年のうちのいわゆる修業期間の残りの最後の3分の1の要は勉強がもう間違いなく、これは資格がとれるなという状況になった時点で初めて、金額は少なかったんですけども、10万円ちょっとですけども、出てるわけです。

そうなるんですね、母子家庭の方にどれぐらい授業料がかかるかあれなんですけども、最初の3分の2というのは非常に負担になるということで、その面もちょっとやはり受講希望する、じゃこの申請するという部分でちょっと二の足を踏むのかなという。で、それを改正されて、先ほどのやつは3分の1、しかも上限が12カ月であったものがですね、21年の2月に修業の最後の期間、つまり2分の1を対象にするということで、上限を18カ月にするというふうに変更されております。

さらに、先ほど説明しましたように、6月に安

心基金を使ったもので、とりあえずその2年間で24年の3月31日までに入学した人は全額補助しましょうというような形になっております。

以上です。

○中島委員

お尋ねをしたいと思います。

南保育園の問題が2人の委員から出ておりまして、多分多くの委員が一年休園は避けてほしいと、こういう強い思いを持っていらっしゃると思います。やはり同じ選択した保育園で継続して安定した保育を受ける、そういう願いというものが当然小さな子供ですからね、三つ子の魂百までという小さな本当そのスタートラインで、ぐらっと生活基盤を変えさせてしまうということは、とても重大なことだと。ここんところだけはね、やはりもう抑えていただいてですね、私はエールを送ったのは借地方式ということで、本会議で一般質問で言わせてもらったんですけども、最大、借地でやるのが最大いいことか問題あると風間委員がありましたけども、そういう問題はあります。

先ほど、知立クリニックの南のところ、駐車場の南側のところ、あそこにちょっと借地して仮園舎などを建てさせてもらうことができるといふようにも聞こえたんですけども、そういう方法もとりに得ることなのかどうかね、仮園舎だけその借地でやると。そしてこちらでつくって、すぐ戻るといふようなね、借地で仮園舎と。

もしくはもう一つの選択は、知立クリニックの南のところは、以前なかよし保育園があそこに改築したいということですね、一度声をちょっと上げられていましたよね。土地が確保できないといふようなことで、あきらめられた経緯がございます。その土地はいい場所にはあるわけですね、土地としては。ただ、農地法ということがあって、簡単にはもう公共施設もだめだよという事態になっているんだけど、今のようにもう休園しなきゃいけないとか、仮園舎建てる場所がないとか、最大限困難な問題というものを訴えてですね、もうすいすいそういうものをどんどんやれやれじゃないんだけど、もうそれこそ農地法の関係で言うと、

苦渋の選択で、じゃ認めましょうということもあるとするならば、早くそこんところはね、話を詰めていく必要があるかなと思いますけども、その方向でちょっと頑張ってもらえるかどうかですね。もう一回お知らせください。

○福祉子ども部長

先ほど、土地の件ですが、私どもも、借地ということ的前提に、これは細工といふか、それも一つですが、私はあくまで、あそこあの地域での買収はあくまでしていきたい。それは早急に県土木等ですね、話していく中でそれが可能ということ、私どもそちらにもし可能ということであれば、先ほどの一年休園ということも解消できるわけですので、早急に先ども申しましたけれども、県土木で開発が可能なのかどうかを早急にします。

それから、借り地はオーケーであるけれども、あとは農地転用といふんですか、あの件もありますので、一概にハードルは高いですが、何とかそちらの方向でいければということで、臨んでいきたい。

ただ、借地ということにこだわるのではなくて、買収という方向が第一だといふふうに考えております。

以上です。

○中島委員

クリニックの南ということになると、とてもいい場所、神社の近くということですかね、裏が神社といふような感じで、どっちが裏かわかりませんけども。クリニックがあつて、駐車場が広くあつて、その土地があつて、裏の方が神社とか八ツ田の町内があるわけですけどもね、そこでもし受けていただける地主ね、あのときもいろいろ名前が浮かんでいたもんですから、承知してるわけですけども、協力がいただけるようなら、それが一番いい方法かなといふふうに思うんですね。そうしたら借地じゃなく、買うことができるということで、そこの土地の件は、今まで検討の俎上には全くなかったところということですか。

○福祉子ども部長

今、中島委員のおっしゃったクリニックの南側

の雑種地になってる場所ですね。あそこの土地にも一応私どもは保育園の計画の中で、最初もう事前にちょっとお話、ちょっと地権者の方に話させていただいた中では、今現在のところ、売るという予定はないというお話は聞いてます。

ですけれども、ちょっと私、事務局的にもちょっと認識をいかんかったんですが、あそこありきのような考え方でちょっと進んでしまったのが一つ反省すべきですが、あそこがオーケーならば、雑種地ではないところ、極端には隣、もうちょっと多少その周辺ですね、その周辺で適地がもう可能ではないかというふうに考えて、私どももう一番最初に雑種地になってるから、ああいう状況ならば開発も何とか認めてもらえるだろうというような、本当こちらの思いを持ってちょっと考えてたんですけれども、早急に、知立建設に行くときには、その場所ということ限定せずに、あの地域ということで話はさせていきたいなとちょっと思ってます。

○中島委員

大至急詰めていくためにね、体制とってやっていただきたいと。もう本当に子供たちを振り回すってことはね、もう最悪の事態だというふうに思うんですね。

かつて、新林保育園がもう超満員で、入れなかった時代があったんですね。それで、もう上重原の方へお願いしますということで、行ってもらうと。そして後で次の年、あなたは年度が変わるから新林に戻りたいですか。アンケートをとったんですね。そしたら、もう戻れないと。今ここで根が張っちゃったと。なれて、なれ親しんで、二度ともとのところには行かないというね、こういう経過が経験としてあるんです。ものすごく園舎も新林もふやしましたけどもね、拡張しましたけど、その前ですね。

そういうことで、一時期もう本当に入れない子供をそういう形で動かした時期があって、経験があるんですね。だから、子供たちはそう簡単に、じゃ行ったからまた帰らなさいと。もうだれも南保育園に戻ってこない可能性もある。ぴかぴかの

園舎なら行こうかなって思うかもしれませんがね、でもそういう問題にもなっていく。そこでも完全に中断してしまうっていうね、いうこともありますので、もう本当にそれは避けるっていう最大の努力をしていただきたいというふうにお願いしておきます。

何回も答弁を求めるわけにもいかない。

○福祉子ども部長

私どもも、最大限その今の調整区域ですね、そちらの方の建設に向けてですね、ちょっと舵切りますけれども、ただそれとて確実にということではないわけですので、そのときにはですね、先ほど言いました今の現状の場所ということも、ならざるを得ないという状況も想定しなきゃいけないのかなというのは、正直なところですよ。

ただ、私どもとしては、一年休園ではなくて、調整区域の方に出れる、建設できる方向で最善の、これも法の話ですので、頼めばどうかなるのかという問題じゃないですので、そのクリアできるということであれば、そちらの方向で何とかしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○中島委員

特例措置があるかどうかは私も今わかりませんがね、現状については、もし必要ならば、議会の方からもまとめて要望書を出すということもね、辞さない、そんな気持ちを私は持っております。一年休園を避けるためにということですね、ぜひ全力で頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それから、広域入所保育委託料が今回は当初もありましたけども、補正で22万5,000円、合計で83万1,000円ということで、同じく35ページですよ。この内容を説明ください。

○子ども課長

広域入所委託料でございますが、当初60万6,000円組んでたものをですね、現時点でことはちょっと多いというようなことを聞いておりますけれども、既に1件、1人もう既にやっております、支払いしております、現在3名ばかりや

っております。

そういったことからですね、まだ3カ月ありますので、3歳児の1名分を含めて補正を組ませていただくということで、今回22万5,000円補正を組ませていただいたというような状況でございます。

○中島委員

現在3名であると1名予測するというので補正ということですね。これはどこへ広域入所をお願いしてるか、年齢と内訳を教えてください。

○子ども課長

申しわけございません、ちょっと年齢が今手元に資料がないんですけども、今現在3名の方ですね、何て読むんですかね、多分四国の愛媛かどこかだと思うんですが、西と書いて予備の予と書いて何と読むかちょっとごめんなさい、私は知らないです。というところなんですけれども、これが1件、それから能美市ですので、石川県になりますかね、これが1件、それから青森市ですね、当然青森県ですけれども1件の3件が現在行っているというふうな状況です。

○中島委員

事情というのは多分出産の関係ですかね。下の子の出産で、上の子が向こうの保育園に入ると。こういうことでしょうか。

○子ども課長

私が記憶しとる範囲ではすべて出産ということで、はい。

○中島委員

広域入所という制度ができて、一時的によそへそうやって出産で行った場合に、上のお子さんがね、こちらの保育園に入れないので向こうで入る場合に、知立市から知立市の児童さんなので、保育の負担分、市の負担分を向こうにお支払いすると。こういう制度ですね、これは。

これが相当前からありますけど、なかなか利用が少なかったわけなんですけども、逆にこれは住民票は全く移す、要するに知立の市民としての住民票が必要だから、逆に言うと、向こうに移さなくて

もこういう措置がとれるという、こういうことですよね。

逆にですね、私どもがよそから出産で来るという場合に、住所を移してもらえませんかという対応があったんですね。知立へは受け入れられない。よそへはお願いするけども、よそから瀬戸の方の方が出産でこちらへ戻ってみると。昭和だったんですけど、戻ってみると。それで、子供さんの保育っていう相談したときに、住所をこちらに移してもらったら入れてあげますというようなお話だったんです。そういう対応は間違いですよね。

○子ども課長

ちょっとその子供のお話を頭の片隅にはちょっと残とるんですけども、細かいことはちょっとなとんですけども、私の記憶しとる範囲では、他市と同じ状況で受け入れるのではないかと思っとるんですけども、もし違っるとようでしたら訂正させていただきますけども、やはり確か私の記憶だと同じような状況で、向こうの市長からの依頼が来ますので、これに対するあれですので、そのお話のようなことだと思っております。

○中島委員

そういうふうにしっかりやってもらわないと、困ると思います。そのときも、知立はあきがないから広域入所と言われても受ける方は困ると。あきがないから。でも、住民票がどっと来てしまえばなんとか受けなきゃいかんというようなね、選択の話をしてみえた。いいですよ、その細かいことは覚えていらっしゃらなきゃいいですけど、そのことで言うつもりがあつて言ってるわけじゃないんですけど、逆に、じゃ知立に広域入所で受けた件数の実績は、じゃどうですか。

○子ども課長

16年度はありませんでした。17年度は3件、それから18年度が2件、それから19年度が3件、それから20年度が1件、それから今現在、21年度がですね、もう既に済んでおりますけども、豊田から1件というような形で受けております。

○中島委員

年齢はわかりますか。

○子ども課長

申しわけございません、ちょっと年齢までは掌握してません。

○中島委員

未満児の場合ね、なかなか厳しいという。下の子が産まれるから、上の子が、出産で来た場合ね、3歳以上であれば枠がよくあいているよと。未満児で、やはり下が産まれるからといって3歳以上とは限らないのでね、年子の場合もあるし、2歳によろやくなったという場合もあるしということ、未満児の場合の受け入れが困難なのかなというふうに思ったんで、今年齢聞いたんですけど、その辺は、私が相談を受けた方は2歳の方でした。結局、広域入所って形でならないということで、結局、認可外であるさくらんぼ保育園でお預かりしたということで、高いですけども、申しわけない。それで結局そういう場合だと、知立市の子供でもないの、補助金も保育園にも一銭も入らないというね、本人にも補助金は一銭も行かないという形の谷間の状況で、それでも困るのでお願いしますということで、おみえになりましたけどね、だから未満児の場合のそういったものっていうのはなかなか厳しいのかなというふうに思います。

待機児童というものが無いよというのが知立市の見解ですよ、見解。しかし、認可外で市外の子も含めてですけど、66名おると。今保育されている子どもたちがね。

それで、じゃ認可園と同じ待遇で入っているの、かかっていったら、補助金が出るようになったとはいえね、保育料が認可園に入った子供の保育料よりやっぱり補助金をいただいてもまだ高いというようにまだ差別があるわけですね。しっかり市の保育園と同じだけの補助が本人に行くっていうならばいいですけど、上限4万5,000円ということで一応ありますけどね、やはりその辺は市の保育料が上限というふうにしていただければいいかなというふうに思います。

そこには、やっぱり待機児童の認識、認可外についても待機児童の認識をやはり持たなきゃなら

ないなっていうふうに思いますけども、その点は代替対応ということで、認可外がやっているという認識ね。代替でやってると。しかし、本当は待機児童なんだということの認識を、やはり持つべきではないかというふうに思います。その点、どうですか。待機児童に関して。現在の状況とその辺の考え方をお願いします。

○子ども課長

待機児の数字のゼロってよく言わせていただいている部分ある。厚労省の方の考え方の判断の方で、今知立市ゼロというような形で御説明させていただいている状況があると思います。

ただ、今中島委員からお話が合ったように、認可外保育園にいる子は、じゃ待機じゃないかということなんですけども、数字的に私どもがお話しする中には待機児の中にカウントされないような状況になつとる状況です。

ただ、皆さん全員が公立保育園に入りたくて、どうしてもだめで委員のやってみえるそのさくらんぼ保育も含めた保育園に行ってみえるかどうかというのは、ちょっとわからない部分があるんですけども、その辺がもしそういう希望がある中でのということであれば、隠れの部分で待機なのかなとは思っています。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時10分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○中島委員

待機児童の問題という点では、認可外の子供も含めてという話を一応しましたけどね、全体として今後、保育園の整備計画が決定していくわけでね、3歳未満児の総枠を前の一般質問でお答えいただいたのは100名ぐらいふやそうかと。でしたかね、全体で。3歳未満児の枠をふやす計画。3歳以上の子供たちの枠というのは、特に今ふやすということをお考えになっていないかどうかで

すね。

これからの人口の、まあ出産する見込みはわかりませんが、見込みということで、総合計画などでは見込みが一応出ているわけですし、そういうことを踏まえて、その辺、人口動態、そして未満児、3歳以上児、その辺の見通しというものについてはどのようにしているのかお答えください。

○子ども課長

当面ですね、3歳未満児については、猿渡、徳風、それから南保育園を合わせて80人を予定しています。

それからですね、3歳以上については、猿渡保育園や南保育園を建てかえを考えた上のお話なんですけど、猿渡保育園については3歳児が20人増、それから4・5歳児が各40人増、それから南保育園が3歳児10人増の20から30、それから4・5歳児が80人増、40人から80人にふやして120人にしたいなと考えております。

○中島委員

ちょっと各園で言われたんで、総トータルでもう一度整理して言ってください。市内全体のね、トータルで3歳未満児がどれだけふえる、細かいのは議事録で細かくわかると思いますけど、ちょっと今確認したいので。

○子ども課長

済みません、仮定の話ですけども、先ほどちょっと言うの忘れたんですけども、中央保育園を仮に減とした場合も含めてなんですけど、差し引きで一応3歳児以上が100人の増、それから当面、先ほどお話しさせていただいたように、猿渡・徳風・知立の合わせた3歳未満児が80人の増ということです。

4・5歳児は、3歳以上が先ほど言いましたように差し引きで100人ということで、4・5歳児は。

○中島委員

徳風が90定員から200名定員にするという計画で、もう今着々と建設に向けて、猿渡保育園ですね、が進んでいるということで、相当の枠がふえ

ると。市全体でということも含めて、3歳未満児が80、そして3歳以上が100人と。こういうことで、全体の枠が広がるという、こういう計算ですね。わかりました。

待機児童という点では、知立市の場合はこれだけふくらんでくれば、大丈夫かなという見通しですね。

今回、私も設置基準等のお話をさせていただきまして、20人の広さしかないようなクラスの広さというところが多いですねってことで、来迎寺以外、公立で言うと、すべてが20人サイズの教室しかないということが明らかになりました。

4月1日現在の数字で私が今オーバーしてる数を本会議では言いました。現在ではどうなっているのかという把握はありますか。

4・5歳児、3歳児、この辺でですね、定員オーバーで教室に入っているという、そういう実態について数字を明らかにしてください。

○子ども課長

申しわけございません、ちょっと今現在の数字を持ち合わせておりません。済みません。

○中島委員

あんまり、一般質問でやりましたけど、現在どうかなという検証をしてないと。勝手にどうぞ言っとってくださいと、こういうことですかね。そういうふうに関心はありますね。

いや、今どうなんだろうって。4月1日でこうだったんですよ、4月1日で。オーバーしているクラスが13クラスもあったということですよ。私の記憶では昔はね、もう30人を超えて一つのクラスに入ってたんです。聞いてみたんですね、保育士さんに。嫌だ、40何人もおったことがあるよってということで、そのクラスで。20人の広さの教室ですよ。40を超えて持ったわって。しかもそのとき一人だったってことですね、保育士の配置も大変こう重視されなくて、困難だったと、保育が。だけど、考えてみたら本当にぎゅうぎゅうだったよって。そうなの、20人用の教室なの、あれって。広さまで私たち知らなかったと言ってね、保育士さんが言った。ということなんです

よね。

今はそんなところはないんですけど、子供が減ってきてるっていうこともあってね。全然わからないと。後ほどそれは出してもらおうということですかね。やっぱり認識してもらわないといけないですよ、認識。いかがですか。

○子ども課長

数字はですね、改めて後ほど示させていただきます。よろしくをお願いします。

○中島委員

数字はそういうことですけども、実態をね、きちんとつかんでいただかないということはね、問題だと。

新林保育園ではね、1室乳児室がオーバーしてるんですよ、乳児室が。13人用のところ15。2人オーバーということではあるんですけどもね、乳児室でもオーバーがあると。基準という点では、国は最低基準としてこれを発表しているのですね、これは本当にぎりぎり守らなきゃならない最低基準ということですよ。

先ほどのケースワーカーの配置基準は、まあ努力してくださいねと監査で言われましたという話でしたけどね。それでもやっぱりそれを守ろうということで2人ふやしますと。こういう基準というのはやっぱり公的なところがね、ないがしろにしてはならないと、こういうふうに思うんですけどね、その辺の決意ですね、それが今後の整備計画にも反映していったら、大変困るわけですよ、その決意がないと。今後のことも含めてね、その辺の決意をしっかりと述べていただきたいと思いますが。

○子ども課長

決意ということですので、あれなんですけども、私が申し上げていいのかどうかということなんですけども、私の決意ということで御理解いただきたいと思いますが。

基本的にこれ以上ですね、今、国の方は基準緩和等、話を、幼・保一元化だとかいろんな問題が出ておるわけなんですけども、これ以上低下させるべきではないかなというふうに思います。安

心・安全という面からですね、少なくとも知立市当局としては最低基準を守るべきかなというふうに考えております。

それですね、現在、非常に狭いところで最低基準ぎりぎりのところで保育をしとるわけなんですけれども、今後建てる保育所の整備計画、今後それに基づいて実施していく園についてはですね、当然のことながら来迎寺保育園と同様に、基準以上の至って子供さんが安心・安全に過ごせる施設にしていくべきかなというふうには思っております。

以上です。

○中島委員

基本的にそういうことだと思います。来迎寺保育園でももうオーバーしてるのが2教室ありますよということですね、言いました。

25%まで入所いいよってことであるならばね、それも含めて余裕を見てつくりたくないかなんのかなって感じもします。入れる可能性があるとするならばね。希望があっても、ここもうだめだから30でびたつとだめだから、一人もだめだから向こう行ってっていうふうだね、なるのもサービス上よくないということもありますのでね、多少の余裕を見るということも含めて、今後、計画の上では考えていっていただきたいと。こういうふうに思います。ぜひ。

○福祉子ども部長

本会議でもお話をさせていただいた中に、その最低基準、2歳以上の1.98、これは国の基準の中では保育室、遊戯室ということになっておりますので、それで本会議でも言いました抵触はしてないということには変わりはないんですが、ただ、理想というか、先ほど課長が言いましたように、保育室での1.98についてはそういった考えのもとで今後は進めてまいりたいと。はい。

以上でございます。

○中島委員

ぜひお願いいたします。

ホールがなくてもいいという最低基準ですから、そんなことをまさか思っている人はだれもいない

ですよね。ホールはなくてもいい、1.98なんだと。最低基準はそこにありますからね、どっちでもいいみたいな。

でも、それはやっぱり60年前つくった保育園の設置基準、お寺を借りて保育園を始めるとか、そういうぎりぎりの保育に欠ける子供たちを救うための保育園として認可される設置基準をつくったわけですし、そのぎりぎりのところは抵触してないよってというのは、大きな声では言えないと思いますね。

ホールがなきゃ、じゃどうするのと。まさに寝るとこも食るとこも、全部あの狭い保育室でやるのと。そんな非現代的なことを言ったら市民が怒りますよね。

ですから、それは思っても口に出さない方がいいですよ。抵触してないなんてことを大きな声で言うような問題じゃないというふうに思いますので、ぜひ、その点ではね、今後の来迎寺保育園が皆さんがあこがれるということが、知立市内ではね、あります。それに負けないような設備ということに当然設計上はなっていくと思いますのでね、よろしくお願ひいたします。

次に、市民農園についてお尋ねします。

41ページに載せられております。大変、ふれあい農園が閉鎖されてこの一年間でですね、要するに来年の4月で一年間、農園がなくなってしまうという人たちが切望されて、陳情にも見えて、担当の皆さんにも大変御苦勞いただいて、ようやくここに登場してきたのかなというふうに思っております。

その内容について、整備の具体的な計画内容をオープンまでのスケジュール、どのように市民にまた提供していくのか。募集というところまで含めて、全体の計画をお知らせをいただきたいと思ひます。

○経済課長

市民農園の整備ということでございます。昨年のちょうど今ごろだったと思ひますが、新地のところにございました市民農園、ふれあい農園でございます。これが閉鎖ということの中で、要望が

出てまいりました。その要望にこたえるとともに、高齢者社会を迎えるという中で生きがいづくり、また、農業者以外の方に野菜等をつくっていただく、農業に対して理解を深めていただくというような目的で、今回整備をさせていただくものでございます。

場所につきましては、猿渡小学校西門ですかね、西門の側でございます。住所といたしましては、上重原町小針301の番地でございます。面積1,971平方メートルということで、一筆平地の農地でございます。市街化調整区域内の農振農用地外ということで、俗に白地というところでございます。

この区域はパティオの前一段といたしました上重原土地改良区の東端になろうかなと思ひます。上重原町の地主でございます。

こちらの方を整備して、市民農園ということにさせていただくわけでございます。現在におきましては、昨年夏の麦収穫後、耕起が二度ほどされまして、草ばえにはなっておりません。何も今作付してない状態でございます。

方法といたしましては、市民農園ということで、区画を後に整備をしていくわけでございますが、若干道路より50センチほどですが、低うございしますので、畑ということの目的でございます。ですから、当然水はけの問題も考える中でかさ上げをしなくてはというふうに思ひますので、この整備工事というものは主にそういったかさ上げの部分、それから区画をつくる部分、駐車場、一部ですが、駐車場を整備する部分ということで、予定をさせていただいております。

まず、今現在の土地、今低いということでかさ上げなんです、それ前にですね、土地改良法で申しますと、約20センチほどが作土、いわゆるつくり土でございますので、その部分を最初にはねます。どちらかの方にはねた中で、かさ上げをする土、ちょっと公共事業的な、実を申しますと、八橋の方で高架化事業を行っております。それから出る土と申しますか、そういった土を持ち込んでいただけるふうで、予定を進めております。それを50センチほどかさ上げをいたしまして、そ

の後に作土をまた戻します。

それで、区画を10センチほど盛り上げた中で、区画割りを予定しております。現在、一応32区画予定をしております。

それと、当然その中に通路、今八橋と来迎寺の方に園がございますが、やはり一列おきと申しますか、区画の一つ飛びおきに広い通路を設けて、通路が行きやすいように考えておりますので、ちょっと、もう少し区画ができるといいかなとも思っておりましたが、ちょっと計算上では今のところ、32ということで、思っております。

それと、一番東端になります、約半数ですね、十六、七台ぐらいの駐車できるスペースを予定しております。

それで、あとの開設の方法でございますが、今、八橋・来迎寺で行っております特定農地貸付法による利用を予定しております。

ですから、現在あります取扱要綱の中で、利用料年間5,000円、それと一区画の面積は30平方メートル、前のところが20平方メートルでございましたので、5割増しということで、かなり喜んでとまでは申し上げませんが、多く利用をしていただけるのかなというふうには思っております。

募集につきましてでございますが、やはり現在ある八橋・来迎寺の募集がございます。今回、八橋・来迎寺で予定している区画につきましては、数個でございますが、2月の広報で御案内をして3月中下旬に抽せん、それから4月利用というふうで思っておりますので、そこに乗せた格好でPR、周知をして、募集・抽せんというふうに、抽せんになった場合は抽せんということで、予定をしております。

以上でございます。

○中島委員

ありがとうございました。

区画数は少ないなと思ったら、面積が大分広くするという。ふれあい農園の場合は区画が50幾つでしたかね。相当多かったですね。全部使ってみえたかどうかわかりませんが、そんなになかったですか。面積が広がったということで、

たくさん作付がいろいろできるということではね、大変利用者の方は喜ばれるかもしれませんが、前の確認をしてください。

○経済課長

前のところは新地地区のふれあいでございますが、58区画、面積1,661平方メートルですんで、面積の少ない割に区画が多いということ。やはり駐車場の数も数台、確か3台か4台ぐらいだったと思うんです。駐車場の数もさることながら、先ほど申し上げましたように、面積が20平方メートルということですので、通路の問題も広うとってございますんで、その分、面積の割に32区画というような計算になっているものでございます。

○中島委員

八橋とそれから来迎寺にある農園、市民農園、その区画の面積はどれだけでしたか。

○経済課長

八橋と来迎寺地区でございます。先ほど申し上げましたように、取扱要綱に今回の部分もつけ加えて行く関係もございまして、全く一緒にしてございます。ですから、面積も30平方メートル、それから利用料も年間5,000円ということで、一緒にする予定でございます。

○中島委員

今まで7,000円だったということですね、ちょっと安くなるんですね。ふれあい農園がね。大変喜ばれるかなというふうに思います。

それで、2月が公募ですか。3月抽せん、4月から利用できるというスケジュールということですが、ふれあい農園の方で、農地がなくなって、待ってみるっていうような方たちに対する配慮もされるというふうに期待するんですけど、それはどうですか。

○経済課長

最初に申し上げましたように、要望があったということも含めてでございますが、今までの方、58区画でございますが、その方を今の段階では特に優先をしてということではなく、やはり応募をいただいた中で抽せんという中に乗せていきたいというふうには思っております。

○中島委員

既にほかでやってらっしゃる方もみえますし、それからずっと待ってる人もいますね。代替ができればということで、待ってみえるという形の方たちの数枠でもとっていかないと、まあどのぐらい希望者があるかわかりませんが、全部は、それがちょっとわからない。その辺が難しいのかもしれませんが、陳情にみえた方は少なくともずっと待ってみえるということでね、署名集めて、陳情でほかにならないということで、待ってみえるということなんです。

これは公平性を欠くとかっていうんじゃないかって、あそこがもう急に地主の都合でなくなってしまったということでもありますので、そういった配慮は、一部分のところで枠をキープできるようなことを考えて、最初だけね、その後はやはり5年ごとに抽せんとかいうことになりますよね、一応。借りかえですよ、5年間で。そういうのはいたし方ないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○経済課長

今の計画ですと、先ほど申しましたことを予定しております。

ただ、これJAが以前、中身を全部してたことをごさいまして、実際どの方がやってたってことも、今現在はちょっと把握はわかりませんが、その連絡をとる中で、またその方が本当に希望してみえるのかということもつかむ中で、考えてはまいりたいと思います。

○中島委員

ぜひお願いします。大変見はらしのいいところに市民農園ができるということだね、皆さんがせっせと畑を広げていく、そういう想像をしますと、とてもいい風景です、あそこはね。ぜひお願いいたします。

生活保護費の関係で、私も少し聞かせていただきたいと思います。

時間外勤務手当が52%、当初よりも増額されているというふうに見えますけども、そういうことでよろしいですよ。途中でもふえておったかな。

当初より。どうでしょうか。当初と比べると、52%増と。

○福祉課長

試算はちょっとしておりませんが、とにかく当初出したよりも大分ふえてきておることです。これはやはり先ほど申し上げました世帯がふえてきたこと、事務量がふえてきたこと。アルバイトさんにいろいろ協力していただいておりますけれど、やはりどうしても時間外が重なったと。数字的にちょっと私、人事の方からの積算、要望は、ふえたということで要望は出しております。

○中島委員

今回が198万3,000円ということで、補正が行われ、当初が380万4,000円と。こういうことで、計算すると52%増という、こういうことなんです。平均するとですね、ケースワーカーが何時間ぐらいの残業ということにこれはなるんでしょうか。

○福祉課長

その何時間という平均は出してないですけど、常日ごろやってる時間としては8時前後ということで、毎日じゃないです。あるワーカーは帰ったり、あるワーカーはやっていたりということで、数値的にはちょっと今手元に資料がございませんもので、申しわけないですけど、時間数の要望で人で割って、日数で割れば出てくるとは思いますけれど、それちょっとやっておりますもので、申しわけないですけども。

○中島委員

一度それは、一体平均何時間の残業なのかということ是非常にわかりやすいので、そうやってみると。やっていただきたいなと思います。後からでもわかったら答弁をいただきたいというふうに思います。

大体8時ぐらいまでいるじゃないかと。いない日もあるけどね。でも土曜日・日曜日も出てるもんねってこともありますよね。時にはね。土曜日・日曜日が出ることも結構あって、振りかえでと。振りかえでやってるんだと。まあそういうことではあっても、何しろ日曜日にも急に出勤とい

うようなことを何回も私も目の当たりにしておりますので、大変な過重労働をしていらっしゃるということは、この辺で明らかです。これは後ではっきりとお示しをいただきたいというふうに思います。

それで、先ほども2週間以内に大体結論を出すということで、申請を受け付けてから2週間以内で結論を出すということなんですが、なかなかそのたくさん量もありまして、おろそかに審議を通してしまうわけにもいかないしっていうことでね、なかなか2週間以内では結論が出ないということもいたし方がないと言えはいたし方がない。でも、課長はいつも2週間でやりなさいって頑張ってる檄を飛ばしていらっしゃるように思うんですけども、2週間以内に結論が出るってというのはどのぐらいの割合なのかわかりますか。どうも、1カ月もかかっちゃうような例もあったし、どうですか。

○福祉課長

これは一応指導監査でも2週間以内に決定通知を出さないといけない。却下も含めてですね。これは決まっておりますもんですから、私も申請受理簿、査察の受理簿を見ながら、2週間はいつだという日にちも入れて、処理はいつやったかと、決裁はとったかという受理簿をつけさせ、管理しておるわけです。

今、御質問にありました2週間に近いぐらいの方もございます、結構。比率で行くと半分半分ぐらいです。早くいくというのは、やはりどうしてもお金がない窮迫の方、そして子供がおる方、こう言う方はもう早くやるようにということで一生懸命やって、早くやっております。

なぜこんなにかかるのかなというのをよく調べてみますと、やはり相談件数、申請件数も多い中でですね、訪問も含めて、それからまた通帳の確認やらいろいろしていく中で遅くなっていくというのが多いです。

やはりある程度のプライバシーのものを調査させていただくということですから、そういうのは一番はお金があっても生活保護になってしまうと

いうのも、資産がありながら、それは余りよくないことですので、必ず通帳の方を確認させていただくというのをやっておりますので、これが一番よくおくれるケースです。

それとまた、家がない方はやはり住宅もこれから探さないかんのも並行しておりますもんですから、それは決定し、また住宅を探すという流れになりますけれど、それが主じゃないですけど、今述べたとおり、やはり事前調査のものが、後でも調査もできますけど、それが一番ちょっとかかってしまうということです。

○中島委員

規定どおり2週間というの半分ぐらいしかちょっとできてない現状かなと、こういうことですか。

○福祉課長

2週間以内でやっております、今現在。

ただ、2週間に近い、例えば14日ですけど、10日から14日の間の決定がちょっと半分ぐらいあるんじゃないかなということでございます。

○中島委員

そうすると、大分以前、がたがたとしたときが、一気に押し寄せたっていう、あの時期はね、1カ月まだだっていうようなこともありましたけれども、現在では2週間以内にはもう終わってるよと。それで、ぎりぎりになる人たちが半分ぐらいいおるかもしれないということですね。大変努力をさせていただいていると。福祉課長の大きい声がよく聞こえますので。2週間、頑張ってる、職員の方たちも手がないうちでそういうことを言われるとつらい面もあるだろうと、両方とも私は察して眺めておりますけれども、やっぱり2人、来年度ふやしていただくという決断がされたようですので、よかったなというふうに思っております。

やっぱり私どももいろいろかかわってずっと眺めておまして、行き届かない、前にも収入が途中で入ったのに知らずに両もらいしてたというようなケースがあつてね、返還ということがあったりしたわけですけども、まだまだ、それは非常に知識がなかったっていうことを本人もね、それも

あったんですが、現在でもやはり耳にするのは、少し働いても生活保護はそのままもらえるみたい
に思ってる人もいますよね、たくさん。3万円
ぐらい働いて、それはプラスになると。頑張っ
て働くぞっていうふうに思ってしまう人もい
るんですね。いるんですよ。

100%控除が決まっております、3万円丸々
はその保護費の収入には算定はされないけども、
控除があつてというふうに話しても、わかしか
ないもんだからというようなことになると、そこ
んところでもね、はっきり言えば不正が起きる可
能性もあるんですね。

実際にはアルバイトこれだけしたよと。だけど
そこんところは、アルバイトだもんで黙っとるか
みたいだね。私たちはそれはいけませんというこ
とで言うんですけども、悪意じゃなく、それで頑
張って働いたんだからいいでしょうと思っちゃう
人もいますよね。

だから、やはりその後の面談するということが
大事。アルバイトはしませんでしたかとか、就職
探しはしましたかとか含めて、アルバイトはしませ
んでしたか。内職でちょっとプラスなかったで
すか。厳密な話を言うと、そういうこともやって
かないと、悪意がなく、その分はどんどんどん
ね、過払いになっていくわけですよ。知らなけ
れば不正受給になっちゃうわけですよ。そういう
ことがやっぱりなきにしもあらず、現実。私、言
いますよ、これはもう報告してくださいって言
いますけど、知らない。

ですから、やはりケースワーカーの役割とい
うものを、税金ですからね、たくさんもらってよ
かったねなんてことを言っちゃおれないわけですよ。
やっぱりきちとしたルールに基づいた最低の支
給しかないわけだから、そこんところは悪意で
ない人たち、知らない人たちがちょっとアルバイ
トしてたとか、そういうことも含めてね、きちん
と指導ができる体制、それはちょっと強化しな
きゃいけないのかなというふうに思うんです。

長引くこの不況の中でね、本当に長いもんで
すから、そういうことも起きてくる可能性があるっ

ていうことで、そういうことも目を配っていただ
くためにも、きちんとケースワーカーが目が行き
届くようにということでね、お願いをしたいな
というふうに思います。その辺のチェックはどうい
うふうにしていますか。

○福祉課長

Aケースの方は特に仕事がないということで、
就労指導していかなくやならないと。当然、報告
もいただくということになっております。報告し
てない方はやはり報告をするようにという案内、
通知を出させていただいております。

そして、報告書を提出するときに、今どうだと、
今どういう状況だとかいうお話ししながら、報告
書を受けとったり、それから今、訪問もなかなか
多く、Aケースが多いもんですから、回るのが、
訪問がやはり手薄になっておりますので、訪問の
ときには必ず、今家におるならどうだと、どこか
アルバイトはやってるのかとか、当然訪問しな
がらその方の状況を把握していくというにつな
がっておりますので、これをもう少し、Aケース
の方は徹底していきたいと。

それから、一番は報告をしていただく。就労
活動をしている報告をしていただくということ
を重点にして、把握していきたいというふう
に思っております。

○中島委員

母子加算の復活ということが国会でも大論議に
なつたと。12月からこれが加算になったんで
したかね。実績等がわかれば教えてください。

○福祉課長

母子加算につきましては、国からの通知がござ
いました。12月1日から適用するよという通
知をいただいております。

そして、12月5日の支給につきましては、当然
ながら加算をさせていただきまして、支給して
おります。

実態としましては、母子の方の世帯が17、父
子の方が2、全部で19世帯。児童数で行きます
と母子が27人、それから父子が3人というのが
対象でございます。計30人。世帯で19、児童
で30という

状況でございます。

加算の額としましては、以前の加算の額2万1,640円、1人目がそういう額になっております。

以上でございます。

○中島委員

これも、政権が変わって、早速これはやりたいということでね、年内にやりたいということでスタートしたということで、大変これは母子の方たちのにとってはありがたいということで、今まで本当にこれがなくなったために困って、子供の洋服も十分買えないとかいろんな形が出ておりましたけれども、ようやく加算されたということですね。

それから、もう一つ伺いたいのは、セイフティネット支援対策事業ということで、住宅手当給付金というものがスタートしているわけですがけれども、生活保護にならないで、住宅費だけ支給すれば生活保護にならないで頑張っていたらこうということで、6カ月間、住宅費を補助すると。こちらの方が実行が上がったかどうかですね、どうですか。

○福祉課長

これも、住宅のお金、住宅費を納めることができないうことですね、それを払ってしまえば生活保護にもならない、そういった方が申請されるわけですけど、まず10月に6件申請がございました。それから、11月に2件ありました。11月末現在で8件の申請、そして5件、11月までは支給しております。あと残りは1件がちょっと保留になっております。あとはうちの方から12月から支給されてくるという方でございます。

以上でございます。

○中島委員

緊急に国が打たれた、100%国のお金ということでね、出された政策、対策ということでありますけれども、これだけの実績と。生活保護にこれがあればならなくてもいいという、こういう方たちが今救われたのが、6件が確定してるんですね。12月も含めて。保留が1件。11月5件で間もなく1件だと6件ですけども、1件足りないで

すね。どうですか。何件確定なんですか。

○福祉課長

まず、申請が10月に6件、それから11月に2件、合計8件。11月末で支給開始が5件、保留が1件、しますと、2件が12月で支給開始ということでございます。

○中島委員

わかりました。

これは6カ月間ということで、受けられる限度ということなんです、今もこの窓口をPRして開いて保護の相談にみえたような方たちの中で、これもということでやられるのかね、収入がちょっとオーバーしますねとか、これがあればとか、そういうことがなされてるのかなど。今もこれは相談がありますか、こういうもの。

○福祉課長

相談の中には、これを含めて、ワーカーもよく知っていますんで、この方はこの御紹介をして、もしこれでいけるなら、御案内して申請をしていただくというふうで、特別どこかに掲示してあるだとか、そういった特別なPRがしておりませんが、相談の中の一連でやらせていただいております。

○中島委員

これは貯金が1人の場合は50万円以下であればいいというね、貯金が生活保護ですとだめだけれど、貯金そのぐらいある人はこういう制度もあるということでのものなんです、貯金がなければ8万4,000円の収入なら、生活保護しかないということですが、無理やりこちらに押しつけて生活保護を拒否するということがないようにね、その辺は全体の相談を適切にやっていただきたい。

それから、かきつばた資金を緊急に借りたいという例もあるんですね。生活保護の問題でいってみると、とりあえずかきつばた資金でっていうような話中にはありましてですね、行くんですけど、社協の方の対応で、資金の対応をされる方がお一人しかいないんですね。その方がお留守だと、申請されないと。こういう社協の仕事とはいうものの。よく生活保護の担当から、かきつばた資金、

社協行ってくださいとかね、貸付、小口貸付行ってくださいとかっておっしゃるんだけど、向こうでの対応がどうもしっくりいかないんですよ。きょういないですからあした来てくださいと。緊急に困っている人たちがすがりつく、その資金に対してはちょっと悠長なんです。生活保護の窓口の雰囲気とは違って、またねっていう感じだもんですから、ちょっと困っているんですね。一人しかいないと。ほかの人じゃさっぱりわからないと。こういうふうにおっしゃるんですが、その点は、社協ということではありますけども、連携してうまくやっていただかなきゃいけないもんですから、改善の方途はないでしょうか。

○福祉課長

制度上はある程度の方は知ってみえると思います。社協の人にしても。ただ、その担当者が書類の審査する者は一人しかいないんじゃないかなという実態でございますけれど、それでその原因で、借りに行きたい方がストップするということが余りよくないことですので、一度事務局長に一回お話しさせていただいて、改善するようにお願いしたいと思います。

○中島委員

もう一つね、その点で、5万円が最高なんですけども、ある方は1万5,000円ぐらいにしときなと言われて、それでも保証人の印鑑証明を持ってらっしゃいと。300円でしたっけ、200円でしたかね。ちょっとわかんないけど。忘れちゃった、幾らだった。200円ですね、保証人の印鑑証明、それから本人の印鑑証明、400円ね、だから。いうことで、もうたった1万5,000円がね、これだけの手続が本当に要るのかねと。もっとそれに身分証明がはっきりするようなもので許してもらえないんだろうかと。100万円借りるならわかるけど、土地の売買の契約ならわかるけども、たったそれぐらいのことで、もう印鑑証明とりにまた向こうへ行かなきゃいけないとかっていうふうな手続の煩雑さ。これは改善できないもんですかね。

○福祉課長

まず、今こういう貸付制度も以前と変わって

きておまして、保証人のない方もいいという。利息はついてしまいますけれど、元本だけで終わってしまうというもので、保証人つけておれば元本返せばいいけど、保証人つけないと利息がつくと。

ほかの制度もございますけれど、これはいわゆる保証人が要りますもんですから、多分、借りるのに大変じゃないかなと。保証人が要りますから。そういった5万円以下の中ですとね、保証人が要るということで、手続も大変だということで、再三私の方からもその話はしておるんですけど、なかなか社会福祉協議会のやはり返済が滞ってる方が非常に多いという中ですとね、そしてその回収もなかなか大変で、場合によっては民生員の方も協力していただく場合も出てくるということで、どうしてもこの保証人手続が大変だと。少ない額でも保証人が要るというふうで、私の方もやはり何とか貸していただきたいという方が結構相談にみえてあるんですけど、こればっかしは、社会福祉協議会のそういった、返していただく、要は滞るのが多いということとね、こういうことをやってみえると思いますけれど、私の方が言ってもなかなか難しいということで御理解いただきたいと思います。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時11分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長

中島委員から御質問のありました時間外でございますけれど、年間所要が930時間、3人でおりますので、一日計算しますと、一人当たり2時間と15分という時間でございます。

よろしく申し上げます。

○子ども課長

先ほどの保育園の園児数の実態でございますが、

11園合わせていきますと、4月1日の時点より若干減っております。1,097か1,087ということで、ただ、これ全部まとめて、今御説明させていただきましたが、保育園によってはやっぱり増減しているところがありますので、厳しくなってることもある。これ全部一応御説明した方がいいですかね。

オーバーしてる所はですね、来迎寺、南、それから高根、八橋、宝、それから上西ですね。がオーバーしております。

○中島委員

残業については数字が今お示しされて、ノ一残業デー以外のところでは毎日2時間15分と。平均でね。もっと多い日と少ない日とそればらせるけども、毎日2時間15分残業してるんだと。生活保護のケースワーカーは。ということで、本当に何人分も働かなきゃならんというね、ことになりまして、やはり増員というものがとても逼迫した課題だと。そういうことが明らかになったというふうに思います。

先ほど約束いただいたのでね、5人にするっていう。風間質問ということで答弁がありましたので、ぜひそれをきちんと担保していただきたいというふうに思います。

自立支援に向けて、就労支援ということも含めた指導を充実していただきたいと。本当にひとり立ちができるようにということでのね、充実をさせていただきたいというふうをお願いをしております。

今の保育園の関係ですが、11園ある中で、1、2、3、4、5、6。6園が教室の部分でオーバーして、子供が保育されているところがあるという、こういうことですね。

その教室の数はそれぞれわからないんですか。お願いします。

○子ども課長

オーバーしているところでいきますと、来迎寺がですね、4歳、5歳、それから知立南がやはり4歳、5歳です。済みません、ちょっと待ってくださいね、ごめんなさい、人数でいきますと、南

は3歳が30人から40人になってますが、面積的に4歳、5歳がきつかなということですね。いずれにしてもオーバーしているということで、それから高根が5歳、それから、一番中島委員が懸念していました新林ですが、ゼロ・1が。それから、八橋が一応面積的には何とかクリアしてるのかなと思うんですけども、3歳児がやっぱり人数がふえています。それから宝がですね、面積的にちょっとつらいだろうというのが3歳、4歳ですね。それから、上西が5歳児が面積的につらい、人数的にはちょっとふえてる部分がありますが、とりあえずつらいのが5歳児ということです。

以上です。

○中島委員

八橋は3歳児が二クラスあるんですか、保育室が。二クラスあっても一クラスでたくさん入れているということですか。

○子ども課長

二クラスで人数が、八橋は、人数は全体的にふえてまして、トータルで全クラスで122から128にふえてますが、面積的に言えば何とかぎりぎりかなというふうに、今3歳児は二クラスで29から30にふえています。

○中島委員

いや、部屋が二つ、八橋の3歳児には二つあるわけでしょ。二つに分かれて保育されてるんじゃないですか。それで30人だったら15と15、単純に言えばね、別にオーバーしてないかなと私は思うんですが、一つでまとめてやってるんですか。

○子ども課長

二クラスに分かれてやっております。ですから、15、15の単純15と。八橋の3歳児は30ですんで、15、15となっています。人数的に言えば、さっきも言いましたように、各園ふえておりますが、本当にきついところは、先ほど言いましたようにちょっときつかなというところが例えば宝も先ほど言いましたように、3歳、4歳というような感じになるかと思えます。

○中島委員

わかりました。八橋はだから、私が聞いてる範

囲の質問の中では、二つの部屋があって、30人であれば15人、15人なので、20人まで見る部屋という点でも、違うんですか。二部屋あるんじゃないんですか。何でオーバーするんですか、これが。これはいいかなと、私はチェックしてないんですけど。オーバーしてる仲間にこれが入るかどうかですね。

○子ども課長

済みません、私の説明が非常にまずくて申しわけございません。ちょっとですね、今私の説明の仕方の中で、単純に4月1日から12月1日の子供のふえただけの説明と、それから面積的につらいというのがごちゃ混ぜになってたようですので、もう一度しっかり、私どもの担当課の方で面積がつらいというものだけ説明させていただきます。

知立の3歳、保育室1ですね、それから同じく知立の5歳児、それから来迎寺の4歳、5歳、それから知立南の4歳、5歳、それから中央の4歳、5歳、逢妻の4歳、それから高根がですね、5歳、それから先ほど言いましたように新林のゼロ・1、20のところですね。それから宝の3歳、4歳、上西の5歳、以上です。

○中島委員

これ八橋が先ほどの話からは抜けてですね、知立、中央、逢妻というところでオーバーしてると。1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14。14クラスが面積オーバーをして、子供さんの保育をしているということですね。そういう実態。わかりました。これが今すぐどうするんだっていうことがね、言えないんですけど、どうするの。

○子ども課長

一応遊戯室があるからということ、これはただ非常に古い基準でっていうことを先ほども申し上げたとおりで、これからそれこそ建て直していく段階で逐次基準に合う、当然基準に合うだけじゃなくてですね、先ほども申しましたように安心・安全の面で、子供さんたちがのびのび生活ができるような空間をつくらせていただきたいというようなことしか、ちょっとお答えができないんです。

申しわけございませんが。

○福祉子ども部長

保育で言う面積では超えてるということですが、長年保育サービスという観点からいけばですね、地域の方なるべく保育できる環境ということのサービスということで、御理解下さい。

今後につきましては、先ほどの答弁のとおりですけれども、よろしくお願いします。

○中島委員

いたし方ないなっていう感じですね。今まで面積基準について、基準はあっても何平方メートルだという施設の数字をもらったことがなかったもんですからね、初めて施設の面積、一つ一つの教室の面積というのをいただいて、見てみたら基準以下だったというようなことがわかったということですね、今後、それを十分に反省して、新規の保育園の建設の際にはこういうことがないように、お願いをいたします。

それから、保育園のことはこれでいいですが、一つだけ花山児童クラブが白紙に戻ってしまったというこの件で、一般質問のときも聞きましたが、11月の資料で懇談をさせていただいた。私は出席しませんで、佐藤修議員が同行されたと思いますが、保育団体。11月の資料の中に、花山児童クラブの建設については、西が終わってから、設計と建設ということで、2年間継続して書いてある資料が提出をされました。それは間違いありません。

○子ども課長

間違いございません。

○中島委員

それで、今は全く白紙になったというのは、財政上というのは想像はできますけれども、どこでどういうふうになんかというふうになっちゃったのかということとは明らかにしていただきたいんですが。

○子ども課長

担当としてはですね、花山児童センターを西児童クラブが終わった段階で、ぜひともやっていきたいという思いは懇談会中申し出があって、資料

を出す段階では思っ、今でも担当としては何か、先ほど言いましたように、児童センターだとかそういったものも含めての考え方ですけども、一つでもというような考え方でおるわけなんですけども、南保育園とかいろんなものをです、財政部局にお願いしていく中で、非常につらいのかなということで、取り下げさせていただいたというのが、現状としては取り下げさせていただいたというのが実態でございます。

○中島委員

じゃ、担当課からみずから取り下げたと。ほかの課題もあるので、全体の予算の枠ということを考えて、優先順位を担当課として下げたと。こういうことだったわけですね。それは課長査定ですか。部長、本会議で知らないっておっしゃったものだからさ。どうということかなと思っ、その辺ですよね。50名定員のところに120数名の花山児童クラブ。長期も含めて登録があるという実態ということで、先送りされていたためにね、これは課題として簡単に下げていいのかっていう、もちろん全体の査定の中でということになりますけども、簡単にそれがいいのかっていう、ここはどういうふうに検討されたんですか。2. 数倍の子供さんたちがあそこに集まるとい、こういうところを放っておいていいという根拠は何ですか。

○子ども課長

順番としてランクを下げたというつもりは全くありません。ただですね、これも最初何度もお話をさせていただいたんですけども、やはりいろんな方面、例えば学校で、花山の学校等いろいろあるわけなんですけども、そちらの相談も含めてですけども、ちょっと私の方でしていかないかなかなという面、それから、とにかく先ほどお話しも出てる児童センターですか、児童センター未設置地区の問題も含めてですね、私としてはやれるところからやっていきたいなという思いがあるんですけども、現状としてはですね、南保育園をまずはとにかくしっかりつくって、こうという考え方もありまして、ちょっと今の段階ではちょっと無理

かなということで、私の方で取り下げさせていただいたような形になっております。

○中島委員

西児童センターが来年の夏までにオープンということですね、7月、これは終わるわけですけども、南保育園が次に待っていると。

もちろん、用地の話がありまして、それを買わなきゃいけないとかね。大きな課題があると思います。児童センター、猿渡学区の児童センターという話のね、思いは何人かの方が述べていらっしゃるとおりで、でもそれは土地を今すぐどこっていうふうに、本当困難な中ですぐというわけにはなかなかいかないということもあると思うんですね。

もちろん、用地を探していくって仕事はすぐ始めてもらいたんですけど、そうすると、花山の場合ですと、学校が一応この駐車場の部分、一部ね、センターの増築部分としていいですよと言え、そこに土地を買うお金が必要ではないわけですよ。増築のみで済むと。土地を買って建築という問題とはまた違ったレベルのこれは増築の予算になりますよね。

そうした場合にね、これがあるからあれがあるから、これはとんでもないというふうなレベルの事業ではないと思うんですよ、増築の場合は。これは、それこそ年度でいろんなことをやっていく中の一つとして、やっぱり位置づけてもらいたい。大きく用地を購入して大きな児童センターをつくるのか、こういう課題は大きな課題として、またあるわけですから、これと並立にそれを進める上で並立に考えて、これがあるからこれがだめっていうものではないと思うんですね。そういう位置づけで、西児童クラブの増築が終わったら、次花山に行くっていう、この流れはとめないでいただきたいんですね。せきをつくらなくて、この流れはとめないでというふうには思うんですけどね。

いかがですか。どうしてもこれは後にしないとだめという何かがあるんですか。

○福祉子ども部長

この花山児童クラブの増築についても、決して

優先的にですね、後になるという認識は持っているわけじゃないんですが、本当に多くの保育というか、子育てニーズの中で、今回につきましては、それはいつということ、ちょっと今の時点では申し上げられませんが、花山児童クラブの増築についても、当然、早い時期にしていかなきゃいけない状態であるということも認識しております。

ただ、今、じゃ、この場といいますか、来年度以降いつということはちょっとまだ明確にちょっとお答えできなくて、申しわけないですが、なるべく早くやっていきたいという気持ちはございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員

学校との相談というのを一応ね、大至急進めてください。学校の方の都合とかいろいろありますからね。そこで急にはだめですよっていう話になることはあり得るわけですね、学校との調整っていうのだけは先に進めると。だってあそこしかないでしょう。センターの西側の駐車場の部分、あそこを少し使わせてくださいと言って、学校の敷地、圏域になってますけども、その線をちょっと引き直していただいて、ここまで児童センターの敷地にさせてくださいということで、やらなきゃいけないわけで、もうそこしかないですよ、とんでもないとこにつくってもらっても困るわけだから。ですから、学校側がそれを理解していただいて協力してもらえるかどうか。そのことだけでも相当ね、やはり時間をかけないと、丁寧にやらないとまずいと思うので、そのことをね、まずはやっていくんだという話し合いは進めていただきたいというふうに思うんですが、これは異論ございませんよね。

○福祉子ども部長

学校、教育委員会とも一度お話をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

市長にも、保育園関係と児童センターの関係、学童保育の関係、児童センターは先ほど御答弁ありましたけど、学童保育のこの問題ということ

で、一応課題としての整理というか、位置づけというか、そういうものについて、していただきたいというふうに思いますけれども、御答弁を願ひます。

○林市長

今ですね、学童保育、放課後の子供ですね、施設の整理っていうことで、そんな中で、花山児童クラブ、児童センターの手狭であるということですね、認識をしっかりとさせていただきました。

先ほど部長が答弁いたしましたように、やはりこれもおろそかにしてるわけじゃないわけでありまして。そうした中で、今ですね、いつ、じゃこれやっていくんだよっていうことがなかなか言い切れないのが、私自身もですね、もどかしいんですけども、一回これも整理をしていくべきことであるというふうに思っております。

○中島委員

ぜひ、整理をしつつ、実現のために足を踏み出す、そういう検討をしてください。お願ひいたします。

33ページをお願いします。

障害者福祉費の中の地域生活支援事業費、日中一時支援事業扶助費、これが672万3,000円ということで、補正がされております。

これも当初よりも匹敵するぐらいの大幅な伸びということでもあります。ちょっと内容を御説明ください。

○福祉課長

日中一時支援というのは、現在はありますけれども、前までは知立市内の事業所が全くなかったという状況でありまして、7月から東栄のところにてるてるという事業所ができて、34人受け入れができるという事業所ができて、そこへ知立の方々が御利用していただく。多く御利用していただいております、それと、他市にお願いしている事業所でも、ふえてきておると。これはどういう事業かという、預かっていただくと。昼間預かっていただくという事業所でございますけれども、この予算が実績ぐっと上がってきてましてですね、今後もこれ相当伸びていくんじゃないかと

いうことで、大幅な予算をふやさせていただきましたんですけど、それなりに多く利用されたというところでございます。

原因は、先ほど申し上げたとおり、知立市内にでてるという事業所がオープンしたというのが大きな影響でございます。

○中島委員

障害者の方たちを日中預かっていただけるといふ施設としてね、確かに需要というのは大きいというふうに思います。

この東栄でてるんですか、東栄ですから、この辺ですか、東栄は。東栄。東栄何丁目のどこにあるんですか。定員が34人ということですか。34人受け入れの事業所と。相当大きいですよ、そうすると。気がつきませんでした。ちょっと御説明ください。

○福祉課長

私もまだその現場へは行ったことはないんです。申しわけございません。大幅に予算がぐっと伸びてきたもんですから、これ補正ということで見たと、この原因だったと。近々ちょっとお邪魔してその事業所を見てきたいというふうに思っておりますけれど、中身がちょっと。34人の方の利用があるということですので、定員はどこまであるのか。定員じゃないです。34の方が利用されているということです。

○中島委員

今、東栄の何番地というか、住所教えてくださいと質問しました。

○福祉課長

手元にちょっとその住所地がちょっとついてなくて、でてるという事業所だけで、申しわけございません。

○福祉子ども部長

私がちょっと承知してるのが、じゃらおけ屋の向こう側に大きなマンションが裏側にあると。あの公園があつて。あれからもう少し西寄りに行った普通の一軒家を改修して、デイサービスやっていたところだと思います。あの場所がこの日中一時のあとの事業所ということで、やられたという。

○福祉課長

申しわけございません、住所、東栄と申し上げましたですけど、私の方でありました。広見一丁目54番地です。申しわけないですけど、現場へは言っておりませんので、申しわけございません。

○中島委員

介護施設じゃなくて障害者の施設ですけどもね、けやきもいろいろ頑張つてね、いろんな受け入れを考えて進めてみえるし、そういう中で全然知らないところで全然知らない施設が生まれてるといふね、こういう状況ではちょっといけないんですが、これは届け出というものは市に対してあったのか、県でこれは許可しているものなのか。どういう性格の施設になるわけですか。

それで、これを利用される方はどのような自己負担と、それから市のこういう支出金、扶助費ということで出てますけども、利用される方はどのように利用されるのか、お知らせください。

○福祉課長

地域生活支援事業ですので、特に県に届け出はないと思いますけれど、ちょっとそこら辺が、また、今私ちょっと把握しておりませんので、申しわけないですけど。うちの方では日中の場合だと、年齢にもよって違いますけれど、4時間未満18歳未満の方は1,890円の利用者の金額でございます。当然利用者負担は1割負担ということで、事業者が受けておると思います。9割分が市がお支払いということで、扶助費で設けております。

○中島委員

必要な施設だろうというふうには思いますけれども、届け出の方法もちょっとわからないし、市に、扶助費を払う市に対してもそういった意味の正確な届け出というものがあつたのかなかつたのかわからないようなところで、いつの間にか施設があそこで運営されているという、こういう感じがちょっと不思議に思うんですけども、市に対しては、正式にこれは一応届け出はあつたんですか。それで、利用者がこれだけいるよということで、請求が来た。事業者から請求が来た、ということですか。

○福祉課長

当然、事業所はこれからやっていく中ですね、利用者負担もあるし、そこから扶助費として9割分は市から払ってますもんで、その辺の届け出はあったと思いますけど、私がちょっと把握しなかったことがちょっと問題があったわけですけど、担当レベルとしては、そういったことは承知してるはずですよ。

○中島委員

34人受け入れというふうに言われましたけども、これは日中の一時的な支援ということですので、34人の方が登録をされていて、一日4時間未満の形で行ったり行かなかったりという利用をしていると。こういう認識でよろしいでしょうか。

○福祉課長

34人がフルコースでございませぬ。考え方としては利用登録という考えでいいんじゃないかなと思っております。

○中島委員

わかりました。あの施設は私も中に入ったことがありますので、デイサービスのころにね、中にお邪魔して見ましたので、34人入ったらパンクしちゃいますね、先ほどの設置基準じゃないですけども。とてもそんな広いところではないので、登録されて、交代に使われるということであろうというふうに思いますけれども、そういった施設についても、具体的な内容をまた資料として後ほどお示しください。

以上で、補正予算の質問は終わります。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

41ページ、商工費についてお伺いします。

今回、職員給与費ということで、57万円補正がありますが、この非常に経済の厳しい中ですね、以前から、また一般質問のときにも経済対策について非常に強い要望、それから事業者の切実な声が聞こえてきたわけですが、現状のですね、商工振興につきまして、どのようなお考え、もしくは知立の商工業者の方のそれぞれの経営状

態について、どのような認識をお持ちかをちょっとお聞きしたいと思います。

○経済課長

昨年の10月以降、大変厳しい状況が続いているということだけは認識しておるわけでございます。

当市ですね、中小企業の支援といたしまして、昨年この議会、12月議会だと思っておりますが、信用保証料補助の全国緊急の部分の10月31日にさかのぼっての信用保証料補助を適用させていただいておるところでございます。

また、経済対策とまではいかないかもしれませんが、プレミアム商品券の発行、そういったもので、いわゆる活性を図ってきたところでございます。

また、商工会ともども補助事業におきまして、従来どおり行っている、そんなような認識でございます。

○川合委員

一連のことは、これまでと同様な施策が打たれていっておることは大体承知しております。保障料の補助であるとか、いろんな施策もありましたが、今年度は保証料補助、通常ですと半額が全額補助ということで施策が打たれてきたと思っておりますが、その結果についてどのようになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○経済課長

今申し上げました信用保証料補助ということでございます。昨年始めて、昨年度におきましては、10月以降3月までかなりの件数がございまして、今年度におきましては若干4月、5月ということで、件数も伸びてとは申しませんが、ある程度の件数ございまして、信用保証料補助、11月末現在でございますが、これ上限が10万円ということでございまして、137件、997万円ほどの補助をしているところでございます。

○川合委員

ありがとうございます。

そういうふうですね、一応そういった施策がですね、功を奏したといえますか、商工会の理事会等におきましてですね、廃業であるとか、それ

から脱会であるとか、いろんな数字が毎回報告されるわけですが、一応終息状態にはなったような感が若干あります。

ですから、このような施策はなかなか側面的な支援ですので、なかなかそれがクリアできたから、その先ずっといいかというそうではなくて、こういうような施策はですね、しっかりPRして、商工会とともどもしっかりやっていただきたいと思います。

それから、先ほど、今言われましたように、先年度年度末に二次補正がありまして、プレミアム商品券発行を行政と商工会が連携して行ったということです。非常に効果を得たわけですが、行ったのは今年度になってからですね。だったわけですが、このときには定額給付金をそれぞれの自治体においてくるという、そういう前提でやられたわけなので、その分、非常に効果あったわけですが、もしこれがなかった場合に、どのぐらいの効果があつたかということは、非常に未知数でわからない部分ではあるんですが、非常に経済効果があると思うんですね、地元に対しては。それを使えるのは地元である関係上は、なるだけその経済のお金の流れが、知立なら知立の中で回って、それが全市に結びついていくというような形の発想で、非常に有効ではないかと思うわけですが。

来年度は本会議でも申し上げましたが、市制は40周年でありまして、商工会の方はそういった事業を若干考えているというか、声も大分上がっておるようですが、やはりその辺の前回といいますか、今年度やりましたプレミアム商品券の結果を受けて、どのような認識をお持ちか、市長、ちょっとお願いしたいと思います。

○林市長

プレミアム商品券のことは、いろんな方々から一定の効果があつたということを聞いているわけですが、具体的にですね、その経済的な効果、量的な効果等々はなかなか私、数字としては勉強不足でですね、つかまえてないんですけども、一定の効果があつたということは聞いており

ます。

そうした中でですね、来年度、知立市制40周年、そして商工会も周年であるわけでありまして。どんな経済効果を出す、そして知立市にとってもですね、住みよいまちに寄与する。そんなことをですね、商工会の皆様方とも一緒に考えていきたいなと思っております。

○川合委員

一定の効果を認めていただきまして、ありがとうございます。ぜひ、このことにつきましてはですね、前向きに考えていただきまして。

○永井委員長

実績の答弁をお願いします。

○市民部長

まだ、21年度の商工会のプレミアム商品券の決算がですね、まだできないわけですが、とりえず、1億1,000万円の1,000万円がプレミアムであるということですので、今現在、0.135%の未精算金があるということですので、ですので、大方ですね、1,000万円分はですね、1,000万円弱ですけども、市内に還元できたと思っております。

今後はですね、私どもも、大型店に行ったのかどこ行ったのかというようなこともですね、いろいろ検討しながら、来年度本当に商工会がやられるということでしたら、一遍調整、検討していきたいと思っておりますので、商工会の方と練って、来年度の行事をお聞きしたいと思っております。

ですので、私どもも、これ市長にも話してありますけれども、このようなことが一般質問でありましたので、一遍調整させていただきますという報告だけは市長にしてあります。

今後ともですね、できる限り、大変厳しい財政状況でございますけれども、地域経済の活性化のためにですね、できる限り貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○川合委員

ありがとうございます。

私ね、そのプレミアム商品券が何だかんだとい

うことは、今そのことは非常にいいことだと思うもんですから、ぜひお願いしたいと思います。

ただですね、総合計画やいろいろなところにはやっぱり行政は行政とか、市民とか、それから経済団体が事業者といういろいろな項目が並んでおりますが、結局その単個一つ一つの部署が幾らやったってなかなか経済効果がないわけで、そのことが非常に申し上げたいわけでございます。

例えばですね、行政はそういうところを、非常にどこかのスイッチ押せば非常に活性化が上がるのがこれでわかったと思うんですが、ほかに例えば事業者として商工会が何かやって、それがいかに活性化するってことがやはり行政が責任持ってイニシアチブをとらないと、それがそれで終わってしまうんですよ。

それから、市民団体においても、個人の市民じゃないですね。市民の団体。ボランティアにしてもみんなそうですよ。そういう団体が連携をとるためのイニシアチブをとるのが、僕は行政だと思っていますから。

そういう意味でですね、例えば例を挙げますと、去年かおとし、貸し店舗のことがありましたね。我々としてはもっとフリーに使える予算立てて、例えば、そういうボランティア団体の方が知立団地の中の空き店舗でボランティアやりたいと。そうしたら5万円の家賃がかかっちゃうからできないと。そういう申し出があったときに、フレキシブルに対応していただきたいということが、私は言いたいわけです。

やっぱりそういうことがもとで、やはり一つ一つの事業はやっていけばできるんですが、いかにそれをまとめていくか。やはり一番情報量を持つてるのは行政ですわ。これは一つのボランティア団体方にはそんなんわからんですわ。そういうところでいかに情報を提供して、そういう人たちの意見を集約して、商工会だとかボランティアが市民活動のところに還元して行って、まちをつくるという、この発想が一番大事なんですよ。

ですから、プレミアムについては、それは二つの非常にいい連携がとれたと思いますけど、もっ

ともっとそのことを深めていかないと、もう経済は生ものですからね、ほっといちゃ腐っちゃいますよ、このままいつとったらね。このぐらいの気合でやっぱり経済対策とかいろんなことを臨んでいただきたい。あれやったらいい、これやったらいいというのは、なかなかそれ一つ一つのことはクリアできちゃうけど、その先にはもっとあると思うんですね。

今朝もラジオで、空き店舗対策の例でですね、どうもならんと。行政ってこの人たちがどうかかわからないですけど、もう税務署あるだけで、地元の地産の野菜を売り始めたとか、前にも言いましたけど、子育ての支援に全部シャッターあけて始めたとか、そういうことを思う人はいっぱいいるんだけど、つなげる方は行政じゃないですか。そういう発想を僕は持ってほしいですね。市民部長、ちょっと答弁お願いします。

○市民部長

今議会の一般質問でも地域活性化ということで、いろいろ提案がございました。近隣市も含めですね、商工会も含め、今後ともですね、地域経済、大変厳しい私どもも予算の中でございますけれども、地域の活性化につながるの、何がいいのかというのをよく研究してまいりたいと、こう思っております。

以上でございます。

○川合委員

ありがとうございます。

はっきりとその言葉を聞きましたので、また前回のときも商工会なり、経済団体、それからいろんなありますので、そういうところ行って生の声聞いていただいて、どこのスイッチ押したらどのぐらいの活性化できるのかっていうことをやっぱり勉強していただきたいです。

このことは時間もあれですから、そんなに言いませんが、ぜひ、来年度40周年に向かってですね、やはり協働ということを本当に真剣に考える、これやっぱり活性化イコール経済活動ですよ。活性化と経済活動とこれ全然別じゃなくて、全くイコールなものですからね、そういうところを一番わ

かっているのが、情報量を持つてるのが行政であるので、その辺はしっかり押さえていただきたいと思います。

答弁は要りませんから、以上で終わります。

○田中委員

短く何とか質疑をいたします。

午前中から南保育園の話が今出ておりまして、私も一言申し上げたいなと思ひまして、夕方になりました。

保育所整備計画っていうのがこの春に発表され、いよいよ膨大な計画が実施をされると、こういう現状であります。第1期から第4期、約10年間かけながら、一番バッテリーが南保育園と。中央保育園、高根と。これは順番があるかもしれませんが、一番バッテリーの南保育園の中で、部長や課長が休園もあるかもしれないというのがね、何かひとり歩きしているような感じがしてならないわけですね。

わからんこともないんですね、3月に保育所の入所する中で3年前は休園になるかもしれんという説明をしないかんといい、事情、わからんこともないけど、この南保育園に関して、林市長、あなたのこの考え方、要するに休園というこの考え方、あなたの率直な意見聞きたい。

○林市長

まずは、南保育園を新しくするということが一義的な目的で、できる限り、市民の皆さんそして通われる皆様方に迷惑かけないような形でつくっていききたい、そんな思いであります。

そうした中で、この休園という問題が上がってきたのは本当にほかにやりようがないということ、先ほど来からですね、部長等答弁させていただいております。ほかに選択肢がないっていうときにですね、市民の皆様方そして関係者の方々に御理解をいただきながら、そういった選択肢もあるのかなっていうことであります。

繰り返しますけれども、やはり一義的には皆様方に迷惑かけないようにいいもの、新しいものをつくっていくということでもあります。

○田中委員

市長の考えの中には、そういう努力したけどね、いろんなとこ当たったけど、先ほど知立クリニックの近くとかいろんなとこを今探しながらどういう結果出るかわかりませんが、最悪の場合、一年間、平成24年度休園になるかもしれないというのがまだ残していくと。私はね、休園というのは絶対に私は避けないかんと思っているんです、避けられないかん。最悪でも仮園舎で何とか一年間頑張ると。わかりますか。何十年借地じゃなくても、一年ちょっとぐらい借地でもすれば、金はかかるかもしれないけど、仮園舎でね、何とか一年間頑張ると。そうすると、次の翌年度はびっかびかの保育園ができるじゃないかと。頑張れるぞというね、こういうものが私はわくんじゃないのかなと。

休園というのをね、一番バッテリーでやっちゃると、わかんないですよ。要するに、あいてる保育園で園児の相談しながら、こっちあいてますよ、あなたこっちですよというね、相談しながら振り分けていくわけですよ。新しい入所の方も一年間休園であるからということで、そういう説明をされてると思うんですが、そういう意味ではね、最悪でも仮園舎で一年間頑張っていこうと。どうですかね、市長。最悪でも、仮園舎で一年間頑張ろうと。休園はなしと。こういう、私は考えですが、いかがですかね。

○林市長

私もですね、その休園というのは、喜んで休園するぞっていう思いは全然ないわけでありまして。そうした中で、仮園舎、当然ですね、そういうこともあるなっていうこともあるわけでありまして。そうした中で仮園舎が幾らぐらいかかるかなっていうことも当然踏まえてですね、まずいろんな視点で考えていかなければいけないなど。どのぐらい仮園舎がかかってですね、あと、このほかにも、先ほどから言ってますように、新しい土地に建てられる、そんな選択肢もあるわけでありまして。いろんなコツ、視点があるわけでありまして。

そうした中で、今からできるだけですね、先ほど来から部長等も言ってますけれども、早く決断をするっていうことが関係者の方々にも迷惑かけ

ないことになろうと思います。

今、田中委員のですね、今の御意見もしっかりと踏まえているような選択肢の中で決定をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中委員

これ、平成24年度が建設実施ですよ。いいですか。そうすると、最終的には、何年の何月ぐらまでは、最終決断しないかんのかなという。最終はどのぐらいまで決めないかんというふうに思ってますか。

○福祉子ども部長

やはり南保育園の建設につきましては、当初といいですか、今現在の段階ではですね。今の既存の場所だけではとても面積的に確保できない。隣の土地も購入ということも、今の計画の中にあるわけですが、早急とというか、時期としましては一刻も早い方向性はですね、決断していかなくちゃいけないかなというふうに思ってます。

ですので、時期ということは、私の方のお答えとしては一刻も早く決定をしていきたいなというふうに思ってます。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時16分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○田中委員

最終的には近々に決めないかと。いつですか、それは。大体いつごろですか、大体いつごろ。あなたの思ういつごろって言ってください。

○福祉子ども部長

来年度の当初予算、当然それにも影響してきます。先ほど答弁させていただきましたが、愛知県建設事務所の方に出向いての結論というんですか、その結果によってはですね、年内でもある程度の方角は決まるのかなということになりますと、来年はですね、いずれにしても、計画でいけば土地

の買収ということになろうかと思えます。

ですので、最終的には1月中には市長査定、来年度予算の1月中には市としての方向は決定をしていかなくやならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○田中委員

先ほど、池田委員の方から万が一ね、休園になった場合、親御さんにどういう説明責任を果たしていくのかという話がありました。

仮園舎の例えば一年間、園児をそこへかえけると、こういう場合になった場合、大体どれぐらいの試算で、出しますか。

○子ども課長

ちゃんとした数字ではないですけども、わかるとる範囲で説明させていただきます。仮園舎となると多分、リース物件になるかなと思うんですけども、今新林、それから八橋が二部屋のリースをやっとるんですけども、それから計算しますと、南保育園の保育室4室だけで考えますと、約3,500万円ぐらいかなと。保育室だけで3,500万円って今説明させていただいたんですけども、そのほかに例えば遊戯室だとか、あるいは職員室だとか、そういったものが当然必要になってきますので、当然これに上乗せされてくると。そうすると、4,500万円から5,000万円近くになってしまうかなと。

それからですね、そこで仮園舎を建ててということになりますと、当然更地にしてやるわけではございません。多分更地にしてすぐに工事、全体でぼんと入るというわけにもいかないと思いますので、そうしますと一部を壊してつくり、一部を壊してつくりということになりますと、建設費もそこで更地で建てるよりは上乗せになってくるかなということ。

それからですね、そこでもし仮園舎が建てられないということになりますと、当然借地ということになるわけなんですけども、借地をした場合ですね、園庭も必要ですので、借地が必要かなとは思うんですけども、もし借地をした場合ですね、

これも知立クリニックの先ほど出てたところを借地した場合の、面積が広いということもあるんですけども、年間の借地料が約400万円を計算しております。

以上が大体、今私のここで思いつく範囲の金額かなというふうに思っております。

以上です。

○田中委員

しっかり正確にした数字ではないという前提の話ですよ。

借地料が一年間400万円、それでリース四つで3,500万円、それで遊戯何とかで4,500万円、それと、例えば給食の場合は委託をします。それで、園庭なんか広場整備しないかと。いろいろかかると、相当な金額がかかるのは間違いないということですね。

果たして、休園だと、南がね。お母さん方に説明会を開きました。お金のことはちょっとこっち置いていて、こういう事情で休園でありますけど、こういう園が今あいてますからどうですかという話が相談に出されると。それが一つとね、休園になった場合の説明の仕方と、もう一つは、多少お金かかるけど、これも多く見積もったお金と思うんだわ。多くね。もっと切り詰めて一年間、何とかやるという前提の上で話をしますけど、何とかお母さん方に一年間、ちょっと不自由かけるけど、一年間、この仮園舎でみんなで頑張りたいと。それで、翌年度はピッカピッカの南保育園ができますので、お母さん方、何とか御理解申し上げたいと。こう話した場合、じゃお母さん方はどっち選ぶかっていうことですよ。どっち選ぶか。だから、休園の説明であるときにあなたたちがどういう説明するかっていうこと。かなり抵抗があると思うよ。それを全部受け入れて、いや休園しますよというね、言えるかどうかという判断なんだよね。

あくまでも、林市長、あなたはもうたびたび子育て日本一だと。もう、あなた今でも嫌だなという感じがしますけど、あえて言いますけど、やっぱり基本中の保育という現場で休園とするということは大変な、お子さんに対しても親御さんに対

しても大変な御苦勞をかけるわけですよ。そういう意味では、林市長、最悪でも、少々金かかるかもしれないけどね、いろんな工夫をしながら知恵を沸かしながら、何とか一年間、最悪でも南保育園は仮園舎で頑張ると。あなたは断言できますか、今。

○林市長

子育て環境ナンバーワンはですね、どんどんと皆さんに言っていただけると本当に励みになります。またよろしく願いたします。

思うところですね、やはり、先ほどお金のことは置いておきおっしゃられるんですけども、やはり今課長が言いました。私もっとかかるんじゃないかなと。エアコンを入れたりとか、思いがありましてですね、かなり、やはりですね、一年間と言いつつも、そこで子育てになられる子供たちはやはりそれなりの環境を整えておいてあげないと、やはりいけないのかなって思うがありますから、やはりそうした中ではですね、先ほど課長が申しましたよりもかかってくるのかな、またそれよりも少なくともですね、やはりかなりかかることは間違いないのかなという思いがあります。

いずれにしても、田中委員の御指摘いただいたこと、本当お母様方の思い、子供の思い、当然そういう思いがあるわけでありまして。いろんな選択肢の中でですね、決定をしていきたいなというふうに思っております。

○田中委員

だったらね、林市長、仮園舎の場合の試算をあなた指示せなあかんわ。幾ら。ざくつと言われたけど、選択肢の中で、仮園舎であり得るっていうことも選択の中の一つじゃないですか。

そうした場合に、ね、林市長、あなた子育てナンバーワンとこう言ってるけど、だったら、指示せなあかんわ。もっと細かく。何ぼが何ぼ、何ぼが何ぼというね、試算しながら、じゃどっちを最悪の場合どっちを選択するかということ、僕らはね、やっぱり説明がないと議論しようがないじゃないですか。それも、休園がひとり歩きしなが

ら言ったじゃないですか。選択肢の中に、何で選ぶかという根拠がね、わかんないんですよ。頑張ったけど、あそこはもうあかんかった、だから休園だというそういう雰囲気というたらおかしいけど、何かもう少し皆さんの努力が見えるような説明が欲しいなというのは、私の実感です。

ですから、本音は地所がきちっと決まって、そこで今の南保育園で園児たちが過ごしていただいとというのが一番理想やけど、個人的には、私は最悪でも仮園舎で一年間頑張ると。このことを、林市長、答弁求めませんが、強く要望しておきます。いいですかね。

次に、先ほど刈谷知立環境組合分担金の中で減額補正1億云々とかありました。その中で刈谷知立環境組合の減額補正3億5,000万円だと。それで、知立の1億何ぼかは、課長の答弁でははっきりした何でこういう減額になったという理由がちょっと明確になってなかった。見通しがつかなかったから御理解下さいで終わっちゃったんだ。減額補正1億何ぼもあるときね、やっぱりきちっとした減額の理由を、やっぱり言わないかんのかな。

○環境課長

環境組合の12月補正の概要という形で、説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入において、当初1,000万円の予算が組んであります繰越金が1,200万円。1,300万円程度で出ましたので、1,200万円の補正がされております。

それから、今売電をやっております。環境組合。発電をしまして。当初見込んでいました金額よりも、月約300万円程度売電で売ってますので、その関係が2,000万円、収入で増になっております。

それから、逆に今度需用費の高熱水費、今度は電気を使う方ですけども、それが自分とこの発電で賄えるということで、1,000万円減額、それから委託料で施設の管理委託料などあるんですけども、その中で一番大きいのがスラグの運搬委託料というのが、スラグを運搬して今、衣浦P I ポー

トアイランドの方に捨てておる関係が、今年度9カ月しか認められないということだったんですけども、11月から知立の不燃物処理場の方に運んで、今この埋立処分費が6,000万円以上浮いております。それは埋立処分をするかわりに、今不燃物処理場にあるという形で、それが6,000万円以上、その他の委託関係で3,600万円程度、それから公債費が平成20年度の最終の借入額をちょっと多目に見込んでおった関係がありまして、公債費がことしの予算で900万円の減ということで、収入で1億4,000万円、それから、支出の方で1億7,000万円、トータルで3億1,000万円、数字が変わってきているという状況です。

○田中委員

しっかりとしたりやっぱり答弁をしてください。

見通しがつかないから御理解くださいというのは答弁じゃありませんよ。

それでね、平成21年度のことしが中間目標年次なんですよ。何の年次かという、一般廃棄物処理基本計画の。きょう持ってきてますか、これ。

34ページ、ちょっと開いてみて。数値目標が設定してあります。一般廃棄物の処理するためには基本計画を添えながら、事業を進めていく。これが早ければ数字論というか、その中で、4項目ありますね、数値目標。家庭系ごみ、それで2番目が直接搬入事業系ごみ、3番目がリサイクル率の目標、3番目の4が埋立処分料の削減目標と。これ四つ大きく目標値があります。

ここでね、目標値が細かく設定をされてるんですね。平成21年度が中間目標で、ことしは。目標立てて平成18年から来た。どこまで今知立市の数字が行ってるかっていうことを、ことしがやっぱり検証する年なんですよ、検証する。これ、おわかりですね。この数字を見て、ちょっとあなたの印象をちょっと始めに聞きたい。

○環境課長

知立市一般廃棄物処理基本計画、平成18年3月に一度見直しをしております。それで、中間見直しが正直言いまして平成21年度、本来が今年度見直しをしなければいけない年になっております。

今年度ちょっと見直すことができないということで、来年度22年度に中間見直しを今やるという予定になっております。

それで、数値につきましては、いろんな諸事情がありまして、平成28年度を最終目標にしておりますので、見直しをしまして、平成22年度に新しい計画をつくっていきたいと思っております。この数値自体はやっぱり流動的に動きますので、再度見直していききたいと今思っておるところです。

以上です。

○田中委員

それではやっぱりね、年月が過ぎると数字がやっぱり、わーっとなんかあっていって、まあしょうがないんだけど、ちなみに家庭系ごみの一人一日当たりの排出量、目標年次が平成28年度です、この計画のね。一人当たりのグラム数が609.5グラム、これは平成28年度の目標グラム数です。

本当は、ことしやっぱりきちっとした目標の計画見直ししないかんのです、本当はね。何でかという、平成20年度の一人当たりのグラム数が603グラム。大きく目標グラム数をもうクリアしちゃってるんです。どこまでクリアしてるかというと、最終年度の平成28年度の目標までもうクリアしちゃった。わかるね。

これすごいことなんです。目標をすごいクリアして、いいことなんだけど、やっぱりもう一発頑張ってもらうためには、早目に今年度は基本的には見直しの時期ですから、今年度やるべきだと。で、来年度回したと。回してもいいんだけど、きちっとやっぱり掌握しながら事を進めていかないといかんのかなって感じします。

この付近の数字、来年度恐らくもっと厳しい目標、グラム数になるかなと、そういう感じします。

それと、家庭ごみね、それが。直接搬入のことも平成12年度の実績量に対して、今年度、平成21年度ね、平成12年度からずっとその直接搬入がもう大量増加になってきた。とまらんぐらい。それで、とまらんけど、これが20%、30%、40%ふえないように頑張ろうという目標立てたと。中間年次、今年度で平成12年度の量の20%ぐらいまで抑

えて、平成28年、その以来は余り伸びないように目標立てておるわけですね。

この付近も担当課長、一回ちょっと所見を、どの付近まで進んでるのか。平成21年度でどのぐらいまで増加を抑えてるのかと。ちょっとわかれば返事ください。

もう一つは、リサイクル率ね、リサイクル率。計算方式はこれ書いてありますけど、平成28年度にリサイクル率を22%まで持っていきこうと。これが目標です。

しかし、今リサイクル率がだんだん下がってきている。だんだん下がってきてる。この内訳がやっぱりちょっとね、なかなかここ22%にやっぱり届かんのかな。なぜかといえば、やっぱりスラッグのリサイクルというのが、やっぱりこの前クリーンセンター行きましたけど、かなり厳しい。要するにスラッグはできるけど、再利用して、その買ってもらう事業者がない。連続的にスラッグをつくって、公共団体ともいろんなところで売ればいいんだけど、かなりやっぱりちょっと苦しい状況ですよ、今。

そういう意味で、資源ごみだけのリサイクル率は、知立市はね、今14.1%ですよ。平成20年度よりね。そうすると、目標からすれば、もうクリアしてるんだな。クリアね。平成28年度までリサイクル率を資源回収物だけでリサイクルするのは14%をしよう。

ところが、平成20年度、若干下がってるかもしれないけど、平成20年度で14.1%ある。これはもっと高くしないとまずいんじゃないの。資源ごみ回収の中で。来年度見直します。そうすると、このスラッグを8%リサイクル化するということは、この実態はどう見とるんですか。全体見て、もう一回どうでしょうか。

○環境課長

今、田中委員が言われるとおりの、ごみに関しては、数量が目標値をもう達成してる状況だということは、私も十分理解してしまっていて、この目標数値を見直さなければいけないということは、痛感しておりました。今年度見直しをできないという

状態になって、今おりますので、来年度ということで、その辺は御容赦願いたいと思います。

目標数値に関しましては、当然、今現在が可燃ごみに関しては、量がだんだん少しずつでも横ばいからちょっと減っていく状況であります。ごみの量が。ですから、リサイクルを徹底しているということで、先ほど言いましたように、リサイクル率の目標に関しまして、スラグの8%を除けば14%達成してる状況であります。

今後も、リサイクルに関しましては、分別を徹底していきますので、この率に関しまして、スラグの関係はちょっと今こんなリサイクルができない状況になるとは、私も環境組合3年いまして、スラグを何とかリサイクルしていきたいと思っただけなんですけども、今現状ではこの8%という数字はなかなか難しいのではないかと思いますので、この関係も市役所等で二次製品を使っていくようなことも考えながら、見直しをしながら、数字を再度検討して数値目標を立てていきたいと思っております。

それから、直接搬入に関しましては、本当に量がこの減るという状況が、まだ直接持っていられる方が多いもんですから、事業系に関しましては、目標数値を再度見直して、事業系の数値の目標というのは、なかなか市役所の方では対応が難しいことがありますので、市の行政でやれる範囲に限られてしまいますので、その辺はちょっと御容赦していただきながら、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員

来年、しっかりと現実を見ながら目標を少し高目にしながらね、また議会の方にお知らせいただきたいと思っております。

来年の4月から紙類の回収が始まると。こういうふう聞いております。具体的な方向性、もう決まりましたでしょうか。

○環境課長

紙類の分別に関しましては、今2カ月に一遍、古紙の回収をやっております。紙類に関しましては、今研究をしている段階でありまして、今ごみ

の集積所で夜の回収と朝の回収とありまして、これが統一的に、朝回収ができれば、紙類の回収もやっということは考えとるんですけども、町内会との調整等もありまして、平成22年度当初からはなかなか難しい状況であります。

紙類、夜出して、例えば雨が降って水浸しになったら、紙はあんまりよくないですし、それから火をつけられれば燃えちゃいますし、夜出した場合に。今、土曜日の朝、2カ月に一遍、古紙の回収をやっている状況がありまして、統一的に朝出せるような状況が出てくれば、古紙の回収を基本的に収集日を平日に持つてこようという考え方が一つありまして、今土曜日の朝やってますけど、2カ月に一遍。一般の収集の方に集積所の何とか入れていきたいという考え方もありますので、その辺をちょっと研究しながら、将来に向かって、紙の分別をやっしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員

来年の4月からスタートじゃなかったですか。勘違いですか。刈谷がもう始めてますよね。刈谷がね。安城もそうです。安城もう手広くやってますから。めちゃくちゃこう箱置いとるという。刈谷が第2、第4収集日と決めて、紙製容器包装が違う第1、第3に収集してるね。どこで収集するかというと、ごみステーションに出してくださいと。物は何かということ、新聞・雑誌・段ボールと。それも、新聞紙はきちっとひもを十字に縛って出してください。雨の日は次の週に出してくださいという、町内の方の御理解をいただかないとなかなか進むことはできませんけど、恐らく今の二月に一度の収集日と比べてね、この月2ぐらいの刈谷方式でやってみるとね、大分リサイクル率も多分高くなるよね。

だから、今までは2カ月に一遍、それもちょっと遠いとこへ持っていったと。なかなか高齢者の方はとても新聞くださいと持っていくわけいかんという、こんなちょっと近場の中で、そのステーションの中で月2回やるということは、2カ月に一遍のやつが今度は月2回になるから、大いにこれ

はやっぱり分別収集リサイクル化によって、いい方向に向かうんじゃないでしょうかね。

何が今問題なんですか。具体的に上げれば。

○環境課長

今言われました刈谷市だとか安城市の現状は、私も刈谷市の住民ですので、刈谷市の出し方もよくわかっております。

まず、今資源ごみの分別地区の報奨金に関しまして、再生資源回収報奨奨励金ということで、まずPTA、子ども会等も集めておるそれにも、うちは報奨金を出しております。そちらとの兼ね合いもまず一点あります。そちらの方の回収の方にダメージを与えていくのではないかというのがまず一点あります。

ですけども、分別はしっかりやっついていかないかんとということもわかっておりますので、先ほど言ったこの刈谷市、私も紙を出す方向の人間になっておるわけですけども、あれは、朝出す形になっております。

今、知立の集積所は夜と朝と地区によって分かれておる現状がありまして、その辺がちょっと今問題になっておるのが現状です。すべてが朝に統一できれば、これはもうできるのではないかなというのが、私の個人的な意見です。その辺をちょっと区長会等を通じて調整していかなければいけない、今現状があるということだけ御理解していただきたいと思います。

○田中委員

そのとおりでよね、夜やっぱり出すっていうのは危険性高いですよ。マッチ一本つけてばっと燃やしたらそれで終わっちゃうから。基本的には朝収集、朝出してもらって、その日に収集、明るいうちに収集と。基本的でしょ。

もう一つは、PTAとか子ども会とか収集団体の影響がって、これは心配そうないと思いますね。これはね、向こうの方が積極的です、心配要らんわ。これは一生懸命ですよ。町内の収集日や言うて、現場の方が大事だと、これはみんな思いますよ。それは心配要らん。

だから、とにかく町内の方に、朝出していただ

くような努力をね、一層。できれば、できればよ、来年の4月に間に合わなければ、もう近々のその来年度の7月とかね、近いうちにやっぱりこの事業は進めていただきたい。

部長、どうかな、最後。

○市民部長

いろいろ環境課も事業を抱きかかえておられて、今課長が言ったとおり、いろいろ検討はされとるということで、担当といたしましては、やはり紙類をですね、可燃で出してしまうというのが、なかなか多いというようなことで、環境組合の延命化にもつながりますので、できるだけ紙類はですね、分別して収集したいという気持ちが環境課全員持っております。

そんなことですね、いろいろ調整がある。一番私も気になったことは、火をつけられることというようなことでございます。市域全体のところですので、これからですね、順次、皆さんの御協力を得ながら、調整していかなきゃいけないということでございます。そのような気持ちでおりますけれども、やはり全体的に調整し出すとですね、ちょっと来年4月からはえらいなというような気持ちでございます。

なるべくですね、早くできるように、問題点をもう一度洗い直して、検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中委員

ぜひ、一日も早く実施できるようにね、頑張っていたきたいと思えます。

これまで一貫して、今、廃棄物処理計画とこの中で紙類の収集に関して、林市長、ごみ問題に係り一言、何かありますか。

○林市長

ごみ問題はですね、やはりこの環境問題の大きな柱の一つであります。しっかりと取り組まなければいけないと思っております。

そして、今紙類の分別収集、リサイクルについてはですね、刈谷市、先進地の例しっかりと踏まえてですね、あと地域の方々にやはり協力というもの不可欠であります。できるだけ早くですね、

できるように進めていきたいと思っております。

○福祉課長

中島委員に報告させていただきました、時間外でございますけど、前期分の数値がちょっと入っておりませんので、申しわけございません。訂正お願いしたいと思います。

時間総時間年間1,786時間、3人で割りまして、一人頭一日を計算しますと、4.1時間、4時間と10分という数値になります。非常に多いということになっております。これはあくまでも、予算的とそれから前半的な時間も多かったというのが大きい。影響しております。

○中島委員

休憩中にもその話聞いてね、答弁していただいたんですねども、一日12時間働いていると。8時間労働でなくてね、一日12時間労働という、こういうノー残業デーを除いてというような話もありましたけどね、本当に殺人的な労働だなということを感じております。この辺のことを、副市長、本当に大至急ってということになりますよね。副市長、改めて、その認識というものを表明していただきたい。

○清水副市長

大変、時間外を使わないと処理できないという、そういった実態でございます。先ほど、風間委員に御答弁申し上げましたけども、やはり今の認定の世帯数等の状況、そういうものをきっちり把握をしながらですね、適正な配置に努めてまいりたいと思います。

また、私どもといたしましてもですね、やはり緊急等々での業務、時間外っていうのは、これは当然市民サービスの点です、欠かせないことだとは思いますが、やはり職員の健康管理と。こういった部分でもですね、非常に重要だというふうに認識しておりますので、この辺についても常々いろんな会でも申し上げておりますけども、そういったことも改めて念押しをしたいと思いますし、またそういった時間外がどんどんふえていくという実態の中では、やはりもう一度、個々の業務、仕事のやり方、そういったことも含めてで

すね、効率的にきちっとした業務が達成できる、そういった視点での見直しも必要ではないかなというふうに思っておるところでございます。

○中島委員

この方たちの健康診査の結果なんかについて、ここで公表しろとは言いませんけども、十分にお話をいただいてね、大丈夫なのかということまで、やる必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、二度もね、軽いというふうで言われましたが、脳梗塞で2回倒れたということがありましたのでね、だから、その辺は健康診査、人間ドック、こういうものについては受けてはおみえになるのか。そしてその内容についても大丈夫かという目配りがされたのか。その点はどうですか。

○清水副市長

個別にですね、臨時に当局の方からどういったヒアリングなり指導はされているか、ちょっと今、私細かく承知しておりませんが、そういった職員の休暇届け等も承知しておりますので、そういった折にはですね、そういったことの注意事項等については、その都度話をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○中島委員

いや、一般論じゃなくて、ちゃんとこのケースワーカーの3人の方についての健康ということでは、気を配って、そういう人間ドックの受診と、それから結果の内容をね、大丈夫かということ、気を配っていらっしゃるかと具体的なことの把握をしたいと思うんですけども。

課長の方がいいかな。どこがこれは。やっぱり全体の健康管理ということで、それやってみえるのか、ちょっとどちらに聞いたらわかりませんが、余りにもこういう長時間残業ということになるとね、上司についても、直接上司についても把握する必要があるかなと。福祉課長自身もね、課長なので残業手当とかそういうふうな形で形に出ないけども、やはり相当の心労もあると思いますし、ほかの査察の方も含めてね、そういう問題はやっぱり目配りをする、御自身も含めてね、その辺どうなの、大丈夫なんですか。

○福祉課長

一人そういった病気が起こりました。その病気の者には、無理せんようにとか、時間外をなるべくやらないようにとか、休暇もあることだし、十分使っていただくようにという話は時たまやっております。健康診断したらどうかというまでは、私の方はちょっと、この話はちょっとしてないという中身です。

○中島委員

時間がなくて人間ドックも行かれんということじゃいけないもんですから、その辺の目配りをね、ぜひして、職員皆さん健診はやられますよね。豊田の方へ行ったりとか、いろんな健診をやってみえるよね、そらはちゃんとやってみえるんですよね。やってるかどうかはわからないんですか。そういうことを、きちとちょっと詰めてお答えいただきたいなと思ってるんですが。

○福祉課長

秘書課の方から健康診断回っておって、申し込みをしてると思っておりますんですけど、その結果を確認したわけでもないし、その結果内容はちょっと、私承知してないもんですから、申しわけない。

○中島委員

受診したかどうかとも知らないということですね、受診したかどうか。そして結果の内容は当然わからないということかな。そこまでのことは各職員は関与されないのかわかりませんが、それはわからない。

○福祉課長

結果もそうですし、受診もちょっとわかりませんけれど、一度そういうことがあって、医師の診断書が出ておる中で、その後は体をいわゆる無理せんようにということで、診断書は一回出ておるということで、認識しております。

○中島委員

わかりました。十分に配慮させていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと関連して申しわけないんですが、先ほどの古紙回収の件、環境課長、前の議

会で、私も質問して、それと丸っきり同じ答弁が繰り返されておまして、進展が一つもないのかなということに、私驚いて聞いてたんですけど、夜回収のところではね、困る。火がつけられては困る。ですからその調整が必要である、区長会で。全部同じ答弁を繰り返されておましてね、私、ちょっとびっくりしちゃったんですよ。夜しか回収していないところが何か所ありましたと。そこが次の朝回収するのがね、今調整中ですか、ちょっと進展した答弁されないと、幾ら何でも、議事録でも何か見たら前回と同じこと言ってるなっていう話になっちゃってね、それは幾ら何でも誠意がないんじゃないかなというふうにして聞いておりましたけども、もう少し具体的な努力の跡があると思うんですよ。何もやってないというふうな感じですよ、今だと。

ぜひ、積極的にね、アピールしてください。いつごろまでに状況把握をして、区はいつまでに調整をそれをしていただけるように、お願いをしておりますというふうな具体的なスケジュールという形でね、説明をいただかないと、期待にこたえられないかなというふうに思います。いかがですか。

○環境課長

ことしの10月に、夜だけの回収の町内会の区長さんにはアンケートという形で、朝できませんかというような形で、今アンケートを出していただいたんですけども、そのアンケートの中で、紙の収集をやりたいものですから、朝の収集をお願いしますというような文章をつけて、依頼したんですけども、やっぱりすべていい返事が返ってくるわけじゃありませんもんですから、1月15日の区長会で再度お願いしていくという方向で、今検討しております。

○中島委員

具体的になってきたんだけど、夜だけの回収の区というのはどのぐらいあるんですか。区でまとまっていますかね、全部。箇所はたくさんありますけども、区で同じ方針でやってみえるんだとすれば、そういう区がね、どのぐらいあるんですか。

南陽区も確か夜だけだね、見ておきますと。近くで言うと。

○環境課長

区で言いますと、12区、12町内会ありますので、集積所の数で言いますと、結構な数、集積で24カ所ですかね。55カ所のうち。その数がありますもんですから、この町内会に関して文書を出させていただいて、今調整しているというのが状況です。

○中島委員

区で方針が決まれば、ステーションが夜だけだから違うステーションがあるわけじゃないもんですけどね。同じようにかぎがついてて、朝でも昼でもあくというスタイルにはなってるわけですから、その区の方針が定まればやれるかなというふうに思いますのでね、ただずっと習慣ができちゃってるところでね、突然変わるっていうのがどうかというような経過措置が要るのかもしれませんがね。

うちの町内だと夜もあり、朝もありということで、一向に構わないという、どうぞというこういう感じなんですけどね。夜だけというところについて言うと、夜と朝とというふうになるのか、朝だけにするというのか、そこは区が時間をかけてちょっと審議するのかもしれませんがね。

だけど、やっぱり時間、区間を決めてやっぱり検討を進めていただくということが必要かなと思います。田中委員がおっしゃったようにね、来年度の途中からでもスタートできないかということ、懸案事項だというふうに思うんで、ぜひ期限を区切って進めていただけるように、お願いをしておきます。

また、1月15日か、区長会が。そこでもう一回、アンケート結果なども踏まえて、もう一回お願いしますと。こういうことになるんですかね。

○環境課長

1月15日の区長会に関しましては、この前出しましたアンケート結果を踏まえて、こういうことをやっていきたいと思っておりますので、御協力を願いますということで、再度お願いする形をとらせていただくとおっております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

済みません、二つだけお願いします。

日中一時支援事業扶助費のところ、672万3,000円ですか。これは1カ所だけじゃなくて何カ所に、もう全体も含めて結構ですけど、配付されてるのかをちょっとお聞かせ願いたいのと、それから、さっき一時支援のあれは全然知りませんとおっしゃったんですけど、どこにも届けなくて勝手に事業所を開設して、勝手に市からお金を請求すれば、いただけるものなののでしょうか。

その2点をお答えください。

○福祉課長

先ほど、てるてるというお話をさせていただきました。これがないときは安城市のティーク、安城市のハルナ、刈谷のくるくる、ふいとくとくと、それから名古屋市のペガサスというような事業所で日中一時を利用していただいておったわけでございます。こういったほかの市で使っている分は何とか予算がいかたということでございます。

それで、それ以外のところもまだ何カ所ございます。これ以外にまだ14カ所あります。表示するとすぐ事業所があるわけでございますけども、これもやはり使っていただいておりますけれど、代表的なところは今4カ所述べました。ほかに14カ所あるということで、利用していただいております。

それから、先ほどてるてるのこの関係でございます。実際は、うちの方へ地域生活支援事業の指定ということの記載で届け出が出ております。申しわけございません。

もともとは、これ母体が安城市のNPO法人えんご会というところでございます。これが開いておったわけですけど、分離してこの事業所が新たに日中を開いたということで、名称も変えて、知立市の方にそういった届け出が出ております。定員は10名ということで、指定書が出ております。

以上でございます。

○神谷委員

その母体が安城ですけれども、10人というのは
てててのことですか。

○福祉課長

私の方に届いているのは、定数10名の市指定と
いうことで、知立市に届けてありますので、10名
が定員です。前に中島委員に説明しました、月34
というのは、これは、月がそれだけ利用があった
ということで、定数としては10名ということを開
いておりますもんですから、利用が非常に多かつ
たと。10人の中で数が月平均におきますと、大体
34人の利用があったということで、ふえていると
いうことでございますので、よろしくお願いま
す。

○神谷委員

一応届け出があったということですね。それは
市が管轄をするあれですか、県じゃなくて。

○福祉課長

おっしゃるとおり、地域生活支援事業でござい
ますので、市が管轄していく。管轄というか、直
接給付させていただくということになります。

ただ、請求が、形態がちょっと私もわかりませ
んけれど、本来のサービス事業は連合会を通して
やっておりますもんですから、これは当然ながら
県の方の指定を受けてきておるとお思いますけれ
ど、ここは地域生活支援事業の日中一時支援事業
ですから、市が自主主体ということになりますので、
市の関係ということになります。

○神谷委員

もう一つだけ伺います。そこのところは、前、
デイサービスか何かがあった場所だったと思うん
ですけれども、非常に老築化していて、使用不可
能というようなうわさを聞いたことがあるんです
けど、改築ですよ。建てかえたわけじゃないん
ですよ。

○福祉課長

申しわけございません。先ほども申し上げまし
たとおり、現地を私ちょっと行ってないもんです
から、詳細についてはちょっとまた後日確認して
ですね、今現在ちょっと私の方で改築したのか、
いつやったのかっていう、ただわかってる範囲は

届け出があって事業を始めてくということで、こ
こにありますけれど、そういった市に出ているこ
とは間違いないです。

もともと、そういうところから分離して、実際は
独立したということで、出ておるといことしか
わかりませんので、申しわけございません。

○神谷委員

こういう事業を立ち上げる場合は、きちっとそ
れに適合するかどうかの審査っていうのが、たと
え市であってもあるはずなんですけど、それなしで
勝手に立ち上げちゃって、もう扶助費も支払われ
てっていうことが、実際、可能なのでしょうか。

○福祉課長

施設の中身は改築したか、私はちょっとわかり
ませんが、届け出の中には、職員が何人だ
とか、専従が何人だとか、月曜日からいつまでや
るとか、時間が8時から19時までだとか、そう
いった中身はずっと書いてございます。

そういったとこの判断で、私の方は事業所とし
てお願いしたと。出てきたもの対して、事業所と
して認可するわけじゃございませんけど、届け出
の形でいただいております。

以上でございます。

○神谷委員

済みません、見なくてだれが審査で許可を与え
たのか、お答え願えますか。

○福祉課長

許可は出しておりませんし、この一応届け出を
していただいて、担当レベルで先ほども申し上げ
しましたが、いただいておるし、確認をしてい
るはずですよ。私は直接ちょっと行ってはいない
ですけど、担当者レベルでは行って確認しとると思
います。

以上でございます。

○神谷委員

じゃ、やりたい人があったら許可なしで書類さ
えそろってれば、こういう事業はよろしいんで
しょうか。

○福祉課長

許可という、こういうもの許可制度じゃござい

ませんもんですから、地域生活支援事業については、サービス事業所は指定をちゃんと受けて、もう載ってきます。事業所として。これについては、私は特別、許可制度というものはございませんので。担当者がやはり事業所としてこういうものを見て、それで事業がやっていけるという届け出についてですね、何も私の方がこれはいかん、基準がいかなんだとか、そういう検査をするわけでもございませんし、許可証を出すわけでもございませんので、事業所としてやっていけるという形で態勢ができてるといことで、事業を受けますよという届け出があれば、うちの方も、サービスを受ける方と事業所の契約になりますので、それについて市がここへ行ってくださいという形ではございませんので、その辺御承知いただきたいと思います。

○神谷委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号について、挙手により採決をいたします。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第61号、平成21年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号、平成21年度知立市国民健康保険特

別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決します。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第62号、平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号、平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

一つだけ質問したいと思います。

今回の補正予算は、基金の利子のこれを積み立てる提案と、そして人件費が人勸の関係で下がって、繰入金はその分が減ると。予算的にはそういうことですね。それのみということではありますが、経過について、基金という点でいうと、今年度の見通しはどのようなふうにごらんになっているのか。

これは認定の見直し等について、10月から国の方の方針がしっかり出ましてね、きちんとした説明をし、納得した利用者不在の認定にならないように、見合った認定とサービスがしっかり受けられるように、こういうことが方針として定められて、説明をしっかりする、こういう家族にも説明

をする、こういうことがね、10月からなつたわけ
であります。

ですから、そういうことも含めてですね、多少
その辺が、何かの影響が出てくると思われるのか、
具体的に、そして基金という点ではどんな見通し
になるのかと。こういう点、お尋ねをしておきた
いと思います。

○長寿介護課長

介護認定の見直しがありまして、従来は軽度化
ということが御懸念されておりまして、現実論、
軽度化になったような傾向でございます。

それで、介護認定が正当に評価という表現がよ
ろしいか、ちょっとわかりませんが、その方にそ
ぐつたような形で認定されるということに今後な
って来ると思います。

それで、現在の介護給付費の見込みなんです
が、10月給付分については、まだ私どもの方に請求
が来ておりませんので、どれだけの介護給付費が
伸びるかということは、ここではお答えすること
ができませんが、7カ月間、執行してきました
介護給付費の状況を見ますと、今年度は1,700
万円程度の基金の取り崩しで対応できるのでは
なからうかと私は思っております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時19分

再開 午後6時29分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○中島委員

認定の関係では10月分がまだ具体的な数字
としてはあられないということですね。わかり
ました。

7カ月間の経過でいうと、1,700万円の
基金の取り崩しということで、見通される
のではないかと。10月以降の影響という
ことは、これは度外視してという意味
ですね。ここでちょっと少し伸び
るのか、利用が。わかりませんがね。

そうすると、基金は年度末はどの
ぐらいになる

ってということですか。ちょっと
教えてください。

○長寿介護課長

この1,700万円と申しますのは、準備
基金と処遇改善の2,000万円の別
額の、正確には2,000万円ち
よつとありますが、その基金の2
本のうちで合算額で1,700万
円程度を取り崩しをすれば、今
年度は対応できるのではないかと
、私は思っております。

それで、個々にどのような金額
で取り崩すという話になります
と、処遇改善臨時特別基金につ
きましては、平成21年度にこれ
790万円程度です。

そうしますと、準備基金の方は
1,700万円から790万円引
いていただいた910万円とい
うことはできませんので、900
万円から1,000万円の切り
のいい数字というような形で、
取り崩しをしたいと思
います。

それで、基金を多く取り崩した
場合につきましては、次年度に
繰越金の中に入りますので、
少なく取り崩すと収拾がつか
なくなりますので、3月の時点
を見まして、今の予定では1,7
00万円という形で御理解をお
願いしたいと思
います。

○中島委員

取り崩しというのが、1,700
万円ということですよ。残高
ってというのはどうだか、
それを聞いたんです、残高。

○長寿介護課長

現在の介護給付費準備基金残高
につきましては、2億3,146
万9,991円でございます。

それで、満期日に利息分がそれ
に積み立てられます。だから、
きちんとした円までの数字な
のか。

2億3,000万円程度が介護
給付費準備基金の残高で、
処遇改善特例基金の方が1,300
万円程度の残高になる予定
であります。

○中島委員

そのぐらいの基金ということで、
第4期の1年目が終わるとい
う、こういうことになるわけ
ですね。利用の問題とそれから
今施設が足りないということ
と、いろんな課題があるわけ
なんですけどもね、そういった
関係でこの数字も動いていく

思うんですが、小規模特養の建設についてなんです、前倒しをしてはいかがかと。こういう提案をしてきたわけですが、これはヴィラトピア、法人の方がね、具体的な主体的なものという事業者ですから、そことの関係で、前倒ししているのが、話ができるものなのかどうなのかね、それは市の助成という点ではどの程度の構想なのか。勝手に市だけが前倒し前倒しと言っても、あちらの御都合も多分あるだろうと思いますけれども、その点は話し合いがされてるかどうか、中間報告願います。

○長寿介護課長

社会福祉法人の富士会の方とは連絡はとり合っております。それで、前倒しをして建設することは、法人の方の計画もございますので、難しいと私は思っております。

○中島委員

市の助成額というのはどの程度に見込まれるんでしょうか。

○長寿介護課長

市の方からは、市費で単独で補助をする金額はございません。国の補助金を3分の1程度になりますので、それに対応していきたいと思っております。

○中島委員

国が基準額の3分の1という、こういうことですよね。市は一銭も出さない。制度的には出さないということですね。それでいいかどうかという話がきくとあるんだろうと思うんだけど、一応制度的にはそうと。富士会の方は前倒しは都合上できないと。こういう話し合いの結果、そういうことだったということでもいいんですか。

○長寿介護課長

あくまで法人なものですから、理事会を開きまして、計画を立ててみます。ですから、私どもが例えば理事長、施設長に早く施設の方を建設お願いしますと言われても、向こうも法人なものですから、理事会に諮りまして、物事を進めていくこともありますので、今の段階では前倒しすることは困難です。

○中島委員

理事会で、できないという結論が出たということでもいいですか。

○長寿介護課長

まだそこまでは話はしてませんが、だから要するに小規模特養を建設するわけですが、事業者側は平成22年の4月から設計に入りまして、準備工を含めて進めていくものですから、開始ができるのがやはり平成23年度末ごろになるのではなからうかと私は思っております。

○中島委員

理事会の方で、そういう前倒しの要請が市からあったとしても、待機者が多いじゃないかという背景の中で、もう1年前にやれないかとか、そんなような話を正式に持っていかれたと。そして、理事会に諮って、それはできないと断られたと。こういうふうの確認をしていいんですかということですね。

○長寿介護課長

済みません、私の発言内容が不明瞭な点がありまして、まことに済みません。理事会の方にまだ諮られているか諮られてないかは承知しておりません。

○中島委員

ヴィラトピア知立そのものも待機者がいっぱいだってことを十分承知してみえるし、事業所としても早くオープンすればそれはそれで仕事としてもね、需要はいっぱいあるわけだから、何ら損失はないと。早く開いた方が逆に事業所としてはいいという側面もありますよね、一般論で言えばね。お客がいないのに開くんじゃいけないけど、お客がそこに待ってるんだから、早くお店開いた方がいいじゃないかという発想にもなるわけですが、そういうことも含めて、それでもちょっと無理ですということでないならね、ちょっと話し合いがまだする余地があると。こういうことにもなるんですが、端的にその辺どうですか。お願いするつもりがありますか。待機者の100名を超える、もっと多いですけどね。その辺がどうかっていうことですよ。

○長寿介護課長

前倒しをして施設をつくっていただければ、待機者の方の数が減るということは、物理的にそういうふうになりますが、私どもが富士会とお話をしてる中では、なかなか前倒して開始をすることは難しいのではないのかなと思っております。

○中島委員

それで、どうなってるの。難しいのかなって言うのは、あなたの感触でしょ、それは。あなたの感触でしょ。それで、理事会を開いて結論を出したらお知らせしますという具体的なきちんとした確約ですよ、そういう。そういう話し合いはしてみえないということですか。

○長寿介護課長

そのとおりであります。

○中島委員

ということは、あんまり気がないというふうに思われても仕方がないような気がするんですけどね。相手の都合がありますよ、もちろん。資金計画もありますでしょうね。3分の1の国庫の補助ということであればね、3分の2、しかも余分に出るだろうと思われる。そういうことはありますから、部長、どうなんですか、その辺は。どのぐらいの富士会との関係でね、どんなスタンスで話し合いをしてきたのか、今後するのか、結論はいつまでに出すのか、だめだっていうことでね、言われるっていうふうに言うなら、それはどういうふうに受けとめるのか、その時期をきちんとしてもらいたい。ずるずると、私たち期待してしまいますからね。いかがですか。

○保険健康部長

このことにつきましては、私が聞いておりますのは、7月に担当からどんなぐあいですかねと聞いたときには、もちろん資金計画もあります。それから、富士会の全体的な建設の計画もあるものですから、前倒しの計画は無理ですと。早くても平成23年度の年度末ということはないですが、10月かもっと遅くなるぐらいではないかという話を聞きましたので、これが理事会の決定かどうかというのは確認をしませんでしたが、市の方

も国庫で補助金をもらって、平成22年度と平成23年度に資金援助をするものですから、そういった資金援助の中で、富士会の資金繰りをしながら、建設をしていくということでありましたので、やはり平成22年度に前倒しというのはとても無理だろうという理解をしておりましたので、その後、理事会でどうなったかということはある程度聞かれましたけども、7月のときの話ではそういうことでしたので、これだけ大きいお金が要る事業ですので、もちろん待機者の問題もありますけども、そういったことで、私としてはそれで理解をしたということでございます。

○中島委員

この小規模特養地域密着型ということで、知立市民だけが利用できる特養ですよ、30名でしたかね。29ね、30から一つ引く。29床ね。ということで、知立市民だけが利用できる特養という点ではね、知立市にとっては大変ありがたいということになるわけなんですけど、今回は特別な市の単独補助的なものは考えていないと。こういうことですか。これだけ大きい金額ですからっていうの、おおよそどのぐらいの施設の建設費がかかるというふうに見ていらっしゃるんですか。補助金を国からもらって出すにも、数字をつかまないと行けないわけですから、その点明らかにしてくださいませ。

○長寿介護課長

総事業費の概算額は3億1,700万円です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号について、挙手により採決します。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、議案第65号、平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○永井委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時45分

再開 午後6時45分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○環境課長

先ほど、朝ごみの収集を実施しない集積場の箇所数を12地区24カ所と言いましたが、正しくは12地区22カ所ですので、訂正をお願いいたします。

○福祉課長

神谷委員の件でございますけれど、地域生活支援事業の日中一時支援事業でございます。私の方は訂正をお願いしたいことは、届け出というふうに申し上げましたですけれど、申請主義になっておりますので、申請をいただいております。

7月からオープンしたときは、安城のNPO法人えんご会がその広見のところで、1丁目54番地でございますけれど、日中一時ということで、開いております。前は違う事業をやっておりましたですけれど、この7月から行われたと。

それから、9月に分離して株式会社であるという事業所が申請が出ております。その中に職員の数、曜日、それから事業時間、事業曜日、そして事業内容、そして間取り、部屋の図がついた申請が出ております。担当者は見にいきまして、この事業所ができる中身かどうか見に検査しております。そして、認可ということで、御指摘ありましたとおりやっております。訂正をお願いします。まことに申しわけございませんでした。

○永井委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時47分

再開 午後6時49分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情第12号、ヒブワクチンの公費での定期接種化を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○高笠原委員

陳情第12号、ヒブワクチンの公費での定期接種化を求める陳情書に日本共産党で賛成討論をします。

細菌性髄膜炎ワクチンのことをヒブワクチンと言いますが、日本では3カ月から4歳ぐらいまでの乳幼児の1,000人が細菌性髄膜炎となり、そのうち5%が命を落としています。また、助かっても25%に難聴、言語、運動障害が残ります。

1998年、WHO世界保健機構では、どんなに貧しい国でも国の定期接種にして子供を守るようにと勧告をしております。無料接種を推奨していません。既に、110カ国以上で接種されていますが、約3万円という負担は子育て世代には大きな負担となります。

11月25日、衆議院厚生労働委員会で日本共産党の高橋千鶴子議員の質問に対し、長妻昭厚生労働相は公費による定期接種化に前向きに議論を進めるとし、また足立信也厚労政務官も推奨を基本的な方針していると答えております。

任意接種では3万円という接種費用は親の経済力や情報の有無で子供の健康に格差ができます。接種率が高くなれば日本からこの病気をなくすことができます。既に九州地方、東京、長野、栃木、北海道、岐阜県大垣市と3,000円、3,500円と補助をしています。

今、少子化の中、子供の命を守るために国を先頭に子育て支援策に力を入れています。ヒブワクチンに自治体が公費負担をし、定期接種を実施すべきであります。

陳情項目にあるように、国に対して公費負担による定期接種化の要望と、知立市に対して公費助成と乳幼児のいる家庭への周知徹底を求めています。

一般質問でも訴えさせていただきましたが、市長は効果があることは認めていると、このように言われました。ぜひ、各会派の皆様賛成をしていただきたく、私は最初に賛成討論をさせていただきます。

○池田委員

陳情第12号、ヒブワクチンの公費での定期接種化を求める陳情書についての意見を述べさせていただきます。

国もワクチン接種が始まったばかりですが、まだまだワクチンの副作用や安全性も考えなければいけません。しかしながら、大切な子供の怖い病気でもあり、ワクチン接種は進めていくべきかなと考えます。

先の一般質問で、当市はなかなかできないと答弁でしたが、この陳情書は国への要請でもあり、採択をお願いします。

○風間委員

一般質問あるいはこの趣旨でこの重要性は私も認識をさせていただきました。先進市も独自で公費助成でやってる状況でありますし、国の方も高笠原委員が紹介されたとおりで思っております。

よって、当然のことながら、住民の側、子供のためにこの種の陳情書はぜひとも採択すべきであるという結論です。

○田中委員

皆さんおっしゃったように、陳情項目3目、国と市、速やかにこれはやっぱりね、前向きに検討すべきですよ。林市長は大いなる工夫と支援の王者だという風格を持ってらっしゃいますから、大きく前向きに一步前進をお願いして、賛成討論いたします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第12号、ヒブワクチンの公費での定期接種化を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第13号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○中島委員

賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

多岐にわたるものではありませんけども、やはりポイントをきちっと押さえた形で受けとめたいなというふうに思うわけです。

今日、派遣切り、リストラなどにより、国民の命と暮らしが脅かされていますと、こういうようなことが冒頭に書かれているわけですが、本当にそのとおりで、今議会での生活保護の実態が非常にくっきりと当市でも浮かび上がったわけでありますけれども、そういった皆さんの介護や福祉や医療、また社会保障の充実全般のこういった充実というのが非常に今求められていると。こういう情勢にあると思います。

今回は特に自治体の基本的あり方ということ、ここに表記されており、3番目にあります税が滞納している世帯、税滞納世帯への行政サービス制限条例は導入しないでください。条例はともかく、そういう、当市でも明らかになったように、滞納者への行政サービスの制限が幾つか現実にあるという、そういう中で、救済できないような問題も今、当市でも課題になっております。こういった点ではこの観点、視点で制度をはやり見直しているんじゃないかと、こういうことには大賛成であります。

介護保険については、利用料、保険料減免制度、一定当市も頑張ってきておまして、さらなる拡充という点もあります。

それから、特に新基準による介護認定の問題では、先ほども質問させていただきましても、まだ結論がはっきりでてないと。要するに、ここでは家族の皆さんがそういう今実態に見合った認定を求めているんですよ、不服があった場合にはきちんといいんですよ、見直しをしますよってということがわかるように説明書を配付してくださいと、ここに書いてあります。

そして、調査員については、そういった見直しに関する研修、説明会をしっかりとやってください。このことは当然当市でもやってると思いますけども、当然賛成であります。

特養ホーム、小規模のものも含めて、当市は一応ちょっと前倒しはだめという話がありましたけれども、一応ひとつ拡大をされると。これも要望どおりの方向で、当市としては動いていると。

高齢者福祉の施策の点でも、宅配給食は先ほど私も言いました、ふれあい方式は全くやっていないと。市としてはね。こういうことには目を開いていくべきではないかと。きちんとした地域福祉サービスセンター、こういうものがあるので、やってはどうかということを特に私は主張したいと思います。

障害者控除の問題は、県下では一番に知立市は実施した項目であります。この二つはね。先進的にやっていただきました項目。

それから、高齢者医療、この点では、後期高齢者医療制度そのものを廃止する方向が国の方針であります。矛盾点について、やはり今ただすために医療費の後期高齢者の負担を無料にするとか、それから福祉給付金の制度の対象拡大、ひとり暮らしになっても2人の高齢者でもいいじゃないかと。非課税で2人住んでる人は対象外になってる、こういうのは拡大したらどうかと。切実なこれは願いですよね。こういう一つ一つの項目、とても大事なものだと思います。

そして、ここんところでは肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度、これも出ております。ヒブワクチンと同様、今新しく注目されているワクチンの接種。これも肺炎からお年寄りの死亡を救う

という点では重要な施策ということで、前向きに市が受けとめるべきだと思います。

子育て支援、ヒブワクチンは先ほどのとおり、やろうという話でありますけども、議会としてはね。やっていく方向を確認したわけですが、その他の三つの項目についても、現在市はやっている中身であります。

国保の問題では、特に言われるのは一般会計繰入、これが知立市は09年度は県下で37位と。一人当たり4,979円と。37位と、こういうふうに低いわけでありまして、保険料の引き上げということではなく、こういった問題をもっと拡大して、なるべく抑えてもらいたいという願い、当然であります。

そして、新しい観点としては、就学前の子供については、保険料の均等割の対象からはずしましようということですね。子育て支援の観点で保険料の対象外にしてください。これも、やり始めるところも出てきてます。

その三つ目については、減免基準という点で、減免要件、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対するものを設けてください。これも実は切実なものであります。4割、6割軽減というものがありますけれども、かつて名古屋市はずっとこれを非課税世帯というところでは、さらにそれを減免する制度をつくられておりました。そういった減免の拡大、これもとても大事なかなというふうに思います。

保険料の滞納者に対する対応については、税滞納者へのペナルティーはなくしていこうと、こういうことでもありますけれども、当市としてはこの小さい子供のいる世帯、母子世帯、障害、病弱者、こういうところに対しては資格証明書は出さないというふうに、私は思っておりますが、こういうことが、今後も決してないよということ、払う意思がある方には、滞納分を払う意思がある、そして現実に分納している、こういう方に対しては、短期証じゃなくて正規の保険証でいいじゃないかと。必ず分納してくださいということで、正規の保険証でいいじゃないかと。たくさんの改善点

がこのように提案をされているわけでありませぬ。

一部負担金、国保法44条の問題もここに指摘をされております。当市も制限がありますけども、1.3倍以下から1.4倍まで猶予も含めて、当市は制度をつくっていただきました。そういった点では一歩前に出てるかなというふうに思いますけど、さらにこれを広く住民に周知してもらいたいということ。

それから、障害者の施策、この点では、先ほど地域生活支援事業というものもね、日中一時支援のこれもここに入るわけですけども、一般的な地域の福祉施策を充実をしてほしいと。負担をなくして、地域の今までの福祉制度というものはありましたけども、そういったものにしてもらいたいと、再度。これもやはり障害者自立支援法との関係がありますのでね、見直しが今後期待をされるころだというふうに思っております。

健診事業については、当市でも課題になった特定健診などの集団検診、これもやっていく方向が示されたものでございます。それから、若年者の健診、これも一歩前に進めようと、こういうこと。

こういうふうに細かくずっと並べられているわけでありませぬけれども、相当知立市としてはやっていることもたくさんあるなということは、当局としてもある意味では自信を持って進めてもらいたいなというふうに思いますし、やっていない、まだ指摘されている問題については、しっかりと受けとめてもらいたい。

特に生活保護サイドですが、このような先ほどの議論のとおりでありませぬ、知立市では生活保護申請を認めないとか妨害するとか、そういうような嫌がらせ的な対応は、今一切私はないと思います。頑張ってください。頑張るだけに。残業も先ほど一日平均4時間というようなこともありましたけれども、しっかり正規職員をふやしてね、対応をしていただく。

こういうことで、まさに知立市でもすべて今課題になっている問題がずらっと並べられております。一つ一つ、私どもは即やいなさいというふうにはいかない問題も含めて、方向性としてこうい

う方向性で充実をさせていこうじゃないかと。こういう立場で私はこの陳情を受けとめて、賛成の表明をしたいと思っております。長くなりまして済みません。

○池田委員

この陳情には、いろいろたくさんの陳情としての要望が出されていますが、知立市も県においても、先進的にしっかり福祉に力を入れて行われています。

しかしながら、すべての項目を採択できるものではないと考え、よって陳情13号は不採択でお願いいたします。

○風間委員

陳情第13号です。私は基本的にこのような陳情・請願に対しましては、いかに含意が具体的に実現できるか、そういう方向性で受けとめさせていただいております。特に今回のような介護・福祉・医療、これは生活をしていく上で一番重要な部分の政策でございまして、こういう確かに中身は少々厳しいところ、答申にそぐわんところもあります。やはり全体的に含意を受けとめて、どうこういうものを充実していくか。こういう方向性で検討していくのがよろしいんじゃないかというところから、一貫してこういうものには賛成してきておりますので、当然これには賛成、採択でお願いしたいと思います。

○田中委員

多岐にわたる自治体に対しての提案だろうと思っております。それぞれ見ますと、制度の改善とかね、例えば、弱い立場の方への事業への助成とかいろいろ項目あります。基本的には賛成をいたします。

どこまでこの陳情の中見に、今行っていない私たち知立市の事業がどこまで近づけるかと、これは私らのやっぱりきちとした仕事、使命だと思います。そういう意味で、項目によればできない項目あるかもしれませんが、一つ一つ、私たち、または行政の努力義務だと。そういう意味で、今後またこの陳情をしっかりと受けとめてね、願望として賛成をいたします。

○永井委員長

ほかにありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第13号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第14号、安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○高笠原委員

陳情第14号、安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

相次ぐ医療・福祉・介護・年金などの社会保障の改悪と昨年からの派遣切り、リストラなどによって生活が不安となり、家族の崩壊、みずから命を落とすなど、悲惨な状態が続く世の中となりました。

また、デフレによる先行き不安が蔓延している中、特に公的年金制度の確立は何よりも生活の糧であり、国民が安心して暮らせる命の次ぐくらいに大切なものです。

日本の総人口の20%、2,800万人が高齢者、しかし100万人が無年金者。高過ぎる国民年金保険料が払えない、国民年金受給平均額は4万8,000円、とても生活できる年金額とは言えません。

ところが、宙に浮いた年金、消えた年金の問題では、記録が見つかったも、すぐに支給に結びつかず、早急の解決が求められます。

民主党は年金記録問題の解決に2年間集中的に作業に取り組むとしています。そして、社会保険庁を解体し、来年1月に日本年金機構を発足させるとしています。

また、公的年金を一元化し、税による7万円の最低保障年金を創設する法案を13年までにさせる

という年金制度改革案です。日本共産党は7万円の最低年金を基礎にし、かけた年数の上乘せをしていくことを提案しているところです。

したがって、社会保険庁の解体で、宙に浮いた年金、消えた年金をうやむやにすることはしないし、安心して暮らせるために、無年金者、低年金者をなくすため、最低保障年金制度の創設を急ぐことを国に求め、陳情第14号に対する日本共産党の賛成討論とします。

○川合委員

年金問題の解決は国の重要な課題でありまして、徹底的な解決が望まれるところであります。そして、高齢化社会への急速な対応は必須なわけでございますが、陳情の趣旨としては理解するものですが、社会保険庁につきましてはですね、長年にわたり、自浄作用を失ったところでもあり、やはりその解体も含めて解決に向けることの必要性を感じますので、今回は不採択でお願いしたいと思います。

○風間委員

私もこの陳情14号は採択でお願いします。

民主党の今の公約もそうでありまして、最低の制度の確立、あるいは宙に浮いた年金問題の全面解決、こういうことも表明されておりますし、一刻も早くそういう状況を改善していただく。国民、市民のためにですね、そういう部分で、こういう意見書を送ってエールを送ると。これはどこの党のためでもなくて、地域住民、生活者のための基本的重要な年金制度の確立という部分で、声を上げていくということが重要だと考え、この陳情書には採択でお願いします。

○田中委員

いよいよ来年から新しく日本年金機構、1月に発足をいたします。その中で、この陳情には、前の社会保険庁、解体やめなさい、そして民営化を凍結しなさいと、こういう陳情であります。先ほど、委員の方が社会保険庁のこの乱れたというか、やり方というのが国民からしても納得いけるような仕事、事業じゃなかったもんですから、この際、新しく日本年金機構、ここに宙に浮いた年金問題、

そして最低保障年金制度、こういうルールの問題をしっかりと仕事をやっていただくと。国の監督もしっかり位置づけてあります。厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画、予算を認可、業務改善、命令等いろいろ国の監督のもとで、しっかりこの年金機構がしっかり働くことができるよう、この民営化を凍結するこの陳情には不採択をいたします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手少数です。

次に、陳情第14号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第14号、安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第15号、後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○中島委員

後期高齢者医療制度、この廃止は前の政権のときの参議院の方で廃止する、この法案が可決をされ、そのままになっているわけでありまして。民主党政権もこの方向はマニフェストにも出したわけでありまして、この4年間かけてじっくりということで、少々棚上げになってしまったと。これは公約違反じゃないかと。そんなふうな思いも今強く感じているわけでありまして、しっかりとこれは国に上げていかなければならないと。マニフェストをしっかり守ってほしいと。こういうことであります。

とりわけ年齢で区切って、高齢者だけ、いわゆる医療費がたくさんかかるお年寄りだけを単独に保険をつくる。そしてそこで足らなくなれば、その高齢者は高い保険料を払わなきゃならない。3年に一回ずつその見直しが行われるという、こういう枠組みのね、保険の中にほうり込んでしまったと。だから、うば捨て山だというふうに非常に厳しい国民批判が沸き起こったわけでありまして、これについては、マニフェストどおり、早い時期にこの制度の見直し、廃止見直しをきちんとやってもらわなければならないということが、意見書を上げる必要があると思います。

国保関係でも、出ているわけでありまして、国の支出金という割合がここにもありますけれども、本当に大きく減ってしまったと。5割程度国が持っていた会計が3割に減ってしまった。知立市でもちょっと計算してみましたけどもね、これぴったりというふうにはいかないですけども、もっと少ないような感じで、知立市の国庫支出金の割合というものは減っております。だからこそ、保険料が高くなっていったという、基盤がぐっとここで崩れたというのが大もとにあって高い保険税ということに今なってるわけですよ。こういうところで一生懸命、減免制度、減免制度ってやっておりますけども、もとはといえば、ここんところを改善していただければ、ちまちまとした減免制度は必要ないんですね、本当はね。もとのようなもう少し国が責任を持ってくれる、そういう制度にするための増額をしてもらいたいという願い、そして具体的には二つ出ております。

子供の医療費無料制度、これらを現物支給でやっていると、医療費助成制度、市町村単独の事業、この実施に対するペナルティーが行われていると。これは断固として廃止してもらいたい。

それから、葬祭費、これに対する財政措置が全く国は行っていない。こういうことで、これについても国からの補助を設けてもらいたい。具体的なこういう内容についてもね、非常に明確なわけでありまして、充実した医療体制をつくるために、ぜひ採択すべきだと考えます。

○池田委員

陳情第15号、後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書について、意見を述べさせていただきます。

この陳情書については、先会でも同じような形で内容が伴って出されておりますが、政権が変わって、今国の方が不安定な状態で、なかなか内容は伴ってこないような気がします。

それにあわせて前のままで私ども考えるとすれば、確かにこの制度、問題もたくさん多いかもしれんということで議論されておりますけども、まず今のところはまだ確定するほどでもないので、不採択をお願いします。

○風間委員

このようなあしき制度は一刻も早く見直していただいて、よりよい高齢者医療の確立な制度を実現してほしい、そういう思いでいっぱいでありますので、採択をお願いします。

○田中委員

現在の後期高齢者医療制度、100%という医療制度はどこにもないわけですね。老人保健、国保、いろいろ財源的な問題で10年ぐらい与野党含めて検討された結果ね、やっとその後期高齢者医療制度というのが発足したわけですね。

いろいろ先ほどありましたけども、問題点いっぱいあります。これは滋賀県で75歳以上の方の意識調査をやった結果がね、ちょっとインターネットを開いたら出てきたんですが、滋賀県です。滋賀県後期高齢者医療制度大連合で行った調査では、75歳以上の後期高齢者の方の67%の方が今の現行制度を支持すると、こういう結果だと。新しい制度を変更求める後期高齢者の方は21%にとどまると、こういう結果が滋賀県では行われたと。

片方は、民主党は新しい高齢者制度を手續をもうこれから進めていかれると思うんですが、10年もこの後期高齢者医療制度つくるのにかかった経緯をね、今後新しい医療制度、どんなすばらしい、いい制度になるかちょっとわかりませんが、そういう制度を見てみないと、今の後期高齢者医療

制度を今すぐ廃止するというのは、率直には賛成はできませんね。

だから、現在の後期高齢者医療制度を改善するところは思いきって改善しながら、もっといい制度ができればね、それは素直に認めて、そっちへ移行すればいいことであって、そういう意味では、今の段階ではこの陳情に対しては、不採択です。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第15号、後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第16号、介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第16号について、不採択で意見を申し上げます。

裏の方で、私も一般質問でいっぱいこら辺を改善してほしいということで、言ったんですけども、介護を必要とする人がいつでもどこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを受けられるようにということになりますと、非常に自分で勝手に、私は介護が必要ですよと言ったら、何か要求できてしまいそうな感じがするんです。やっぱり、ある程度一定の基準がないことには、無制限にお金がかかってくるという感じがします。必要な課

題からもう少し深めた議論をして、絞り込んでのあれが必要ではないかということで、一応3番というところ辺がちょっともう承服しかねますので、不採択でお願いしたいと思います。

○高笠原委員

陳情第16号、介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場で討論をします。

必要なときに必要な介護が受けられる。よって、安心して老後は送れるとして、介護保険制度ができて10年です。しかし、3年ごとの保険料の引き上げ、施設入所では部屋代・食事代の徴収、日常生活用具の取り上げ、家事援助の制限、そして特別養護老人ホームの入所は待機者でいつ入所できるかわかりません。ちなみに、知立市の待機者は08年8月現在144人、09年8月には153人とふえています。

また、4月からの要介護認定、心身の状態や生活能力を調べるための74項目のうち、43項目の内容を変更せざるを得ませんでした。なぜ、43項目にわたる認定基準の修正が行われたか、それは判定が軽度化することであります。厚労省は10月から軽度判定者を救済をする要介護認定を再修正することを決めました。知立市は大きな影響が報告されてはませんが、厚労省は再修正の影響を12月中に検証結果をまとめたいとしています。

しかし、これによって、給付費削減のねらいを裏づけることがはっきりとしてまいりました。

そして、人材不足解消も含め、介護従事者への介護報酬の3%の引き上げが実施されましたが、介護労働者に全額渡るわけではなく、依然として苦しいのが実態です。介護保険制度を充実させるためには、国庫負担を大幅にふやすことを国に求め、日本共産党の賛成討論とします。

○風間委員

陳情16号です。くどいようですが、こういう項目全体見ましてですね、すべてがやれるなんてことは私も思っておらんわけでして、この中からね、一つずつ充実をさせていくと、こういう姿勢が大事だっていう部分でですね、特にこの表紙の労働

者の処遇改善、こういうものはもう喫緊の課題でございまして、そういう部分で私も一般質問等々で強く声を上げさせていただいてるわけでございます、そういう問題点を一つ一つ、きちっと精査してクリアして充実に向けて努力していく。あるいは地方から声を上げていく、こういうことが重要なことであろうというふうに考えておりますので、この陳情書には採択をお願いします。

○田中委員

表の陳情事項というのは、賛成なんですよね。ただ、その先ほど言われた意見書の中身で3番目の介護認定制度をやめようという、こういう話が出てきてる。理想的には必要なときに必要な介護サービスを受けられるというのが理想は理想だけど、この介護認定制度をやめるということは、介護保険そのものが壊れてしまうということですのでね、あとの1から2、4、5は賛成しますが、この項目だけはね、介護保険制度そのものを壊してしまうもんですから、素直にはこれ賛成はできませんね。不採択をお願いします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第16号、介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第17号、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○中島委員

私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情でございます。

国に対して、これを出そうと、こういうことです。地方の方が今、子育ての施策はどんどん進んでいると。国が追いついていない。こういう中で、国に対して、国の責任でしっかり子育てできる制度を確立してほしいと。こういうのは当然、要望としては必要かと思えます。

1番、裏のね、義務教育修了までの子供の医療費無料化、知立市がやっております、これに対して国の補助、現物支給によるこれらの制度に対するペナルティーはやめること。

それから、妊婦健診、知立市でもこのとおり、もう拡充をされておりますけれども、これらに対する国の支援が受けられるように、今は9回まで、ことしは年次的には全部受けられるわけですが、それが年次的に切られてしまうと。こういう方向があるわけでありまして、これをしっかりと拡充してもらいたい、継続してもらいたいと、こういうふうにあります。

そして、4番目なんです、これは、就学援助、準用保護の制度に対する国の予算措置が平成17年度に切られてしまいました。2分の1国庫負担があったものが切られてしまいました。ちなみに21年度の予算額、これは予算額ですけれども、小学校、中学校合わせて2,715万3,000円の予算を組んでおりますけれども、従来ならこの2分の1が国の制度でありましたけれども、切られてしまった。この復活も求めたい、そんなことで、これは賛成といたします。

○川合委員

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、これにつきましては、ぜひ採択をお願いしたいと思えます。

少子化、合計特殊出生率の低下というのは、それぞれの御家庭でいろんな理由があるとは思いますが、このまま続けば今後の社会におきまして、

人口構造に非常に大きな影響が出てきて、社会的な不安にもつながるものが非常に懸念されるところでございます。

でありますので、いろんな理由があると思いますが、労働環境であるとか、社会環境、それから収入の格差等、あると思いますが、ぜひ、公的な支援が必要であるという立場から、採択をお願いいたします。

○風間委員

いつもどおりのことでございますので、採択をお願いします。

○田中委員

しっかりと国へ声を上げると。重要なことです。賛成いたします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、採決します。

陳情第17号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第17号、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第18号、社会保障費2,200億円の削減方針の撤回と医師・看護師不足の解消を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、意見をお願いします。

○高笠原委員

陳情第18号、社会保障費2,200億円の削減方針の撤回と医師・看護師不足の解消を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場で討論をします。

長年にわたって政府がとってきた医療費抑制政策、骨太方針は社会保障費2,200億円の削減によって、各地で医師・看護師不足を生じ、そのため病棟の閉鎖や過酷な勤務状態が起こっています。

政府の来年度予算措置では、抑制措置を適用しないようではあります、まだはっきりとしてお

りません。

しかし、人の命を守るという点では、憲法第25条地方自治法第1条を踏まえ、社会保障施策を充実させなければならないと思います。

よって、国に意見書提出を求めます。

○神谷委員

陳情第18号について、不採択で意見を申し上げたいと思います。

この2,200億円の削減というのは前の政府で、政府が変わりましたし、まだまだ政府そのものの意見も統一されてないと、私は感じますので、ちょっと時期早尚かなという感じがいたしますので、今回は不採択でお願いしたいと思います。

○風間委員

各地域の医師不足の状況というのは、深刻でございます。一刻も早くそういうものを解消してですね、医療制度の充実、こういうものを確立していかなければならないという立場から、採択でお願いします。

○田中委員

社会保障費2,200億円削減と。この発想は、私はよくないと思いますね。一番弱いところから財源を削っていくっていうのはあんまり。その結果が今、平成9年ですか、今、中で産婦人科、小児科、また介護現場で働く職員の皆さん、さまざまところにこれ影響が出てきてるっていうね、結果として、こういう社会保障費から2,200億円削減というのはやっぱり撤回しながら、つけるときにはしっかりつけると。こういうことで国へ声上げていくと。そういう意味で、採択をいたします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第18号、社会保障費2,200億円の削減方針の撤回と医師・看護師不足の解消を

求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第19号、障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたらお願いします。

○中島委員

賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

障害者自立支援法の廃止、これも日程に上ってくるはずであります。これは、マニフェストもございまして、当市でも非常に多くの矛盾をはらんでいるということ、担当の職員からも声がこれまでも表明をされている内容でございます。

当市のけやき作業所などでも非常に困難な目に合っているということでありまして、この障害者自立支援法、これについての廃止というものを行い、それにかわる障害者総合福祉法制定というものを目指してほしいという、こういうことであります。まだこれが細かいところが出ているわけではもちろんありませんし、要求としてあるわけでは

す。総合福祉法ということで、ちょうど昨日、共産党の国会議員団も障害者の多くの団体とですね、この点で懇談会を持ったというニュースが、これは赤旗ですけども、載っております、そういう話し合いが進められてるんだなということを思っておりますが、19団体の方たちが集まって、新しい総合的な福祉制度をつくってもらいたいと。現在では発達障害ですとか難病、こういうものについても救う、そういう制度がなかなかないんですね。発達障害は御承知のように障害手帳もない、こういう中で、ただただ白い目で見られてしまうというようなことの多い障害でありますし、そういった問題や、難病でも5,000とも7,000とも言われる病気のうち、国の難病、この研究姿勢になってるのは、たった130疾患だけだということで、もっと根本的な難病の救済も行ってほしいという、こういうようないろんな団体からの意見が出されておまして、それで、障害者権利条約に基づく新たなこういう法制をつくっていいのではないかと

つくってもらいたい、こういう団体からの声が出されたわけでありませぬ。そういったことも、今後の具体的に、どのようにこういう方向をつくっていくのか、自立支援法の廃止とあわせてこれをすぐに進めていく、その工程を明らかにしてほしいと、こういうようなことが書いてありますけれども、一刻も早く着手してもらって、矛盾を解決してもらいたいと、こんなふう思うわけでありませぬ。

○風間委員

新政権の厚労相も新たな制度を立ち上げるという表明もされておりますし、一刻も早くこのような、本当に障害者の皆様方にとってはこの上なく不適切で不歓迎なこういう制度ではない、新たなよりよい充実した制度を確立に向けて、国にもエールを送る意味で、この趣旨の陳情には採択とさせていただきます。

○神谷委員

陳情第19号ですが、不採択の意見を申し述べさせていただきます。

新しい障害者総合福祉法制定という、まだまだこれから始まるころですし、時期早尚ではないかなと。つくってくれるのを検討していく。やっぱり精査していくってことを主眼にした方がいいのではないかなと、私は思います。

一応65歳以上の障害者っていうのは、どんどんいろんな障害が出てきます。そして、障害者一本やりでいきますと、私も私もということで、最優先とかなんとかではなく、障害者の認定者が増大する懸念っていうのも考えていく必要があるのではないかなと。今回は不採択でお願いいたします。

○田中委員

個人的なこの法律は悪法ですな。党は知らんけれども。現実にはね、けやきなんかのお話聞きますとね、工賃より利用料の方が高いっていうんだから。その方々って何の生きがいもなくさ、利用料でとられて、どういう制度だって思うでしょ。やっぱりね、厚労省が調査したらやっぱり知的・身体障害者の方の実質負担額っていうのはやっぱりね、87.2%はこの法制度前と法施行後と、実質負担増

になってるんですね。非課税の方、低所得者の方でもっと多いですね。93.6%の方は実質的に負担がふえたって言うてる。だから、何のための社会福祉か。障害者の方の福祉かっていうのはやっぱり相反した、私はこの法律だと思うんですね。それでは、正しくやっぱり法を撤廃して、新しい法を築かないかと。そういう意味では、この陳情に対して採択をお願いします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第19号、障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第20号、医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたらお願いします。

○神谷委員

陳情第20号について、不採択で意見を申し述べます。

非常に一つ一つの事については、非常に賛成するところもあります。けれども、その人たちの施設での食費だとか、いろんなことを全部負担をしていくっていうことには、やっぱり財源を無視してないだろうか。この不況の時代にどこまでやっていったらいいだろうか。もう少しみんなで精査していく必要があると思いますので、今回は不採択でお願いいたします。

○高笠原委員

20号については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

8項目にわたって訴えていらっしやいます。番号順でいきますと、1については、後期高齢者医

療制度を選択しない65から74歳の障害者は働くことが困難です。障害者医療費助成制度の適用は当然であります。

二つ目については、県制度分については実施されていますが、そして知立市については、ひとり暮らし老人で市民税非課税者にとっては福祉給付金制度が実施されています。しかし、さらなる拡大を求めるものであります。

3番目については、前年所得に応じての負担ですが、2割負担になった場合、1割分を助成し、自己負担1割に据え置くべきであります。

4・5については、知立市は実施しておりますけれども、ぜひ県補助の実施を、そして6・7・8についても県補助と利用料負担をなくすこと、特に陳情20号では、後期高齢者、障害者、子供という弱い立場の人たちの訴えであります。少しでも負担を軽くするためには、県への意見書の提出が求められるところであります。

よって、20号については、賛成といたします。

○風間委員

総体的に先ほどから申し上げておりますとおり、医療・介護・福祉の充実、どこをどう詰めていくか。やれるところから充実に向けて努力していく。こういったところが重要であると思っておりますので、採択をお願いします。

○田中委員

県に対して意見を上げるっていうのは当然の話であります。現場の話、現場の問題、現場の状況をやはりやっぱり愛知県の方にしっかりと伝えていく、このことが一番大事だと思いますね。

連立の負担割合、2対1の問題もありますけど、こういう現場の状況をしっかり訴えて、少しでもいいからね、県からの助成、補助をやっていただくと、こういう熱き思いで採択をお願いします。

○永井委員長

ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第20号、医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第21号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高笠原委員

陳情第21号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成をいたします。

うば捨て山制度だ、年寄り早く死ぬと言わんばかりで大変不評な制度です。そして、愛知県という大きな枠の中で議論がされ、市民の声が通りにくい制度であります。

健診事業については知立市は実施しておりますけれども、低所得者の減免制度は国保法第44条ではあるが、窓口負担なしで行っており、市独自で頑張っているわけでありまして。

資格証明書については広域連合が行っているわけですが、国保では現在18歳の年度末までの子供がいる場合は、保険証取り上げは行っていません。しかし、主体は愛知県の広域連合です。せめて、国保並みにすべきではないでしょうか。命に格差があってはならない、そしてこの制度は何よりも高齢者を差別してはならない、少子化と核家族化が進んだ現代において、なお一層異常な制度であると感じ、怒りがわいてなりません。廃止を明記した民主党は拙速に進めると混乱すると、即時廃止を避け、先送りをしました。日本共産党は一日も早い廃止を訴えています。

よって、愛知県後期高齢者医療広域連合に意見書の提出を求め、賛成といたします。

○川合委員

この陳情の趣旨につきましても、非常に納得するところも多いわけですのでございます。この制度につきましても、発足、そして施行以来、数々の問題点等が指摘されまして、なるほどなと思うところが

かなりあります、正直言いまして。

ただ、この陳情につきましては、高齢者の方の意見を聞く協議会の設立とありますが、やはりそういう協議会を設立するという手もあると思いますが、本来はその広域連合の中にですね、そういうことを集約できる能力を強化する、このことが本当は必要でないかと思いまして、今回は不採択でお願いしたいと思います。

○風間委員

陳情15号と同趣旨で愛知県の広域連合に意見を上げていくと。当然充実に向けて、意見を上げていくということで、採択でお願いします。

○田中委員

採択でお願いします。

○永井委員長

ほかにありませんか。

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第21号、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第23号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、お願いします。

○中島委員

賛成の立場からの意見を述べさせていただきます。

改正貸金業法ですか。これについては、前に改正してほしいという意見書を上げた経緯がございます。ちょうど私もこの市民福祉委員会ということで、それを上げるための陳情の賛成の意見を述べまして、これは全会一致で上げたという経過があるものであります。

そして、その後ですね、これが改正をされたということがこの説明の中にも書いてあります。それがまだ完全施行されるには至っていない。平成19年12月19日から2年半以内に完全施行される

予定であるというふうになっているわけであります。もう少しなわけでありますけれども、もうなかなかこれがね、抵抗されている、こういう状況があることも指摘をされています。

つまり、この貸金業法、これを改正していただいたときのねらいは、非常にグレーゾーンの高い金利があつて、それこそ、ちょっと貸してもらったために、どんどん雪だるま式に借金がふえて、自殺に追い込まれるような人が社会問題になったと。幾ら何でもこの金利はだめじゃないかということで、見直しのきっかけになったわけでありますけれども、今、ヤミ金業のような、そういう方々の方からね、抵抗があつて、実施がなかなか進んでおらんという現実がある、こういうことが書かれているわけであります。一刻も早く、これを改正法を実施していかなければならないというふうに思います。

私も派遣村の支援の中で、本当にたくさんの借金で苦しんでいる方たちにもあつたわけであります。生活費がない中で手を出してしまう。しかし、何の解決にもそれはならない。こういうようなことでありまして、早くこういうものを施行していくこと、強制力をきちっと発揮することが必要であります。

これは同時に自治体に対する相談窓口を拡充してほしい、こういうことも要求をされているわけであります。当市も多重債務の相談室、これが相談窓口がね、当市は設置をいたしました。ちょうどこの議論があつた当時の要求で、窓口にも多重債務の相談窓口も、今現在2階に週何回か来てやっていただいていると。これも拡充して、そういう方たちの問題をね、きちっと解決できるようにしてもらいたいなというふうに思うわけであります。そういった観点からもこの陳情に対しては、一刻も早く完全施行することを求めて、国に上げることが必要だろうというふうに思います。

○川合委員

この陳情につきましては、ぜひ採択でお願いしたいと思います。

提出される前回からの論議を見ましても、これ

がおくれればおくれるほど、非常に内容が骨抜きにされたり、そのことによって被害といますか、問題が多発する可能性もありますので、ぜひ早急なる採択をお願いしたいと思います。

○風間委員

私も、過去こういう問題の相談を受けたことがあります。このような高利貸しで借りること自体が正直言って、私的には理解が余りできないんですが、そういう事情もあるんでしょうし、また、この今不景気のおおりに受けて、もう雇用もなくなってワーキングプアが1,000万人を超えたと。非常に厳しい状況下で、もう生きていくためにはこういうところにも手を借りて、借りると。その結果がどんどんもう債務が膨れ上がってしまうという、こういう社会の生んだ背景的な問題もありまして、やはりそういう部分を解決するには、やはり原則論のこの金利の部分の貸金業の抜本的な改正、改善、こういうものがまず第一義的に必要であるというふうに思っておりますので、ぜひとも採択をお願いしたいと思います。

○田中委員

私もヤミ金でお金借りて、相談に来られる方っていうのは10人以上、議員させていただいて、相談を受けたこともあります。1件1件、弁護士へ行ったり、司法書士さんのところへ相談に行ったりしながら、本人は大変ですよ。だけど、そのもとは、やむを得ずヤミ金に手を出したのかね、どうにもいかないで手を出したのかよくわかりませんが、そんなことはそこではちょっと言えませんから、どうしたら専門家に相談して、少しでも軽く返済方法ができるかという。この現実を見ますとね、基本的に抜本的なその改正貸金業法を早期完全施行して、ヤミ金の徹底摘発と。この一点をしっかりとやっていただきたい。そういう意味では、しっかり声を上げていきたい。採択をお願いします。

○永井委員長

ほかにありますか。

それでは、これより採決します。

陳情第23号について、採択することに賛成の委

員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第23号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

ただいま採択された陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第23号が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

案文については添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

○永井委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後8時00分

再開 午後8時03分

○永井委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま採択された陳情第12号について、案文については正副委員長に一任していただいて結構でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

提出先については、国に対してでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後8時04分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長